

ISSN 2432-0994

志學館大学 教職センター紀要

第8号



志學館大学
SHIGAKUKAN UNIVERSITY

志學館大学教職センター
2023年3月

目次

第8号発刊にあたって	新納 雅樹	1
《論文》		
「地理的知識・技能」、「地理的思考力・表現力・判断力に関する一考察 －令和7年度大学入試共通テスト「地理総合、地理探究」の試作問題をもとにして－	新納 雅樹	3
特別支援教育の指導法に関する一考察 ～『感性の知』を手がかりとして～	野浪 俊子	17
1959-73年における小学校低学年向けテレビ学校放送番組の分析 －『教育音楽』を基にして－	佐藤 慶治	27
就学先の選択における子どもの行動上の問題に関する意識調査 ～保育士・児童発達支援施設職員へのアンケート調査を通して～	今村 幸子	35
《研究ノート》		
大学生におけるリズムジャンプの効果について	山口あずさ	49
「指宿市の観光宿泊施設で働く外国人人材に対する聞き取り調査」	岩切 朋彦	56
ドイツの幼児教育における音楽活動について －ブレーメン州の教育計画に着目して－	中村 礼香	67
《実践報告》		
教育実習・養護実習報告	宗 建郎	75
介護等体験実践報告	野浪 俊子	88
博物館実習実践報告	山口あずさ	92
臨床看護実習の代替実習報告	米嶋美智子	109
学校支援ボランティア報告	新納 雅樹	114
合格体験記 ～教員採用試験～	新納 雅樹	118
保育士・小幼教員養成校における音楽理論新テキストの有効性についてのアンケート分析 －音楽理論教授法の改善に向けて－	佐藤 慶治	121
	中村 礼香	
	中村ますみ	
	水谷いつみ	
《研修報告》		
全私協教、九教協 等	新納 雅樹	129
《事業報告》		
新入生オリエンテーション	新納 雅樹	133
在学生オリエンテーション	前迫 勇太	139
教職課程のあゆみ	野浪 俊子	145
教職センター運営会議	前迫 勇太	147
《編集後記》	新納 雅樹	150

第8号発刊にあたって

志學館大学 教職センター長 新納 雅樹

令和4年(2022年)は、ウクライナで戦争が始まり、世界平和が危機的状況に陥った。現在も、毎日、多くの尊い命が奪われており、1日も早く戦争が終わるよう願う日々である。

コロナ禍も3年目となり、私たちにも with corona という意識が浸透し、コロナ感染防止に気をつけながら、日常生活をするようになった。一時、変異株のオミクロン株感染者増加という第7波、第8波によりまた行動制限になるのではと心配したが、そこまではいかなかった。リモート授業を実施した教育機関もあったが、感染者の減少により対面授業にもどしたようである。しかし、今も、感染は終息した訳ではない。

2月になり政府は同日、マスク着用について、3月13日から新たな指針を適用し、屋内外を問わず個人の判断に委ねる方針を決めた。ただ、卒業式は子どもの表情を確かめるなどの教育的意義があるとして、文部科学省は2月10日、卒業式については同日以降、児童生徒や教職員は着用しないことを基本とする方針を決め、全国の教育委員会などに通知した。ただし、国歌斉唱など大勢で声を出す場面や、卒業式に参加する保護者らには着用を求めるようだ。1月の第7波の増加が治まった途端に、このような判断が突然出たため、教育現場で指導にあたる我々教職員は、4年前の生活にもどれて良かったと安心してしまいが、そういう訳にはいかないようである。

先日、テレビニュースでマスク着用をしなくて良いことに関して、小、中学生にインタビューをしていたが、その中で、この3年でマスクをすることが当たり前になり、それに慣れたし、顔をみられたくないのだからこれからもマスクをするという意見あれば、早くマスクをとって友達と自由に会話をし、給食を食べたいという意見もあり様々であった。大人に、マスク着用を個人の判断に委ねるのは良いとしても、児童生徒に委ねた場合に、これまでのようにマスク着用を続ける級友に対して、違和感を持って接したり、マスクを外すことを強要したり、いじめの対象にならないかといったような新たな教育問題が生じてくる。

一方で、文部科学省は、近年の教員志望者の減少を防ぐため、教員採用選考試験について2024年度から早期化や複線化による新日程での試験を実施する方針を掲げた。民間企業の採用時期に重ならないようにし、教員の採用を早めることで優秀な人材を採用したいということである。

さらに、教員養成では、教育実習など教職科目の実施方法の見直しを検討している。教育実習は3から4学年に短期集中で実施する方法だけでなく、通年で決まった曜日に実施したり、「学校体験活動」として早い学年から一部導入したり、「介護等体験」についても体験施設を特別支援学校に加え、小・中学校の特別支援学級なども選択できるようにするなど様々な案が練られている。

今こそ、我々は、県内の大学、短大、教育機関や学校等、行政機関、地域社会と連携協力しながら新たな教育問題や様々な課題を解決していかなければならない。

ここに「志學館大学教職センター紀要 第8号 2022」を発刊するに至り、多忙な中、原稿を執筆していただいた皆様方に心から感謝申し上げたい。内容は、論文、研究ノート、実践報告、研修報告、教職センター事業報告、編集後記と「紀要」の性格上、多岐にわたっている。この「紀要」第8号の発刊が、教育現場で毎日、児童生徒の教育に精励されている教師や、未来を担う子ども達の成長の一助となってくれることと、今後、本学の教員養成がさらに充実・発展して行くことを願ってやまない。

「地理的知識・技能」、「地理的思考力・表現力・判断力」に関する一考察 －令和7年度大学入試共通テスト「地理総合、地理探究」の試作問題をもとにして－

新納 雅樹

1. はじめに

令和4年11月9日(水)に、大学入試センターから「令和7年度大学入試共通テスト出題の方向性及び試作問題」が公表された。令和4年4月から年次進行で高等学校新学習指導要領が始まったが、それに基づいて作成された教科書で学習した高校生が初めて、令和7年度大学入試共通テストを受験する事になる。どのような共通テスト問題が出題されるかは、学校現場等の授業に大きな影響を与えるため、この公表は教育関係者にかなり関心を持たれ、今後の授業や入試対策を考える指針となった。

まず、教科共通の問題作成方針に関する検討の方向性については、以下のように述べられている。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの 問題作成方針に関する検討の方向性について

I. 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの問題作成方針（令和5年6月決定予定）については、以下の方向性で検討する。

1. 試験の継続性及び高大接続改革の趣旨を踏まえ、これまでの大学入学共通テストの問題作成方針の考え方を引き続き重視し、かつ、その趣旨がより明確になるようにする。その上で、新しい高等学校学習指導要領（平成30年3月告示、令和4年度高等学校入学者から年次進行で適用。以下「新学習指導要領」という。）と、これまでの大学入学共通テストの実施状況を踏まえた方針とする。
2. 大学入学志願者を対象に、高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するという目的の下、各大学が実施する試験等との組合せにより、大学教育を受けるためにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するよう、以下を基本的な考え方とする。

(1) 大学入学志願者が高等学校教育の成果として身に付けた、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を問う問題作成

大学で学修するために共通して必要となる、高等学校の段階において身に付けた基礎的な力を問う問題を作成する。特に、新学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」を通して育成することとされている、深い理解を伴った知識の質を問う問題や、知識や技能を活用し思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する。その際、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を、教科横断的に育成することとされていることについても留意する

(2) 各教科・科目の特質に応じた学習の過程を重視した問題作成

(1)に示した知識・技能や思考力・判断力・表現力等を適切に評価できるよう、出題科目の特質に応じた学習の過程を重視し、問題の構成や場面設定等を工夫する。例えば、社会や日常の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等を基に考察する場面、考察したことを整理して表現しようとする場面などを設定することによって、探究的に学んだり協働的に課題に取り組んだりする過程を、問題作成に効果的に取り入れる。

(3) 多様な受験者の学力を適切に評価する試験問題の作成

(2)に示す問題作成の工夫を重視した上で、多様な受験者が十分に力を発揮し、(1)に示す知識・技能や思考力・判断力・表現力等を適切に評価できる問題となるよう、構成や内容、分量、表現等に配慮する。その際、これまで良質な問題作成を行う中で蓄積した知見や、試験問題の評価・分析の結果を問題作成に生かすようにする。

(令和7年度大学入試共通テスト出題の方向性及び施策問題の公表に関する説明資料より)

(1)の大学入学志願者が高等学校教育の成果として身に付けた、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を問う問題作成(2)各教科・科目の特質に応じた学習の過程を重視した問題作成(3)多様な受験者の学力を適切に評価する試験問題の作成この3つの柱に沿った問題になるということである。

そして、大学入学共通テスト入試科目は「地理歴史」「公民」については次のようになる。

地理歴史， 公民

・ 6つの出題科目で構成 →(参考1)出題科目構成

(a) 必履修科目を組み合わせた出題科目

『地理総合， 歴史総合， 公共』

高等学校の必履修科目「地理総合」「歴史総合」「公共」の3つのうちから2つを選んで解答。
各50点， 2つ合わせて100点

(b) 必履修科目と選択科目を組み合わせた出題科目

**『地理総合， 地理探究』， 『歴史総合， 日本史探究』，
『歴史総合， 世界史探究』， 『公共， 倫理』， 『公共， 政治・経済』**

高等学校の必履修科目「地理総合」「歴史総合」「公共」と， それらを履修した後に学習する
選択科目である「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」「倫理」「政治・経済」を組み合わせた
問題を出題 各100点

(令和7年度大学入試共通テスト出題の方向性及び施策問題の公表に関する説明資料より)

必修科目の「地理総合， 歴史総合， 公共」の3つの中から2つを選んで解答する型と必修科目と選択科目を組み合わせた「地理総合， 地理探究」， 「歴史総合， 日本史探究」， 「歴史総合， 世界史探究」， 「公共， 倫理」， 「公共， 政治・経済」の5つの中から1つを選んで解答する型になるようである。ただ、この型の選択については、今後、大学が指定する場合もある。受験生が自分の志望する大学の受験科目を事前に調べて、大学入学共通テストの選択科目を受験しなければならない。

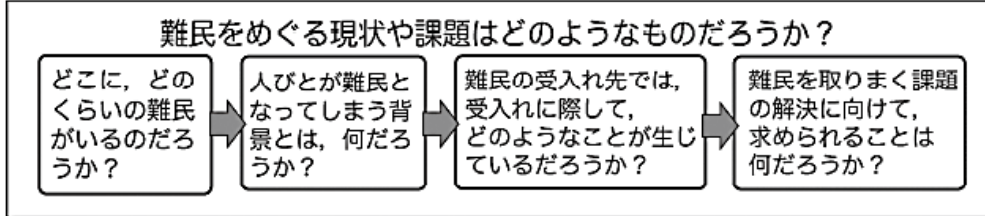
それでは、新学習指導要領で学習することになった「地理総合」・「地理探究」の共通テスト入試問題は、具体的にどのような問題が作成されるのだろうか。今回、公表された試作問題の中からいくつか特徴のある問題を取り上げて分析しようとする。

2. 問題分析

試作問題の問題構成は、大問が6問で構成されており小問が30問あった。配点は3点が20問、4点が10問で、合計100点となっている。令和5年度の大学入試共通テストの「地理A」が大問5で小問が31問、配点が2点が2問、3点が20問、4点が9問で、合計100点であり、「地理B」が大問5で小問が31問、配点が2点が2問、3点が20問、4点が9問で、合計100点となっているので問題数には大きな変化はなかった。

第1問 ニュースをきっかけに難民問題に関心をもったレイさんたちは、それぞれの疑問を整理し、次の資料1のような過程で追究した。難民問題に関する次の問い(問1~4)に答えよ。(配点 12)

資料1 難民問題に関するレイさんたちの疑問



問3 カエデさんは、難民の受け入れ先に興味をもち、受け入れに関する動向を調べた。次の文章ア~ウは、イタリア、オーストラリア、アフリカのザンビアのいずれかにおける難民の受け入れ状況について述べたものであり、後の図2中のA~Cは、それぞれの難民の受け入れ数を示したものである。オーストラリアに該当する文章と凡例との正しい組合せを、後の①~⑨のうちから一つ選べ。 3

- ア 2002年まで内戦が続いた隣国から多くの難民を受け入れてきた。難民の自立や社会への統合を進めるため、滞在許可や土地を与える取組みがある。
- イ 移民国家であり、1970年代のベトナム戦争で発生した難民を多く受け入れた。2001年以降は保護を求めて流入する難民への対応を厳しくした。
- ウ 北アフリカなどから多くの難民が流入している。2010年以降、難民数や負担が増大し、国内では受け入れに否定的な意見もある。



UNHCRの資料により作成。

図2 難民の受け入れ数の推移

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
文章	ア	ア	ア	イ	イ	イ	ウ	ウ	ウ
凡例	A	B	C	A	B	C	A	B	C

第1問は「地理総合」の「B 国際理解と国際協力」の「(2)地球的課題と国際協力」における、主に難民をめぐる現状や課題に対応した問題である。難民問題は世界的な課題となっており、「地理総合」でも扱われている。その中で、問3は、まず、アからウの説明文がイタリア、オーストラリア、ザンビアのどれに該当するか判断できないといけない。アは問題文頭の2002年まで内戦が続いた隣国からアンゴラ動乱がわかるとザンビア、イは問題文頭の移民国家からイタリア、ウは問題文頭の北アフリカなどから多くの難民が流入からイタリアとなる。しかし、アンゴラ動乱を知らない高校生も多く、オーストラリアが移民国家であることは、白豪主義を1970年代からやめた事を覚えているか、そして、イタリアが北アフリカのリビアを植民地にしてのを知っていないと、国名の判断はかなり迷うであろう。

また、グラフのAからCの国名の判断も難民の多い時期の違いが何によるものかを知っているかどうかである。Aのグラフは1984年から急激に難民が減っている。移民は認めても難民は受け入れないというオーストラリアの政策変更や、Bのグラフは2002年以降の減少からアンゴラ動乱の終結、2018年以降の減少は、イタリアの難民受け入れ拒否を知らないと国名の判断は厳しい。正解は⑥である。

高校の授業で、各国の難民受け入れの歴史的背景まで教科書を使いながら学ぶのは厳しいため、かねてからニュースや新聞等に触れているかが重要である。

第2問 自然環境と防災に関する次の問い(問1~4)に答えよ。(配点 13)

問2 次の図2に示した地域について、地形と災害リスクを述べた文章中の下線部

①~④のうちから、適当でないものを一つ選べ。 6



地理院地図により作成。

図2 ある地域の地形図と地形分類図

この地域では、河川の蛇行部をショートカットする人工的な流路をつくることで、①増水時にも河川の水を流れやすくして洪水発生リスクの低減が図られた。旧河道の一部は盛土造成が行われ、この盛土造成地にある②地点Aは、地点Bよりも地震発生時に液状化が発生する可能性が高いと考えられる。河川氾濫時のリスクとしては、③地点Cは、浸水しやすく、浸水した状態が長時間継続しやすい。また、④地点Dは、地点Eよりも浸水深が大きくなり、浸水した状態が継続する時間も長くなる可能性が高いと考えられる。

第2問は、主に高等学校学習指導要領の「地理総合」の「C 持続可能な地域づくりと私たち」の「(1)自然環境と防災」に対応したものである。その中で問2は、地形図と治水地形分類図から地形の特徴や土地利用を読みとり、河川が作る地形とその特徴に関する知識とを関連付け、土地条件と災害リスクについて考察できるかを問う問題である。防災は「地理総合」で学ぶことになった重要な単元である。日本は自然災害が多い国なので、生徒にも主体的に学んでもらいたい分野である。

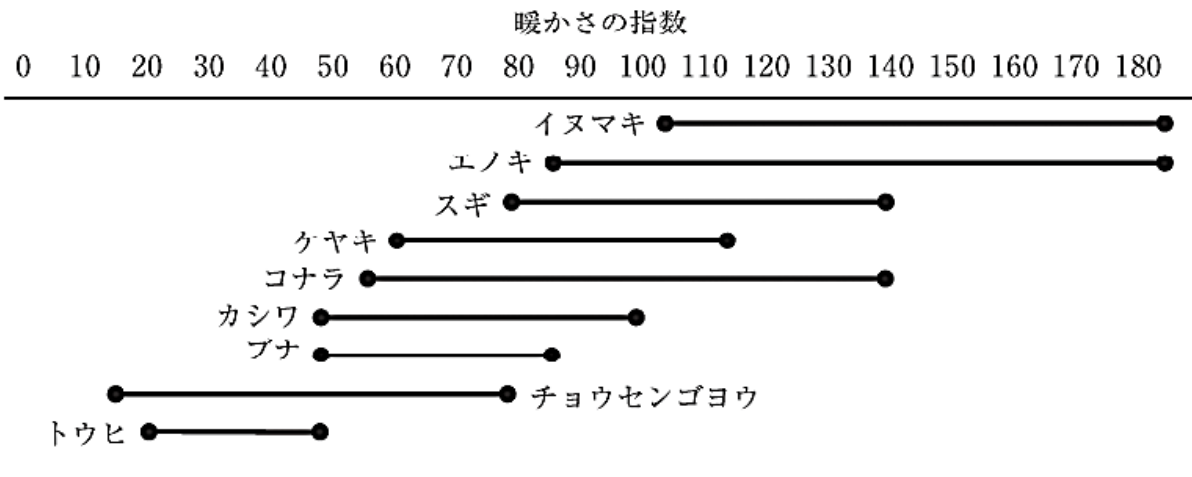
下線①は河川の蛇行部分は川の流速がおそくなり土砂が堆積しやすくなるため、洪水が発生しやすくなる。そのため、河川改修で人工的な流路をつくることで洪水を防げるため正しい。②は地点Aは盛り土であるので地震になると盛り土部分が崩れるため液状化しやすくなり正しい。③は地点Cは旧河道であり、現在も水田のあるところなので浸水しやすく、水はけも悪いので正しい。④は地点Dは自然堤防であり、地点Eは後背湿地なのでEの方が浸水しやすく、浸水時間も長くなるため誤りである。正解は④である。

第3問 世界と日本の自然環境に関する次の問い(問1～5)に答えよ。

(配点 17)

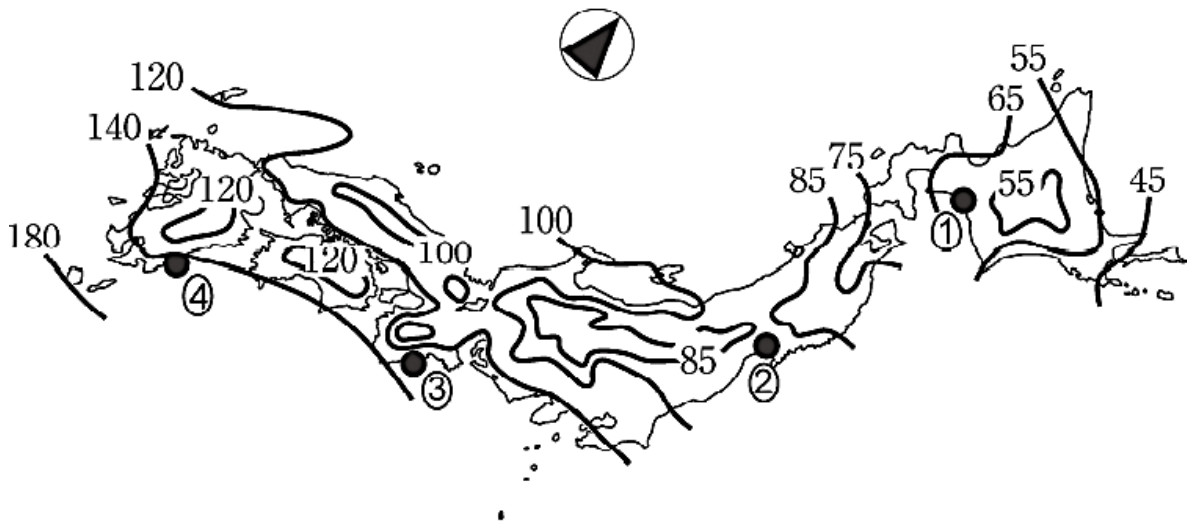
問4 現在の植物と植物化石を比較することによって、過去の気候を復元できることがある。次の図8は、いくつかの植物種について、それらが生育する暖かさの指数*の範囲を示したものである。ある地点の1万年前の地層からエノキとケヤキの化石が産出されたとした場合、この地層が堆積した時の気候と、現在ほぼ同じ気候の都市として最も適当なものを、後の図9中の①～④のうちから一つ選べ。 12

*1年のうち月平均気温が5℃以上の月について、各月の平均気温と5℃との差を合計したもの。



吉良龍夫『日本の森林帯』により作成。

図8 暖かさの指数と植物種との関係



吉良龍夫『日本の森林帯』により作成。

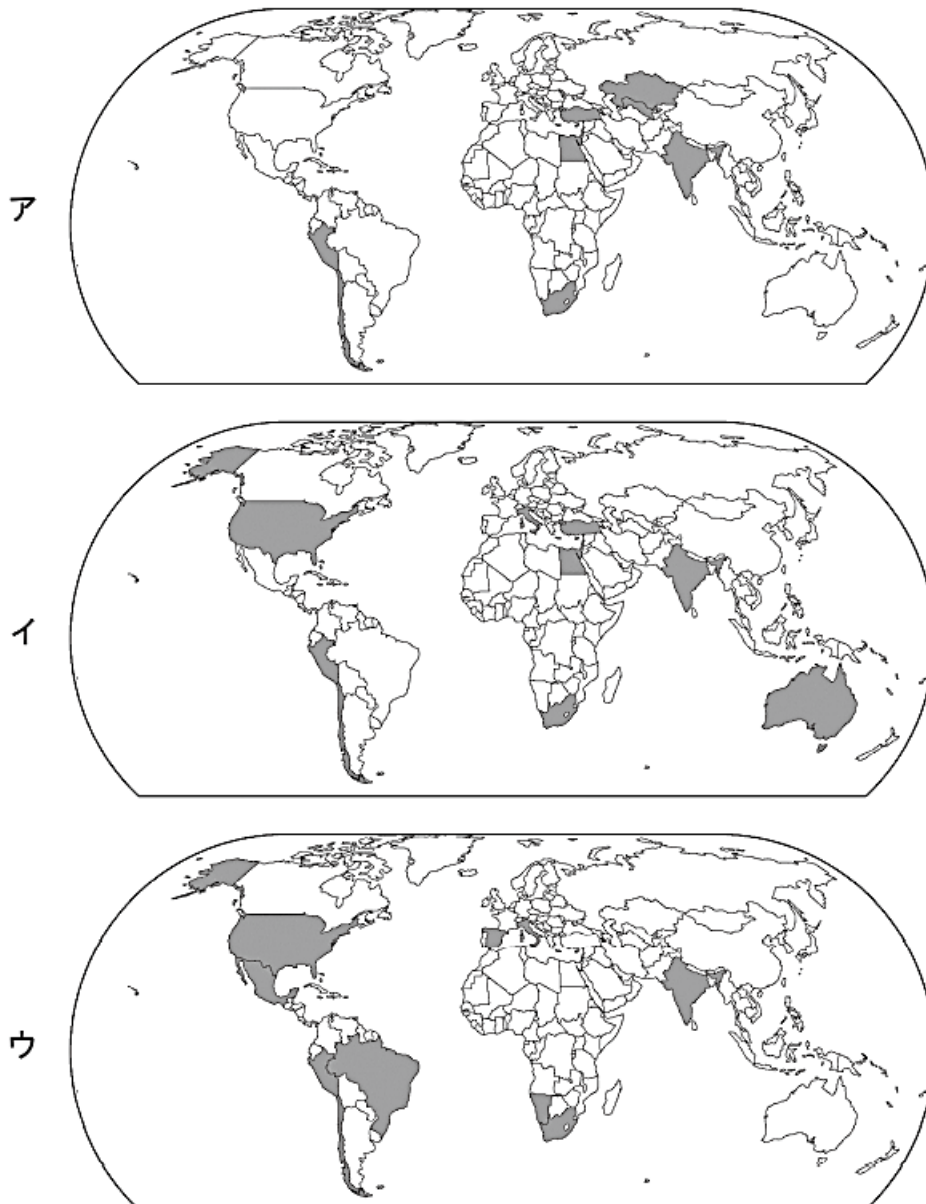
図9 現在の暖かさの指数の分布

第3問は、主に高等学校学習指導要領の「地理探究」の「A 現代世界の系統的地理考察」の「(1) 自然環境」に対応したものである。問4は資料から暖かさの指数と植物種との関係性を読み取り、日本の気候に関する知識と関連付け、過去の気候の復元について考察できるかを問う問題である。文中に1万年前の地層からエノキとケヤキが産出されたとなっているので暖かさの指数を図8で見ると、エノキが85からでケヤキが60からとわかる。図9を見ると①の都市は暖かさの指数が60でケヤキは生息できるがエノキは生息できない。②の都市であれば、暖かさの指数が85なのでケヤキもエノキも生息できる。③は暖かさの指数が130で、④は暖かさの指数が140なので、エノキは生息できても、ケヤキが生息できない。そのため正解は②である。この問題は、地理の知識がなくても、資料を正確に読めれば、解ける問題である。

第4問 人や物、情報の移動からみた産業に関する次の問い(問1~5)に答えよ。

(配点 17)

問1 現代では、貯蔵性の低い生鮮食品も世界的に流通している。次の図1中のア~ウは、カナダ、サウジアラビア、ロシアのいずれかにおける2015~2019年の生食用ブドウの累計輸入量上位10か国を示したものである。国名とア~ウとの正しい組合せを、後の①~⑥のうちから一つ選べ。 14



FAOSTAT により作成。

図1 各国における生食用ブドウの主な輸入先

	①	②	③	④	⑤	⑥
カナダ	ア	ア	イ	イ	ウ	ウ
サウジアラビア	イ	ウ	ア	ウ	ア	イ
ロシア	ウ	イ	ウ	ア	イ	ア

第4問は、主に高等学校学習指導要領の「地理探究」の「A 現代世界の系統地理的考察」の「(2) 資源、産業」及び「(3)交通・通信・観光」に対応したものである。その中で問1は主題図からブドウの主な輸入先の特徴を読み取り、国際貿易に関する知識と関連付け、国家間の貿易に関する地域的近接性やつながりについて考察できるかを問う問題である。ロシアは、アメリカとは関係が薄いですが、中央アジアの国とは関係が深いのでアになり、サウジアラビアは生食用ブドウなのでエジプト、トルコなど近隣の国から輸入するのでイとなり、カナダはアメリカと関係が厚く、近隣の南米から輸入するのでウになる。正解は⑥である。まさに国家間のつながりを知っておかないと正解できない問題である。

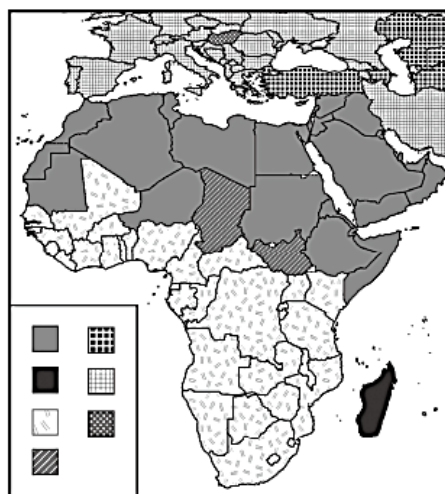
第5問 高知県に住む高校生のチガヤさんは、授業でアフリカ地誌を学び、さらに興味や疑問をもった点について追究することにした。これに関する次の問い(問1~5)に答えよ。(配点 17)

問3 チガヤさんは、文化の広がりには、自然環境の影響とともに歴史的背景もあることを学び、アフリカとその周辺地域における文化に関する主題図を作成した。次の図3中のサとシは、宗教と、母語が属する語族*のいずれかについて、国・地域ごとに分類し、凡例を分けて示したものである。図3について述べた文として最も適当なものを、後の①~④のうちから一つ選べ。 21

*諸語などと呼ばれるものも含む。



サ



シ

宗教の図は、宗派の違いは区別せず、最も多い宗教の人口割合が 50%を超える場合はその宗教単体、超えない場合は宗教人口 1 位と 2 位の組合せによって分類して示した。語族の図は、話者人口が最大となる語族を示した。The World Factbook などにより作成。

図 3 アフリカとその周辺地域における宗教と語族

- ① アフリカで最も広域に分布する二つの語族は、ともにヨーロッパに起源をもち、それぞれ植民地時代にアフリカに広がった。
- ② アフリカで最も広域に分布する二つの宗教は、ともにアフリカに起源をもつ一神教である。
- ③ アフリカの地中海沿岸諸国では、宗教の分布と語族の分布とが対応しているが、西アジアの地中海沿岸諸国ではあまり対応していない。
- ④ マダガスカルは、宗教がヨーロッパ、語族が西アジアと関係が深い。

第 5 問は、主に高等学校学習指導要領の「地理探究」の「B 現代世界の地誌的考察」の「(1)現代世界の地域区分」及び「(2)現代世界の諸地域」に対応したものである。その中で問 3 は主題図からアフリカとその周辺地域の宗教と語族の分布を読み取り、宗教と語族に関する知識とを関連付け、宗教と語族の分布の特徴について考察できるかを問う問題である。問題文①はアフリカの二つの語族はともにヨーロッパに起源を持つ語族ではない。北アフリカのアフリカ・アジア語族はアラビア語で西アジア起源であり、中南アフリカのニジェール・コルドファン語族はアフリカ起源である。②はアフリカの二つの宗教は、イスラム教と原始宗教でイスラム教は西アジア起源でありともにアフリカ起源の一神教ではない。④はマダガスカルは、キリスト教も信仰している国民がいるが、伝統信仰が多く、語族はオーストロネシア語族で東南アジアと関係が深い。③が正解である。アフリカの事を広く深く学習して理解していないと正解できない。

第 6 問 高校生のジュンさんたちは、日本の国土像を考えるために、自分たちの住む地方中核都市の X 市を事例に、持続可能なまちづくりについて探究することにした。この学習に関する次の問い(問 1~7)に答えよ。(配点 24)

問 3 ジュンさんたちは、X 市内のある地区で買い物に関する聞き取り調査を行い、次の資料 1 と、聞き取り調査の内容に関する後の図 3~5 を作成した。ジュンさんたちが聞き取り調査をした地区として最も適当なものを、図 3~5 中の①~④のうちから一つ選べ。 26

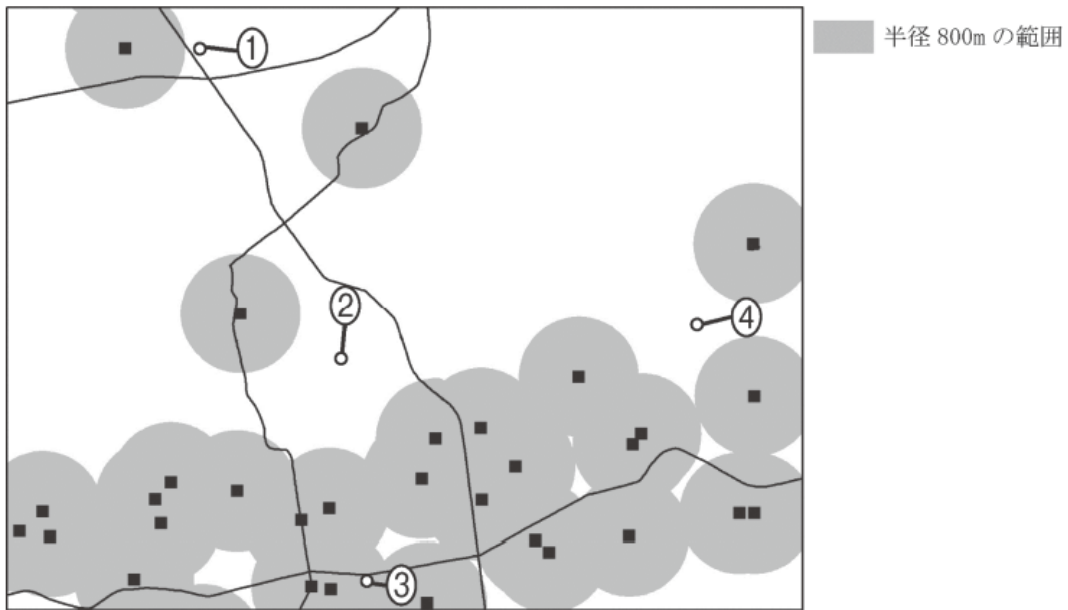
資料1 聞き取り調査の結果

- ・この辺りは、50年前に大規模に造成された住宅地である。
- ・開発当時の入居者は、30歳前後の世代とその子どもが多かったが、その後、進学や就職、結婚を機に若者が転出し、今では高齢化が進んだ地域となった。
- ・食品スーパーへ買い物に行くには自家用車が使えれば問題ないが、歩いて行くには遠く、坂道が多いため自転車も使いにくい。
- ・バスの本数が少なく、食品スーパーまで遠回りでも時間も運賃もかかる。
- ・高齢となり自家用車を使えなくなった世帯は、食品スーパーに行くことが困難になっている。



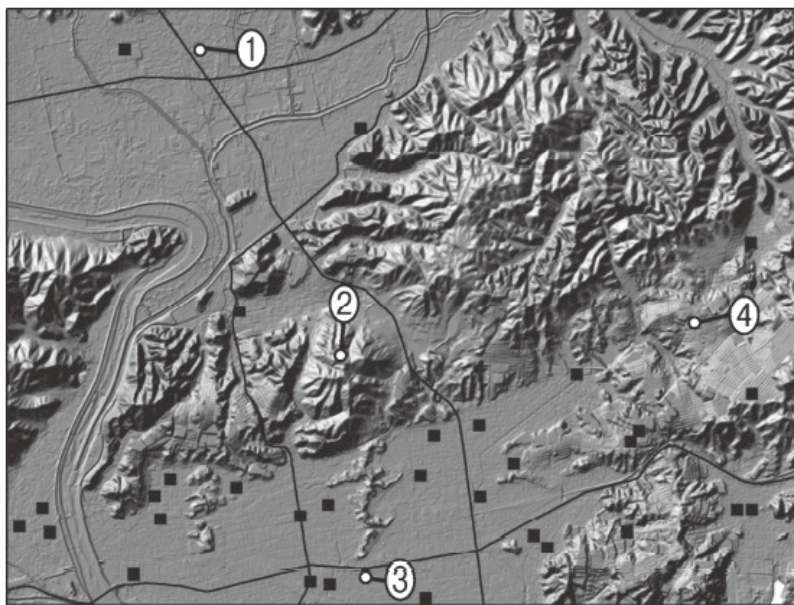
統計年次は2015年。国勢調査などにより作成。

図3 食品スーパーと地区別の75歳以上人口の割合



国土数値情報などにより作成。

図4 食品スーパーとそこから半径 800m の範囲



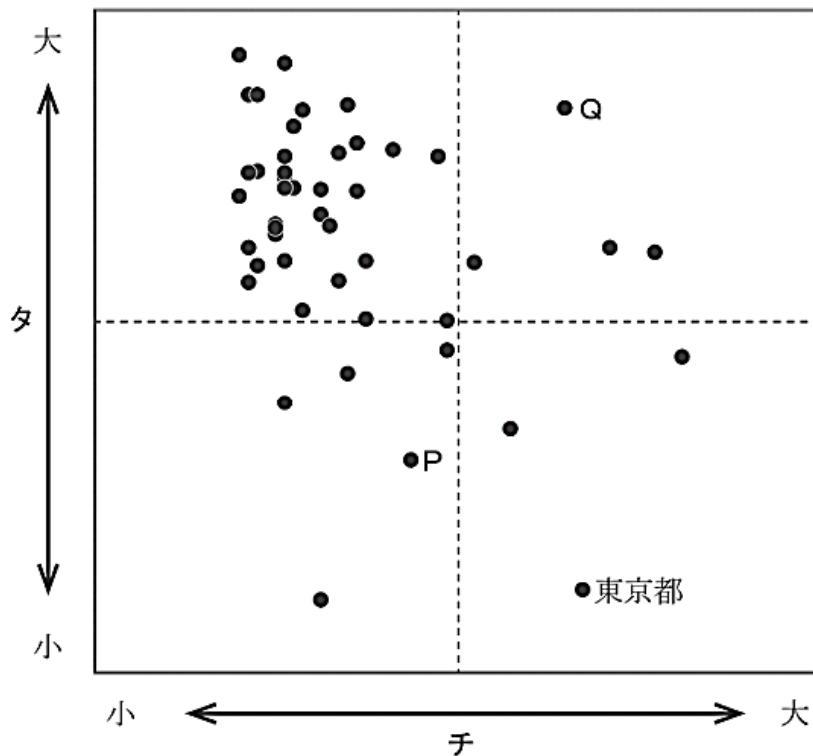
地理院地図などにより作成。

図5 食品スーパーと陰影起伏図

第6問は、主に高等学校学習指導要領の「地理探究」の「A 現代世界の系統地理的考察」の「(4) 人口、村落・都市」及び「C 現代世界におけるこれからの日本の国土像」の「(1)持続可能な国土像の探究」に対応したものである。その中で問3は、資料から聞き取り調査の結果を読み取り、複数の主題図から得られた地域情報に関する知識と関連付け、高齢者の買い物に関する現状について考察できるかを問う問題である。聞き取り調査の結果から、「50年前に大規模に造成された住宅地」、「今では高齢化が進んだ地域」、「坂道が多いため自転車も使いにくい」、「高齢となり自家用車を使えなくなった世帯は、食品スーパーに行くことが困難になっている」などをヒントにしながら、図3、図4、図5を利用しながら考えていくと図5から「坂道が多い」のは②と④となり、「高齢者が多い」から④が決まる。正解は④である。図3、図4、図5を正確に読めればやさしい問題である。

問6 ジュンさんたちは、持続可能なまちづくりには生活の質を意識する必要があると考え、住まいと生活時間に注目した。次の図7中のタとチは都道府県別の平均通勤時間と持ち家住宅率のいずれか、PとQは奈良県と福岡県のいずれかである。持ち家住宅率と奈良県との正しい組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。

29



図中の破線は全国平均を表す。
統計年次は平均通勤時間が2016年、持ち家住宅率が2018年。
住宅・土地統計調査などにより作成。

図7 持ち家住宅率と平均通勤時間

	①	②	③	④
持ち家住宅率	タ	タ	チ	チ
奈良県	P	Q	P	Q

問6はグラフから都道府県別の平均通勤時間と持ち家住宅率の特徴を読み取り、各都道府県の生活実態に関する知識と関連付け、都道府県別の特徴について考察できるかを問う問題である。まず縦軸のタと横軸のチが、都道府県別都道府県別の平均通勤時間と持ち家住宅率のどちらを表しているか判断しないとこの問題は解けない。東京都が表示してあるので、東京都は地価が高いので持ち家住宅率は低い事を考えると、タが持ち家住宅率を表していると判断できる。奈良県と福岡県で都道府県別の平均通勤時間と持ち家住宅率が高いのはどちらが高いか考えると福岡には九州の中核都市福岡市もあるので地価も高い。奈良県は大阪の通勤圏で衛星住宅地域なので、平均通勤時間と持ち家住宅率が高いと判断できる。正解は②である。今回のように2段階思考をさせる問題になると最初は正答しても、次で誤答すれば、最終的に誤答となり点数に結びつかない事になる。このような問題が多くなると、高得点をとることは難しくなり、平均点も下がるのではないだろうか。平均点を考慮した、他の歴史や公民の教科と格差の出ない問題づくりが望まれる。

3. おわりに

大学入学共通テスト試行問題から7問取り上げて分析したが、全部で30問出題されていたので約4分の1になる。今回取り上げなかった問題も含めて、すべての問題が地理の「知識・技能」「思考力・表現力・判断力」を必要とされる問題であった。現行の共通テスト以上に解答時間が足りない受験生も多くなるのではないだろうか。また、専門的な知識を使って作問した問題もあり高校生の学習した知識で解答するには、時間を要し難解であると感じられるものもあった。

このような出題形式から考えると、学校現場における授業は、生徒に地理の知識はもとより思考力、表現力、判断力を身につけさせるために、教師は様々な工夫をすることがますます重要になってきたと考える。しかし、共通テスト受験者のために、毎時間、授業の中に十分に考える時間を入れたり、発表させたり、定期的に調べ学習やプレゼンテーションをさせたりすることは知識も教えないといけなため厳しい。また、地域巡検による聞き取り調査を体験させることも困難である。教科書や教材の中にこのような要素をふんだんに取り入れたものができてくれることが望まれる。

G I G Aスクール構想により、生徒一人一人がタブレットを持てるようになったため、タブレットによる授業の実践研究も是非取り組まなければならないが、W i F i環境がよくないためタブレットを同時に複数クラスが使えない学校もある。国や自治体による早急なW i F i環境整備が必要である。また、「地理総合」に続いて「地理探究」の授業も始まるので、生徒が地理の授業でG I Sを学び日常生活で活用する機会が増えてくる。現場は今、地理の教員が不足していると言われており、「地理総合」の必修化の中でどのようにして「地理総合」や「G I S」を教えるか困惑している地理歴史科教員も多くいる。大学の「G I S」に詳しい地理学専門教員から研修を受ける機会や地理歴史科教員相互の勉強会が必要になると考える。是非、実現できるよう国や自治体の協力をお願いしたい。

最後に、これからも大学入学共通テストを始め多くの大学の入試問題についても研究や分析を続け、「地理的知識・技能」、「地理的思考力・表現力・判断力」を生徒にどのように身につけさせるかについて考えていきたい。

(参考文献)

- ① 令和7年度 大学入学共通テスト試行問題「地理総合、地理探究」
独立行政法人 大学入試センター
- ② 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの問題作成方針に関する検討の方向について」
独立行政法人 大学入試センター
- ③ 「令和7年度大学入学共通テスト 試作問題「地理歴史」の概要」
独立行政法人 大学入試センター
- ④ 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）文部科学省
- ⑤ 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）解説（地理歴史編）文部科学省
- ⑥ 文部科学省 検定教科書 高等学校 新地理総合
戸井田克己 編著
（令和4年1月20日 発行）帝国書院

特別支援教育の指導法に関する一考察 ～「感性の知」を手がかりとして～

野浪 俊子

・はじめに

平成13年（2001年）文部科学省によって、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」という名称に変更された。平成16年に中央教育審議会で「特別支援教育を推進するための制度の在り方」について検討が始まり、平成17年に「特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うものである」という答申に至っている。

さらには、平成17年度の答申を受け、従来の特殊教育（盲、聾、養護）から、これまで特殊教育の対象でなかった障害のある児童生徒（LD、ADHD）、高機能自閉症などの幼児・児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行うことによって、生活学習上の困難を改善・克服し自立や社会参加に向けた特別支援教育への転換を図ろうとするものである。

そして、平成19年4月から、特別支援教育が学校教育法（平成18年6月「学校教育法」の一部を改正する法律）に位置付けられ、全ての学校において特別支援教育がスタートした。

このような特別支援教育の実施に伴い学校教育では、多様な実態に対応できる弾力的な指導プログラムの開発に迫られている。特に、今回の特別支援教育の実施にあたっては、知的理解には問題ないが、他者とコミュニケーションがとれない、集中力に欠ける、多動である、不注意ある等の様々な発達障がいを抱える児童・生徒をも含む特別支援教育の指導法の開発が求められている。

そこで、本研究では、特別支援教育の指導法について、知的理解からの指導法ではなく個々人が持っている「感性の知」を手がかりとして、特別支援教育における指導法について究明していくことを目的とする。

1. 特別支援教育について

特別支援教育に携わる教員免許状については、下記のようになっている。

○1種免許状⇒小・中・高等学校1種普通免許状

+ 「特別支援教育に関する科目の26単位」

○2種免許状⇒小・中・高等学校2種普通免許状

+ 「特別支援教育に関する科目の16単位」

○特別支援学校教諭の免許状授与

⇒特別支援学校教諭の免許状授与は、特別支援教育領域に定めて授与される。

特別支援教育領域は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に関する5領域。

○平成19年4月1日からの特別支援学校教諭の免許状

⇒平成18年の法改正により、平成19年4月1日から、従前の盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状となった。

⇒従前の盲学校教諭免許状を有する者は視覚障害者教育領域の免許状を、聾学校教諭免許状を有する者は聴覚障害者教育領域の免許状を、養護学校教諭免許状を有する者は知的障害者、肢体不自由者、病弱者教育領域の免許状を授与されたものとみなされる。

2. 特別支援教育の「教育目的」と「指導内容（教育課程）」

(1) 特別支援教育の「教育目的」

①特別支援学校の「教育目的」

●「学校教育法第72条」

「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」

②特別支援学校・小学部の「教育目的」

●小学部の教育目的⇒「学校教育法第72条」＋「学校教育法第29条」

「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。」

③特別支援学校・中学部の「教育目的」

●中学部の教育目的⇒「学校教育法第72条」＋「学校教育法第45条」

「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。」

④特別支援学校・高等部の「教育目的」

●高等部の教育目的⇒「学校教育法第72条」＋「学校教育法第50条」

「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」

(2) 特別支援教育の「指導内容（教育課程）」

①小学校における特別支援教育の「指導内容（教育課程）」

○小学校の普通教育課程＋「自立活動」

(①各教科・②外国語活動・外国語・③特別活動・④特別の教科道徳・⑤総合的な学習の時間 ＋「自立活動」)

②中学校における特別支援教育の「教育課程」

○中学校の普通教育課程＋「自立活動」

(①各教科・②特別活動・③特別の教科道徳・④総合的な学習の時間 ＋「自立活動」)

③高等学校における特別支援教育の教育課程

○高等学校の普通教育課程 + 「自立活動」

(①各教科・②特別活動・③総合的な学習の時間 + 「自立活動」)

3. 特別支援教育における指導の特性：「自立活動」について

(1) 特別支援教育における「自立活動」の指導の目的

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動。

(2) 特別支援教育における「自立活動」における指導内容

特別支援教育における「自立活動」の指導内容は、①「健康の保持」、②「心理的な安定」、③「人間関係の形成」、④「環境の把握」、⑤「身体の動き」、⑥「コミュニケーション」という6区分27項目における特別な自立活動の指導内容がある。

これら「自立活動」の6区分27項目の指導内容の詳細は下記のものである。

①「健康の保持」の指導内容

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

②「心理的な安定」の指導内容

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

③「人間関係の形成」の指導内容

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

④「環境の把握」の指導内容

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

⑤「身体の動き」の指導内容

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

⑥「コミュニケーション」の指導内容

- (1) コミュニケーションの基本的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

4. 特別支援教育における指導方法について

特別支援教育における指導方法は、下記のように、視覚的・聴覚的な映像画像や音声を活用して指導する方法が『特別支援教育学習指導要領』に記載されている。

- ① 多様な学習活動の展開
- ② デジタル教科書の活用
- ③ デジタル教材の活用
- ④ デジタル黒板の活用
- ⑤ 音声の活用
- ⑥ 視覚的映像の活用
- ⑦ ワードプロソフトの活用
- ⑧ プレゼンテーションソフトの活用
- ⑨ コンピューターによる大型提示の活用

上記のような視覚的・聴覚的な映像画像や音声を用いて指導することで、誰でも個人固有の「感性の知」から知識理解へと導くことを可能とする。つまり、このような「感性の知」は、個人固有のもので、見える知識としての理解へ導くことを可能にするものといえる。

5. 特別支援教育における「自立活動」と「感性の知」を用いた指導法の意義について

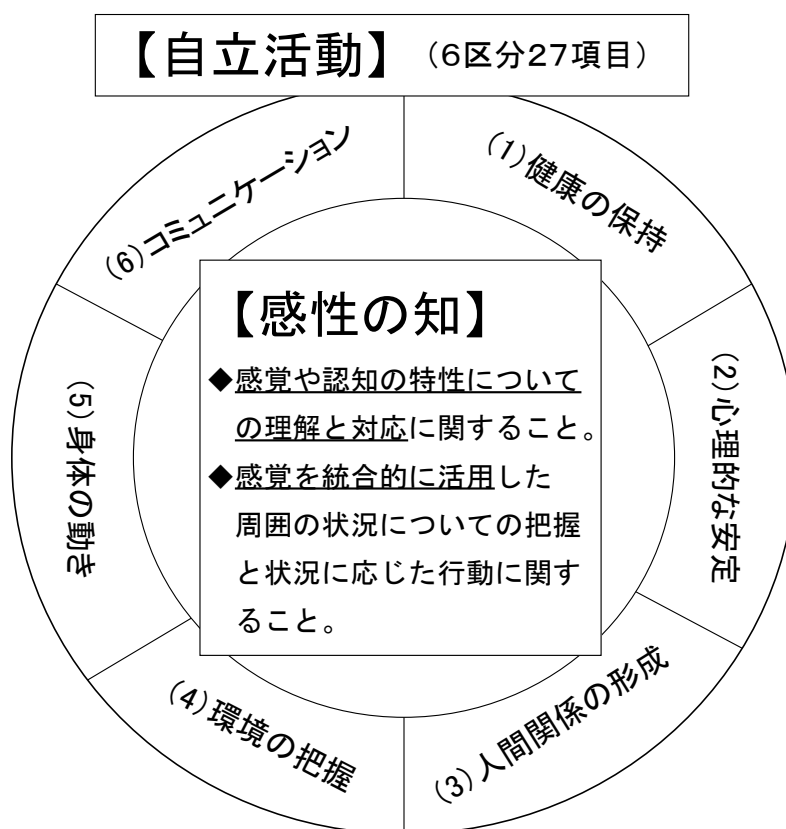
特別支援教育における「自立活動」には、上述したように6区分27項目がある。これらの「自立活動」は、各教科のように全てを指導するものではなく、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に合わせて6区分27項目から必要な要素を選び出し、それを具体的な指導内容として計画することになる。

特に、「自立活動」の6区分27項目の中で、2018年の『特別支援学校学習指導要領』で加えられ

た項目が、【図1】特別支援教育の「自立活動」と「感性の知」との関わりに示すように、「感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」と「感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に対応した行動に関すること」である。

これらのことから、「自立活動」では、特に感覚や認知との関わり、また、感覚統合から周囲の状況を理解し育成することが目指されているといえる。

【図1】特別支援教育の「自立活動」と「感性の知」との関わり



つまり、「自立活動」では、様々な周囲の環境やコミュニケーションから導かれる「感性の知」を育成することにより、知識・理解のプロセスへ導くことが重視されているものといえる。

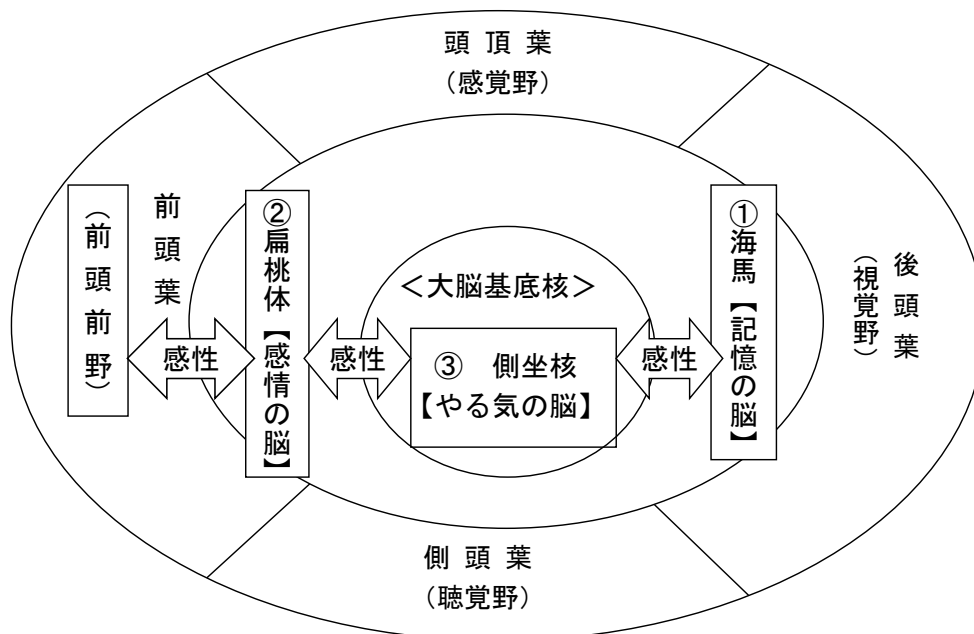
このような「感性の知」を通して知識・理解へと至る「脳科学」との関わりは、下記の【図2】のようになる。

すなわち下記【図2】に示すように、「感性の知」と「脳科学」との関わりは、知識・理解の中枢部となる「前頭前野」の回路を通して、初めに「記憶の脳」である「海馬」に伝達され、次に「感情の脳」である「扁桃体」の快・不快の感情回路を通して海馬で記憶が飛び起こされ、最後に「やる気の脳」である「側坐核」に伝達されて行動への意思決定へとツールが開かれ、知識・理解へと至るのである。

このように、特別支援教育での「自立活動」では、上述したように下記【図2】に示す①「記憶の脳」である「海馬」→②「感情の脳」である「扁桃体」→③「やる気の脳」である「側坐核」のツールが開かれ知識・理解へと至るものと考えられる。これらのツールの中枢主軸は「感性の知」であり、過去の快・不快の感情や感性に基づき意思決定に導かれ、その結果、新たな知識・理解へと至るものといえる。

したがって、特別支援教育における「自立活動」は、「感性の知」を主軸とした指導法であり、【図2】に示す「感性の知」と「脳科学」との関わりにおいて、有効な指導法であるといえる。

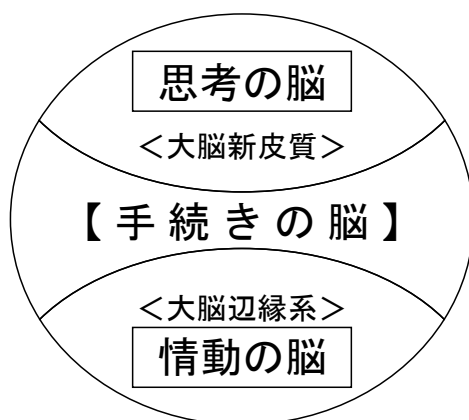
【図2】「感性の知」と「脳科学」との関わり



さらに、下記【図3】示すように、「感性の知」は「情動の脳」となり、思考への「手続きの脳」の役割を果たし、さらなる深い思考へと導き知識・理解の基盤となるものといえる。

【図3】「感性の知」と思考への「手続きの脳」との関わり

- ◆五感（聴覚・視覚・臭覚・味覚・触覚）への刺激となる【感性の知】が【手続きの脳】を育てる。



【感性の知】⇒【手続きの脳】を育てる

6. 特別支援教育における「生きる力」としての「感性の知」との関わり

上述してきた特別支援教育における「自立活動」が「感性の知」を主軸とする学習活動となるならば、このことは、下記【図4】に示す「現在の文部科学省の基本方針」に掲げる「生きる力」に繋がるものといえる。

つまり、現在全ての学校教育における指導の目指される場所は、「生きる力」であり、「生きる力」とは変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい力であり、それは、「豊かな人間性」と「健康・体力」の要素が基盤にあり、この2つの基盤の上に「確かな学力」が身につくという3つの要素からなる「生きる力」である。

すなわち「豊かな人間性」とは、自らを律しつつ他人ともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育成することである。次に「健康・体力」とは、たくましく生きるための健康や体力の育成のことである。最後に「確かな学力」とは、「豊かな人間性」と「健康・体力」を基盤に、知識や技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を育成することである。

このように、特別支援教育における「自立活動」を通して育成される「感性の知」は、下記【図4】に示す現在の文部科学省の基本方針となる「生きる力」にも繋がる指導法になるものといえる。

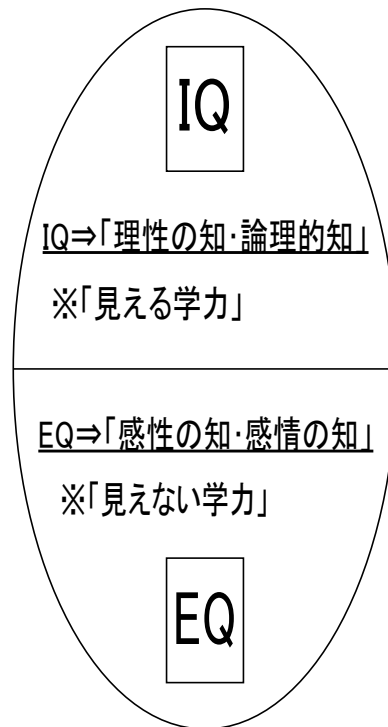
【図4】現在の文部科学省の基本方針



上記【図4】に示す「現在の文部科学省の基本方針」は、知識理解の指数を示す「IQ」と感情の指数を示す「EQ」との関わりにおいて、上記【図5】のように示すことができるものとする。

つまり、上記【図4】の「豊かな人間性」と「健康・体力」が、【図5】の人間の感情の知能指数といわれる「EQ」となり、この感情の知能指数である「EQ」が「自立活動」での「感性の知」を通して豊かに、そして確かに育成されることにより、【図4】の「確かな学力」が【図5】の知識理解の指数となる「IQ」として育成されるものといえる。

【図5】「生きる力」と「感性の知」との関わり



このように、【図5】に示す「感性の知」となる感情の知能指数「EQ」は、「生きる力」として次のような役割を果たす。まず「自尊感情 (self-esteem)」である自分自身を価値あるものだと思う感情を育てる。次に「自己肯定感」(a positive sense of self)である自分のことが好きという感情を育てる。最後に「自己効力感 (self-efficacy)」である他者に対する「受け入れ (受動)」と「主体性 (能動)」の行為遂行感受力を育てる。

これら「EQ」の要素を含む「感性の知」が、特別支援教育における「自立活動」で育成されることにより、児童生徒の「自尊感情」「自己肯定感」「自己効力感」を培うことになり、ここに上記【図4】に示す「生きる力」としての基盤があるものといえる。

したがって、特別支援教育における「自立活動」の指導法の意義として、「感性の知」を基盤とした指導を活かしていくことのできる有効な指導法であるといえる。

終わりに

上述してきたように、特別支援教育において、障がいによる学習上及び生活上の困難を改善・克服するための指導領域となる「自立活動」では、「感性の知」を用いた指導法が有効であるということを明らかにした。

このような「自立活動」の6区分27項目は、各教科のように全てを行うものではなく、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に合わせて6区分27項目から必要な要素を選び出し、それらを具体的な指導計画として構築していくものである。それ故に、特別支援教育において、個々人の「感性の知」を主軸とした「自立活動」の指導を実施することになり、児童生徒一人ひとりの成長を促す重要な指導法になるものといえる。

一般的に、「感性の知」の育成力としては、第1に「ボディーランゲージ (顔の表情・手の触感

感など)」が55%、第2に「声のトーン（声質）」が38%、第3に「言語（言葉の意味・言語情報）」が7%となっている。このようなことから「感性の知」を軸とする指導法は、言語よりも重要であり有効な指導法であるといえる。

今後は、特別支援教育における「自立活動」の指導内容である①「健康の保持」、②「心理的な安定」、③「人間関係の形成」、④「環境の把握」、⑤「身体の動き」、⑥「コミュニケーション」という6区分とこれら6区分に基づく27項目の指導内容について、どのような「感性の知」を用いれば、障がいによる学習上及び生活上の困難を改善・克服することができる指導法となるのかということを知りていくことが課題である。

さらには、指導の実践的展開として下記〔表1〕のような留意事項の検討が必要であるとする。

〔表1〕 交流及び共同学習の展開に向けて

関係者の 共通理解と 組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・関係学級、学校間で幼児児童生徒の教育的効果を確認 ・連携や協力体制を確保するために交互に関係者連絡会を実施 ・交流及び共同学習に関する研修会の実施 ・打ち合せを年間計画に位置づける
活動計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画や活動ごとの指導計画の作成 ・交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ、評価計画、内容、回数、時間、場所の確認 ・両者の役割分担、協力体制等について検討
事前学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒は、活動内容や役割分担等について練習したり移動の手立てを知ったりするなど基礎基本の学習を行う ・障害のない児童生徒や関係者は、障害についての正しい知識、障害のある子どもたちへの適切な支援や協力の仕方等についての理解を促す
交流及び 共同学習当日	<ul style="list-style-type: none"> ・最優先することは安全確保、過重負担とならない ・主体的活動を促す ・見通しのもちやすい活動、体験的な活動
最後学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の様子を学校だより等活用して広く伝える ・感想や印象を作文や絵にまとめる ・手紙の交換 ・写真やビデオ等の効果的な利用
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・事前から目標を明確にしておく ・相互理解が進んだか ・共に助け合い支え合って生きることが意識されていたか

（玉村公二彦・黒田学 他編著『新版特別支援教育』クリエイツかもがわ 2019年、P47より抜粋）

・参考文献

- (1) 文部科学省編著『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』開隆堂 2018年
- (2) 文部科学省編著『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自律活動編（幼稚部・小学部・中学部）』開隆堂 2018年
- (3) 高橋浩・金田健司 編著『教育の本質と教師の学び』学文社 2019年
- (4) 玉村公二彦・黒田学 他編著『新版特別支援教育』クリエイツかもがわ 2019年
- (5) 滝川一廣 著『子どものための精神医学』医学書院 2017年

- (6) 青木紀久代・神宮英夫 編著『徹底図解 心理学』新星出版 2012年
- (7) 吉原秀則 編著『発達障害の子どもの心がわかる本』主婦の友社 2011年
- (8) 小林剛・皇紀夫・田中孝彦編著『臨床教育学序説』柏書房 2002年
- (9) 庄井良信著『学びのファンタジア－臨床教育学のあたらしい地平へ』溪水社 1999年
- (10) 海保博之 編著『温かい認知の心理学』金子書房 1997年
- (11) 高橋由典 編著『感情と行為』新曜社 1996年

1959-73年における小学校低学年向けテレビ学校放送番組の分析 — 『教育音楽』 を基にして —

佐藤 慶治

(所属) 鹿児島女子短期大学

1. 研究の方法と「うたいましようききましよう」の概要

本論考においては、1955年4月から1974年3月までNHKでテレビ放送が行われた小学校低学年向けの音楽科学校放送番組である「うたいましようききましよう」を題材とし、この番組がどのような学習指導内容を番組内で放送していたかについての分析を行う。学校放送とはNHK等のテレビ局が学校教育用を前提として制作する教育番組であり、主にその時代における学習指導要領の内容を反映する形で制作が行われる。「うたいましようききましよう」についての先行研究としては、城 [2021] が存在する。この中で城は、NHKの学校放送および「うたいましようききましよう」について以下の二点を述べている [pp.73-74.]。

学習指導要領が大きく転換された時期に、①必ずしも番組の改変がおこなわれているわけではないこと、②学年配置に一貫性があるわけではないこと、が明らかになった。新たな番組の企画、放送は学習指導要領とは無関係におこなわれてきたといえる

「うたいましよう ききましよう」は、教材提供という観点から放送されていた番組だったことがわかる。レコードは、「A 身体全体で音楽にのる楽しみ B 歌う楽しみ C 歌をきく楽しみ D リズム楽器を打つ楽しみ E 音楽をきく楽しみ」の四つの領域で構成されており、(中略)学習指導要領に示された音楽科の領域と一致している。(中略)音楽やリズム、鑑賞など、さまざまな領域にわたって、楽しい曲をうたったり、きいたりすることができる番組だったといえるだろう。(中略)「詰め込み型教育」の時期に開始された番組ではあるものの、楽典的知識やソルフェージュを理解させる内容ではない。教材提供型の番組だったといえよう。

前者については学習指導要領の改訂時期とNHKの番組改編時期が必ずしも一致していないことを分析し、後者については「うたいましようききましよう」のレコード(1969発売)裏書きより、「うたいましようききましよう」の内容を推察するものである。「うたいましようききましよう」についてはDVD等での販売も行われておらず、NHKテキストのようなものも残っていないことから、内容がどのようなものであったかを知ることが困難である。NHKアーカイブスのホームページにおいても紹介が行われているが、その内容は以下のような簡潔なものである。⁽¹⁾

小学校低学年向けの音楽番組。遊びをまじえて音楽の基礎を学習する。放送開始当初は、ラジオの人気番組『うたのおばさん』で親しまれていた声楽家の松田トシが出演。うたに遊びをまじえた構成で、音楽に親しむ態度を養った。1959年度に1年間休止し、1960年度より、図工番組『かきましよう つくりましよう』と隔週放送で再開。1962年度より毎週の放送となる。

本研究においては、次章以降、上記二つの引用に書かれた「うたいましようききましよう」についての内容を深める形で分析を行いたい。研究の方法として、音楽之友社より刊行されている『教育音楽 小学版』（毎月1冊刊行）の1959～73年にかけてのコーナー「今月の学校放送（1963年度以降は〇月の学校放送）」における該当箇所を表にまとめ、考察する。

2. 『教育音楽』前書きについてのまとめ

本章においては1959～73年の「今月の学校放送」における前書き部分より、本研究に関連する部分を抽出し、以下に表としてまとめたい。ただし、前書きは書かれていない月も多い（年度初めの4月に書かれていることが多い）。

年月 / 執筆	内容抜粋
1960/1 三浦宙一	NHK の学校放送は R・TV とともに新学年の四月からは大巾に放送時間が変更になります。これは利用される学校側の強い要望と更に R・TV の番組の関連も十分考慮の上作成されたものです。さて、全国的にみて音楽学習の上で最も問題になるのは、又その必要性を認められながらも果せられないのが鑑賞教育ではなかろうか、それは資材、設備その他種々の問題が起きてくることにもなるが……。そこで今月からは小学校の鑑賞番組について紙面の許すかぎりご紹介申し上げ、ご活用いただけるよう資料を提供したいと思います。（後略）
1960/4 竹内功	NHK では、昨年始めから慎重な態度で、35年度番組の編成にあたり、学校放送の一題飛躍の年に備えてきました。改訂指導要領による学校教育内容の移り変りに、学校放送番組も即応できるように編成され、放送時刻、種類、内容など大幅な改善が行われたわけです。（中略）テレビでは、懸案となっていた低学年向「うたいましよう、ききましよう」および高学年向「音楽教室」が新しい形で復活しました。テレビ受信機も広く学校に普及してきた現在ラジオとテレビの学校放送がむだなく併用できるよう、それぞれの特性をいかした番組が編成されて、現場の教室に送り届けることができると思います。（後略）
1960/5 竹内功	35年度に新しい形で復活したテレビ番組に、低学年向き「うたいましようききましよう」がある。低学年の音楽学習は、楽しく遊びながら感覚的な面に重点を置いて指導していくことが望ましい。そこでこの番組では楽しい音遊びを中心にして、テレビといっしょに歌ったり、聞いたり、演奏したり、譜面を見ながら身体表現をしたりして、音楽を楽しく学習する態度を育て、鑑賞、表現の基礎的な力を伸ばすことをねらいとしている。毎回数曲の歌唱教材と、それに関連する鑑賞教材を1曲ずつとりあげ、テレビの特性を活用していろいろな楽器を視聴させたり、動く絵譜を使って階名唱をさせる（後略）
1962/4 竹内功	（前略）特にテレビの音楽番組は、従来低学年、中学年、高学年とも隔週に放送していたのが、今年度からは、各シリーズとも毎週とりあげることとなった。「うたいましようききましよう」（低学年）、「みんなの音楽」（中学年）、「音楽教室」（高学年）がそれで、テレビの特性を生かした番組内容を編成している。（中略）うたいましようききましよう（低学年）一年に重点をおいたものと、二年のそれと一週おきに題材を配列し、特にテレビでとりあげて効果のあるものを選んで構成していく。（後略）
1963/4 竹内功	（前略）テレビ学校放送番組においてはごく一部を除いては、特に時間増や、シリーズの差し替えを行わず、もっぱら、昨年度における反省にもとづいて、番組の質的向上に努力し、テレビの特性をじゅうぶん生かした番組内容を編成していく方針である。

1964/4 小島明	(前略) NHK の学校放送も四月からは大幅に放送時間、放送種目等を拡充整備して放送し、皆様によりよく利用して頂けるよう努力いたしました。特にテレビの音楽番組では、従来から非常にご要望の多かった再放送を全番組に実施し、各学校の時間割の中で最も都合のよい時間に利用して頂くことにいたしました (後略)
1965/2 小島明	(前略) 小学校低学年向けテレビ番組「うたいましょう、ききましょう」では、音楽劇として「うらしまたろう」を楽しい音楽劇にまとめて教室の皆さんに紹介することになっています。
1965/4 小島明	(前略) テレビ、ラジオも4月からは出演の先生が大幅に変わって、清新の気をもってよりよい番組を教室にお届けすべく、係一同張切っております (中略) 新学期から担当の先生方は次の通りです。・うたいましょうききましょう (テレビ) 古江綾子 (お茶の水女子大学付属小学校教諭) 新 (後略)
1965/8 小島明	(前略) テレビの音楽番組はどんな点が特徴であるか、教室番組で考えてみましょう。 ○歌詞のわかりやすい説明 ○歌の表している情景の理解 ○音符やリズムの合理的な指導 ○美しい合唱の指導 ○きれいな合奏の指導 ○創作の指導 ○描写音楽の鑑賞 ○曲の表している情景の理解 ○オーケストラの楽器の理解 ○楽曲形式についての正しい理解 ○演奏形式についての正しい理解 ○大作曲家に対する理解 ○オペラやバレエの鑑賞 (中略) テレビそのものは人格のない機械であり、一方通行の指導、助言であって、児童の反応をみながら、またその教室の児童の能力に応じた、臨機応変の指導をすることはできない。したがって、どうしても生身の先生が児童とテレビの間であって、この両者をうまくとりもってくださることが必要で教室の先生方の御協力によってこそ、はじめて放送番組はその効果を充分発揮することができるわけであります。
1966/4 小島明	(前略) 今年度は出演の先生方や番組の配置は大きく変わりませんが、内容を充実させて、先生方が教室で大いに利用して頂くようによりよい番組を制作することを重点としていきたいと思えます。特にテレビの低学年番組「うたいましょうききましょう」は年々視聴率が向上していますので、テレビといっしょに楽しく歌ったり遊んだりしているうちに音楽が自然に身につくような番組構成にしていきます。(後略)
1967/4 小島明	(前略) 今年度はテレビ中学年番組「みんなの音楽」(中略) など、一部の番組のレギュラー出演者に新人を起用し、また演出面でも数々の新しい試みを企画する (中略) [テレビ番組] うたいましょうききましょう この番組は、低学年児童に適切な音楽環境を与えながら、その中で自然に音楽的感覚の芽ばえを育てようとするもので、題材の設定にあたっては、おもに児童の生活の中から身近な活動を取りあげてまとめ、一年生二年生の教材や、低学年児童にふさわしい新しい音楽等をとおして、音楽的経験をゆたかにさせながら、中学年の「みんなの音楽」への移行をはかる (後略)
1968/4 小島明	(前略) 新学期から担当される先生方は次の通りです。[テレビ] うたいましょうききましょう (小学校低学年) お茶の水女子大学付属小学校教諭 古江綾子 (後略)
1969/4 小島明	(前略) 文部省では現在学習指導要領の改訂作業を行っており、昭和46年度には小学校が新しい要領に基づく教育をスタートさせることになっています。このような教育界の動きに即応し、教育現場からのご要望に応じて、NHK では、昭和44年度より、学校放送番組の放送時間帯に大幅な変更を加えることになりました。(中略) テレビジョン番組では「うたいましょうききましょう」を、小学校低学年児童の番組視聴時における緊張持続可能時間にてらして15分に短縮し、視聴しやすくしました。(後略、各番組の目的や担当者は変更なし)

<p>1969/10 小島明</p>	<p>(前略) 46年度から新しい指導要領が実施されますが、ひととおり見てみますと改訂にともない、各教科ごとにそれぞれ違うニュアンスが見られます。(中略) 音楽科改訂のもっとも大きな点は、学習領域の内容が従来は鑑賞と表現の二つに分かれていたものが、新指導要領では基礎・鑑賞・表現の三つになったことでありましょう。(中略) NHKの学校放送番組では、「改訂」の内容が発表される以前からすでに番組制作の基本態度として確実に子どもの身につけさせるべきものは何であるかについて研究を重ねて参りました。(中略)「うたいましようききましよう」新指導課程には二年生の読譜・記譜が入ってくるなど、多少の変更はありますが、総体としてみれば創造性の開発という目標は変わっていませんし、低学年での学習はむしろ総合的なものですから、現行の番組をそのまま推し進めていって特に大きな障害はないと考えられます。(中略) 番組のもつこのような柔軟性は新指導要領への移行期にあっても、抵抗なく現場に受け入れられるものであり、新指導要領における「基礎」の項目の新設のねらいは、いっそうこの番組との共通的な地盤が広がる結果になると思います。(後略)</p>
<p>1970/4 小崎俊彦</p>	<p>(前略) NHKの学校放送音楽番組は、昨年度から新学習指導要領への移行を考慮して番組を制作しておりますが、今年度はこの方向をさらに一步進めてまいりたいと思います。移行措置の基準としては、①現行の指導要領よりやさしくなるものについては、早急に移行を計り、新指導要領に準拠する、②現行の指導要領より難しくなるものについてはじょじょに移行する、の二点です。(後略、担当者の変更はなし)</p>
<p>1971/4 竹内功</p>	<p>(前略) NHKの学校放送に対する教育現場からの期待も年ごとに大きなものになり、創造力を高め、人格の陶冶を促し、豊かな人間を育てるための教育番組がこれまで以上に切実な要望として求められています。(中略) 昭和46年度の学校放送番組は、このような考えに立って、それぞれの番組を再度、テレビ・ラジオの機能にあわせて検討し、内容の改善につとめることにしました。(後略)</p>
<p>1972/4 能勢協</p>	<p>(前略) 学校放送小学校テレビ音楽番組で、もっとも大きな改革は、高学年番組「音楽教室」のカラー化であろう。(中略) もう一つは「うたいましようききましよう」でながいあいだみなさまに親しまれてきた古江綾子先生が46年度でブラウン管から姿を消されることになり、かわって山田健司君と浅井花子さんが番組の進行役になることになった。(中略) なお今後も台本等の上で先生の積極的なご指導を仰いでいくつもりである。(後略)</p>

上記の内容を年度別で流れとしてまとめると、以下のようなになる。

1959年度（関連する前書き記載なし）→1960年度（改訂指導要領による学校教育内容の移り変りに学校放送番組も即応できるように編成、放送時刻・種類・内容など大幅な改善、番組の復活）→1961年度（前書き記載なし〔新学習指導要領実施の年〕）→1962年度（隔週から毎週放送へ）→1963年度（質的向上）→1964年度（再放送実施）→1965年度（担当者変更：古江綾子）→1966年度（質的向上）→1967年度（音楽面、演出面でも数々の新しい試みを企画）→1968年度（古江綾子継続〔7月に新学習指導要領の公示〕）→1969年度（時間を15分に短縮、新指導要領に向けての改訂）→1970年度（新指導要領への移行を前提とした番組制作へ更に前進）→1971年度（内容改善〔新学習指導要領実施の年〕）→1972年度（進行役の変更：山田健司、浅井花子）→1973年度（関連する前書き記載なし）

城 [2021] における「学習指導要領が大きく転換された時期に、①必ずしも番組の改変がおこなわれているわけではないこと」という記述は、別番組としての改編においてのことであるが、一つの番組内でも種々の改編が行われていることがわかった。しかし、新学習指導要領の実施時期である1971年度よりむしろその前年である1970年度の方がより強く新指導要領への移行にあわせた番組改編を強く打ち出しているなど、少々の時期的なずれがあるということがいえる。

次章においては、上記に基づき、1960年度、1965年度、1971年度それぞれにおける同番組の学習内容について分析を行いたい。

3. 各年度における「うたいましようききましよう」の教育内容について

本章においては、前章と同じく『教育音楽』における「今月の学校放送」に書かれている「うたいましようききましよう」の番組内容についてまとめ、そこから抽出した1960年度、1965年度、1971年度それぞれにおける学習内容の分析を行いたい。紙幅の都合で全てを掲載することはできないが、「今月の学校放送」には各月におけるラジオ・テレビをあわせた各番組の放送内容が記載されており、例えば1965年4月における「うたいましようききましよう」の内容は以下のとおりである。

年月	番組副題	番組内容 (1960年度、1971年度は教材楽曲も含む)
1965/4	8 : ちゅうりっぷ 21 : さくらさくら 28 : こいのぼり	色々な音楽遊びを通して音楽の楽しさを味わう 日本で古くから親しまれてきた歌やわらべうたに親しませ、子どもの音楽生活を豊かにし、愛唱歌として身に付けさせる リズム遊びを通して楽しく歌い、拍子感や旋律感を身に付ける

下線を引いているのは筆者による音楽科における学習内容の抽出であり、これを3年度分まとめた表を以下に掲載したい。

1960年度	
4月	歌遊び 音楽を聴く態度 身体表現 リズム
5月	三拍子のリズム感 歌の気分
6月	日本旋法 季節の歌 リズム楽器で簡単な伴奏
7月	情景 拍子感や歌全体の気分の違い オーケストラ
8月	
9月	歌詞の意味を理解 歌の気持ちを充分表現 擬声の面白さ 合唱合奏への関心
10月	身体表現 リズム感 音の強弱 スキップのリズム感
11月	三拍子の歌唱 聴唱法による階名唱 行進曲を鑑賞
12月	テンポの速い曲 身体反応 お正月にちなんだ歌遊び リズム楽器の伴奏
1月	
2月	音楽劇 歌に合わせた人形劇 描写風な面白さ 曲想をとらえながら歌わせる 階名唱で歌わせ三拍子感
3月	階名唱 交互唱 合唱やオーケストラ 描写音楽 階名唱 輪唱の面白さ ハ長調の階名唱 メヌエットについて既習知識 おどりと音楽の結びつき 曲想の変化に注意しながら鑑賞 フルートの音色や奏法

1965年度	
4月	音楽遊び 音楽の楽しさ 古くから親しまれてきた歌やわらべうた 音楽生活を豊かに 愛唱歌 リズム遊び 拍子感や旋律感
5月	リズムカルな表現能力 音楽を鑑賞 木琴の音色や演奏法 リズム楽器の奏法 オーケストラ 色々な楽器の音色や演奏法
6月	曲の感じの違い 楽器の音色 音楽表現のおもしろさ 音楽の描写力 曲にあった速度で歌う 笛の音色と演奏法
7月	日本のわらべうた 外国の子どもの歌 季節の行事 リズム遊び 子どもたちの愛唱歌
8月	
9月	季節の夕暮れの情景 静かな気分 強弱の変化 行進曲 軽快なリズム 日本古来の旋法 ことばの持つリズムや高低
10月	季節感 旋律楽器 階名唱 動物の様子や鳴き声を表した曲 曲の発想をとらえた歌唱表現 二拍子のリズム感
11月	気持ちをこめて柔らかい声で歌う 三拍子のリズムの形 短調の曲 リズム楽器の使い方 鉄琴のリズム奏 音楽の速度感 音楽を聴く態度
12月	明るく軽快なリズム 木琴の演奏とその音色 旋律の美しさやリズムの面白さ おどりの音楽 色々な冬の歌 愛唱歌
1月	ふしづくり 冬の季節感 2拍子のリズム感 歌遊び
2月	バイオリンの奏法と音色 音楽を聴く態度 軽快なリズム 音楽の気分 音楽劇 豊かな情操
3月	日本的な楽器や音楽 色々な春の歌の表現や鑑賞 友だちの歌や合奏を静かに鑑賞する態度
1971年度	
4月	声をあわせて美しく歌う楽しさ 身体反応 手拍子足拍子の遊び リズム感 タンブリンとカスターネット 2拍子の手拍子、足拍子 3拍子の歌にあわせて手拍子足拍子 言葉のリズムの工夫
5月	効果的な打ち方 2拍子と3拍子の感覚の違い 手拍子遊び 拍の流れにのった身体反応 身近なわらべうた 日本的な旋律 身体反応
6月	太鼓の音色や演奏法 リズム問答 オクターブの音階 階名や音の高さ 音程 階名 音程感 階名唱 音程感 ふしあそび うたあて遊び 拍の流れやリズムの感じ
7月	身体反応 トライアングルの打ち方 ハープやチェレスタ、グロッケンなど、珍しい楽器 音楽愛好 楽器あて遊び 夏休みにちなんだ楽しい歌 音楽を楽しむ態度
8月	
9月	声をあわせて歌う楽しさ 歌う意欲 メヌエット 曲の気分 想像豊かに聞く 音楽の美しさを味わう意欲
10月	体や楽器で様々な表現 まねっこ遊び 色々なふしとことば 木琴 バイオリン
11月	リズムの流れ 身体表現 交互うち リズムフレーズ、自由なリズム (即興的なリズム) 輪唱や輪奏 手拍子、楽器、輪唱曲 歌をききながら身体反応、和音伴奏をききながらの歌
12月	ピアノへの興味 打楽器や手拍子 色々な冬の季節の曲
1月	日本旋法、ミソラシ 管楽器 合奏を楽しませる。
2月	
3月	琴、三味線、尺八 日本の楽器 音楽劇 輪唱、重唱、合唱などを含んだ音楽劇 楽しさを味わう

以上、「うたいましようききましよう」の学習内容を年度別に抽出した。なお、空白の月は、同番組についての記載がない回である。本稿第2章の表内容より、1960年度および1965年度、1971年

度の同番組内容は、それぞれ前者が1958年公示版の学習指導要領、後者は1968年公示版の学習指導要領の影響を受けていることがわかる。それぞれの版の学習指導要領における小学校1年および2年の目的を以下に引用したい。⁽²⁾

(1958版)

1年：(1) 音楽を聞くことに興味をもたせ、身体反応を伴った鑑賞活動を通して、音楽的感覚の芽ばえを伸ばす。

(2) 聴唱法による歌い方に慣れさせ、基礎的な歌唱技能を身につけさせる。

(3) 身体の動きを通したリズム表現や、リズム唱、階名唱などの活動を通し、感覚的な面から読譜能力の素地を養う。

(4) リズム楽器の奏法に慣れさせるとともに旋律楽器にも親しませ、リズム楽器による基礎的な合奏技能を身につけさせる。

(5) 即興的に音楽表現をすることに興味をもたせ、創造的に表現する能力の素地を養う。

(6) 愛好曲を身につけさせ、明るく楽しい学校生活ができるようにする。

2年：(1) 楽しく静かに聞く態度や習慣を養うとともに、身体反応を伴った鑑賞活動を通して、音楽的感覚特にリズム感を伸ばす。

(2) 聴唱法による歌い方にいっそう慣れさせ、基礎的な歌唱技能を身につけさせる。

(3) 階名唱やリズム唱にいっそう慣れさせ、読譜能力の素地を養う。

(4) リズム楽器および簡単な旋律楽器の奏法に慣れさせ、旋律楽器を加えた合奏ができるようになる。

(5) 即興的に音楽表現をしようとする意欲を伸ばし、創造的表現の基礎能力を養う。

(6) 愛好曲を身につけさせ、明るく楽しい学校生活ができるようにする。

(1968版)

1年：(1) 鑑賞、歌唱、器楽、創作などの活動を通して、音楽的感覚の芽ばえをのばす。

(2) 音楽を楽しく聞こうとする意欲を育てるとともに、聞いたり演奏したりすることを通して、いろいろな楽器の音色や音楽の種類、演奏形態について興味と関心をもたせる。

(3) 歌ったり楽器を演奏したりする楽しさを味わわせ、創造的に表現しようとする気持ちを育てるとともに、歌唱および器楽の基礎的技能を養う。

(4) 即興的に音楽表現しようとする意欲を育てるとともに、そのための基礎的技能を養う

(5) 音楽に対する愛好心を育てるとともに、愛好曲を身につけさせ、明るく楽しい生活ができるようにする。

2年：(1) 鑑賞、歌唱、器楽、創作などの活動を通して、音楽的感覚の発達を図るとともに、楽譜に親しみをもたせ、聴取能力および読譜能力の素地を養う。

(2) 音楽の美しさを味わって聞こうとする意欲を育てるとともに、聞いたり演奏したりすることを通して、いろいろな楽器の音色や音楽の種類、演奏形態について興味と関心をもたせる。

(3) 歌ったり楽器を演奏したりする楽しさを味わわせ、創造的に表現しようとする気持ちを育てるとともに、歌唱および器楽の基礎的技能を養う。また、やさしい輪唱や合唱、合奏の活動を通して、合わせて歌ったり演奏したりすることのおもしろさを味わわせる。

(4) 即興的に音楽表現しようとする意欲を育てるとともに、そのための基礎的技能を養う。

(5) 音楽に対する愛好心を育てるとともに、愛好曲を身につけさせ、明るく楽しい生活ができるようにする。

下線は筆者による。それぞれの版の学習指導要領における下線部分と、それぞれの版と対応する年度の「うたいましようききましよう」学習内容を比較してみると、かなりの部分で一致していることがわかる（完全に一致するわけではなく、例えば1965年度1月の「ふしづくり」は即興的な音楽表現である）。この比較より、「うたいましようききましよう」が年度を通じてその時期における学習指導要領の目的を意識した番組制作を行っていたということが推察できる。

4. まとめ

以上、本研究においては、小学校低学年向けの音楽科学校放送番組である「うたいましようききましよう」を題材とし、『教育音楽』における「今月の学校放送」を分析することによって、1960～1972年における音楽科のテレビ学校放送の流れを検討し、更に「うたいましようききましよう」がどのような学習指導内容を番組内で放送していたかについての考察を行った。結論として、当時の同番組は、年度を通じてその時期における学習指導要領の目的を意識した番組制作を行っていたといえるだろう。

本研究では紙幅の都合もあって低学年向けの同番組のみ分析を行ったが、第2章の表内でも触れられているように、「みんなの音楽」（中学年）、「音楽教室」（高学年）という二つの番組も放送が行われている。今後、同じ分析方法でこの二つの番組についても検討を行っていきたい。

注

- (1) https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009042353_00000
(2023年2月28日確認) より抜粋。
- (2) <https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s33e/chap2-5.htm>
および <https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s43e/chap2-5.htm>
(2023年2月28日確認) より抜粋。

参考文献

城佳世 (2021) 「学習指導要領と学校放送向け番組の相関関係」
『総合文化学論集15』（総合文化学研究所）pp. 68-77.

就学先の選択における子どもの行動上の問題に関する意識調査 ～保育士・児童発達支援施設職員へのアンケート調査を通して～

Survey of Attitudes Toward Children's Behavioral Problems in Deciding where to study

～ Through a questionnaire survey of childcare and child development support
facility staff ～

今村 幸子

Sachiko Imamura

鹿児島女子短期大学

近年、保育現場では障害のある子どもや気になる子と呼ばれる特別な配慮を要する子どもが増加している。また、小学校以降の教育においても、特別支援教育対象の子どもの数は増え、通常の学級以外の場で学ぶ子どもの数も増加している。幼児期の保育・療育を担い、就学の場の選択に関して相談支援を行う保育士、児童発達支援施設の療育担当職員がそれぞれの学びの場で学ぶべき子ども像をどのように捉えているか意識調査を行った。その結果、通常の学級で学ぶ事が難しいと考える姿に関して両者で大きな違いは見られなかった。一方、小学校において得られると想定している支援については、両者で違いが見られ、このことは、小学校における通常の学級や特別支援学級、通級指導教室において提供可能な配慮について正確な情報が共有されていないということを意味している。今後は就学前の連携において提供可能な支援内容の共有をしていくことが必要だと考える。

Keywords : Collaboration between Early Childhood Education and Elementary Schools, reasonable accommodation, school attendance, person one cares about, rehabilitation

キーワード : 幼小連携, 合理的配慮, 就学, 気になる子, 療育

I. はじめに

保育・幼児教育機関において障害のある子どもの存在が認識されるようになって久しい。さらに、「障害かどうかはわからないものの、保育士にとって気になる行動を示す子ども」（郷間, 2008）を指す、いわゆる「気になる子」の存在も明らかになってきており、保育・幼児教育現場ではそれらの子どもの対応を行うことが求められている。

学校教育においては、小・中学校から支援体制の整備が行われ、現在では高校や幼児教育機関においても特別支援教育コーディネーターの配置や専門家の巡回相談、障害のある幼児・児童・生徒に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の下での指導、保護者や教員等への特別支援教育研修など支援体制の充実化が図られてきた（三浦, 2017）。文部科学省が示す就学相談・就学先決定の在り方について（文部科学省）においては、早期からの教育相談や支援の重要性について述べられ、文部科学省（2013）の教育支援資料における参考資料で示された障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）では、「早期からの本人・保護者への十分な情報提供、個別の教育支援計画の作成・活用による支援」が明記され、これにより日本における義務教育への接続システ

ムの中に正式に幼児期からの相談支援が位置付けられたと考えられる。

また、令和2年度に文部科学省から示された教育支援資料第1部データ編によると、全国の小学校における特別支援学級の学級数は特別支援教育が始まった2007年の約1.85倍にあたる48,848学級、特別支援学級に在籍する子どもの人数は約2.75倍にあたる216,738名となっており、爆発的に増加していることが読み取れる。これらのことから、幼児期に適切な支援と説明を行い、適切な就学先に結び付け連携を図っていくことは保育・幼児教育機関の重要な役割であるといえる。

さらに、保育所保育指針（2008）第5章(4)④障害等のある子どもに関する連携の中では、障害のある子どもの保育においては医療機関や療育機関との連携が望まれ、療育に携わる専門職による専門的な対応や知識・技術を学び、情報交換を行うこととされている。このことから療育のスタッフと保育士は共に特別な支援を要する子どもの支援や就学先決定に関する相談支援を担う存在であるといえる。

以上のことから保育士と児童発達支援施設における療育担当職員は特別な教育的ニーズを有する子どもの幼児期の支援に関して重要な役割を担っているが、その支援の向かう先は就学ということになる。就学に際しては、それまで行ってきた支援内容や子どもの状態をもとに就学先の選定を行い、就学相談を経て決定されることとなる。そこで、保育士や療育担当職員が就学先ごとの相応しい子どもの姿をどのようなものとしてとらえているかが重要となるが、それに関して具体的な子どもの姿を挙げた形での意識調査はこれまで行われていない。幼児期の保育・療育に携わり、就学先決定に際して相談支援を担う彼らが就学に際して、具体的な子どもの姿と学びの場をどのように結び付け判断しているかについて調査することは、幼児期の保育・療育内容の決定や就学先選定のために必要であると考えられる。

II. 目的

行動上の問題を抱えた幼児の指導を担う立場である保育士と児童発達支援施設職員が就学時に通常の学級へ在籍して学習することが可能な子どもをどのように捉えているかについて明らかにすることを目的とする。

III. 方法

1. 対象

本研究においては、行動上の問題を有する幼児の指導に直接関わる立場である保育士と児童発達支援施設の職員を調査対象とした。具体的には、20XX年9月に筆者が講師として関わった研修会に参加した保育士59名と、20XX年5月および9月に筆者が講師として関わった研修会に参加した児童発達支援施設職員68名（以下、児発職員）にアンケートを実施した。

2. 質問紙

質問紙については、保育士、児発職員に対して共通のものを用いた。質問紙においては以下の8つの内容について取り上げた。

1) 回答者の属性

回答者の属性について、回答者の年齢を20代、30代、40代、50代、60代のいずれかから選択してもらった。

2) 幼小接続期前後の教育への考え

幼小接続期前後の教育について、幼児教育機関と小学校の教育とでどのような点が大きく異なると考えているか自由記述の形式で回答してもらった。

3) 幼児期に身に付けるべき力

幼児期の保育、療育に関わる職員が、小学校入学以前に子どもに身に付けてほしいと考えている力について自由記述の形式で回答してもらった。

4) 子どもの行動上の問題への捉え

子どもの行動上の問題について、保育士、児童発達支援施設職員がそれぞれどのように捉えているか明らかにするために、複数の具体的な子どもの姿の中から小学校への就学の際に通常の学級へ在籍して学習することが難しいと感じるものについて全て選択してもらった。示した子どもの姿は、生活習慣に関すること、運動・学習に関すること、授業中の行動に関すること、感情コントロール・対人関係に関することの4つのカテゴリーに分類し、それぞれの中から通常の学級へ在籍しての学習が難しいと感じるものについて全て選択してもらった。選択肢で示された姿の中に、通常の学級へ在籍して学習することが難しいと感じる姿がない場合には、選択しないことも可能という条件のもとで調査を行った。

5) 現在の支援体制の認識

回答者が現在の小学校内の支援体制についてどのように認識しているかを明らかにするために、人的環境面、室内環境面、関係者・機関との連携についての3つのカテゴリーにおける支援について、現在小学校において活用されていると思うものについて選択してもらった。

6) 支援に関する考え方

回答者の子どもに対する支援に関する考え方を明らかにするために、現在回答者が子どもへの支援を行う際に大切にしていることについて自由記述の形式で回答してもらった。

7) 支援の困難性

支援の必要な子どもへ支援を提供する際に、それを難しくする原因はどんなことであると考えているか回答してもらった。5つの選択肢に加えて自由に記述するスペースを設け、選択肢の中にない理由についても回答してもらった。

8) 今後必要な学び

より良い支援を行うために今後必要であると思う学びについて自由記述の形式で回答してもらった。

質問紙の作成においては、東京学芸大学小1プロブレム研究推進プロジェクト（2010）、別府（2013）、野澤・石田・後藤（2017）、北・藤原（2012）、曾山（2013）、小野・小関（2015）、山田・大伴（2009）を参考とした。

3. 倫理的配慮

質問紙への回答をお願いする際には、本研究の目的、方法、個人情報取り扱いの仕方、回答は任意であること等について説明し、了承を得てから回答を行ってもらった。

IV. 結果

1. 回答者の属性

回答者の属性に関する情報として回答者の年齢を答えてもらった。結果を Fig.1 に示した。保育

士、児発職員の両方で30代が最も多く、次いで40代が多いという結果だった。回答者は、ある程度保育に携わる経験年数の長い職員が多いと推察される。

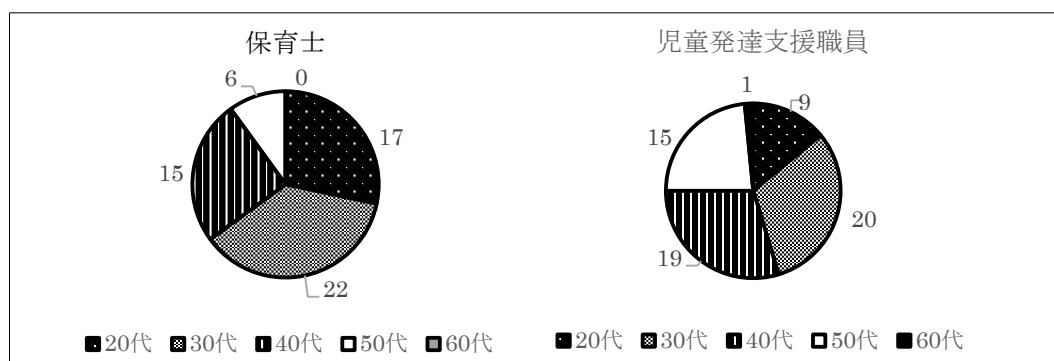


Fig.1 回答者の年齢

2. 幼小接続期前後の教育への考え

幼小接続に関して、その前後の教育についてどのような考えを持っているかについて知るために、幼児教育と小学校教育の相違点について自由記述形式で答えてもらった。結果を Table1 に示した。結果は、多い順に整理し、回答者が1名であった項目は「その他」とした。ただし、回答者が1名であっても保育士と児発職員の両方に見られる回答に関しては、その他ではなく独立した項目として扱った。

保育士と児発職員の両方で最も多かったのは、幼児期では遊びから学び、小学校では教科を通して学ぶという学び変化について挙げられていた。また、時間で区切った活動や教育課程に沿った活動について、さらに、大人との関りの量が減ることや、接し方にルールがあるといった関りの質の変化について両者から多く挙げられていた。さらに、自力での登下校や座って行う活動の時間が増えること等、生活の様式に起こる変化についても多く挙げられていた。少数の回答においては、子どもの受けられる支援の量が減るといった回答が保育者と児発職員の両方に見られた。

Table1 幼児期と小学校の教育の相違点（多い順）

保育士 (59名)		児発職員 (68名)	
1	遊びから学習	37名	遊びから学習
2	時間毎の活動・教育課程	20	集団の大きさ・集団生活
3	大人との関わり質・量	11	自身で判断行動する
4	登下校	10	時間毎の活動・教育課程
5	座る	9	大人との関わり質・量
6	自身で判断行動する	7	保護者との関わり
7	保護者との関わり	5	決まり
8	集団の大きさ・集団生活	2	友だちとの関わり
9	宿題	2	座る
10	評価	1	指示
11	支援の量	1	支援の量
12	その他	6	登下校
13			活動環境
14			評価
15			求められる集中力
16			生活習慣
17			その他

3. 幼児期に身に付けるべき力

小学校への就学までに子どもが身に付けるべきだと考える力について自由記述の形式で回答してもらった。結果を Table2 に示した。保育士と児発職員の両方で最も多かったのは基本的な生活習慣であった。回答の中には、排せつ、着脱、食事等の具体的な生活スキルについて記述している回答も多かった。両者共通で2番目に多かったのは、コミュニケーション能力についてであった。また、話を聞く力とヘルプを出す力、ルール理解や集団生活の決まりの理解は保育士、児発職員のそれぞれ3、4、5番目に多い回答であった。以上の上位5項目については、保育士、児発職員の両方で共通の項目となった。さらに、座る力、物の管理、あいさつ、安全に生活する力等について共通の項目として両者の回答の中に見られた。保育士で挙げられた項目17項目のうち13項目が児発職員による回答項目と重複するものとなっており、幼児教育に関わる両者がその期間に育てるべきであると考えている力は、重視している割合は違うものもあるが全体的にはおおむね一致していた。

Table2 幼児期に身に付けるべき力

保育士 (59名)		児発職員 (68名)		
1	基本的な生活習慣	36名	基本的な生活習慣	37名
2	コミュニケーション	29	コミュニケーション	35
3	話を聞く	28	ヘルプを出す	19
4	ヘルプを出す	14	話を聞く	18
5	自分で考える	12	ルール・集団生活	13
6	ルール・集団生活	9	安全	8
7	座る	8	座る	6
8	文字数字理解	7	課題に向かう力	5
9	安全	6	自己肯定感	4
10	あいさつ	4	切り替え	4
11	身の回りの整理・物の管理	4	文字数字理解	3
12	おもいやり	4	身の回りの整理・物の管理	3
13	集中力	3	自分で考える	3
14	興味関心	3	周囲を意識する	3
15	時間内の完食	2	時間を意識する	2
16	課題に向かう力	2	あいさつ	2
17	自己肯定感	1	体力	2
18	その他	11	おもいやり	1
19			その他	16

4. 子どもの行動上の問題への捉え

子どもの行動上の問題について、具体的な姿を選択肢として提示し、小学校において通常学級に在籍しての生活は難しいと考えるものを選択してもらった。選択肢の提示は、生活習慣に関すること、運動能力・学習に関すること、授業中の行動に関すること、感情コントロール・対人関係に関することの4つのカテゴリーに分けて提示し、回答者が当てはまると考えた選択肢について全て選択してもらった。

1) 生活習慣に関すること

生活習慣に関することとして、子どもの具体的な姿を示した7つの選択肢（登校渋りがある、朝起きられずに連日遅刻する、宿題ができない、忘れ物が多い、持ち物の管理ができない、食事の好き嫌が多い、食事に時間がかかる）の中から通常学級に在籍して学校生活を送ることが難しいと感じるものについて選択してもらった。結果を Fig.2、Fig.3 に示した。保育士の回答で最も多かつ

たのは、持ち物の管理ができないという項目であり（50.0%）、これは、児発職員においても2番目に多かった（44.1%）。児発職員において最も多かった項目は、登校渋りであり（54.4%）、これは保育士の回答においても2番目に多い回答だった（37.3%）。連日遅刻するという選択肢に関しては、児発職員の33.8%が選択しているが、保育士では19.6%であり差が見られた。選択した項目数の平均は、保育士は1.49個であり、児発職員は2.01であり、児発施設職員が選択した項目数の方が多かった。

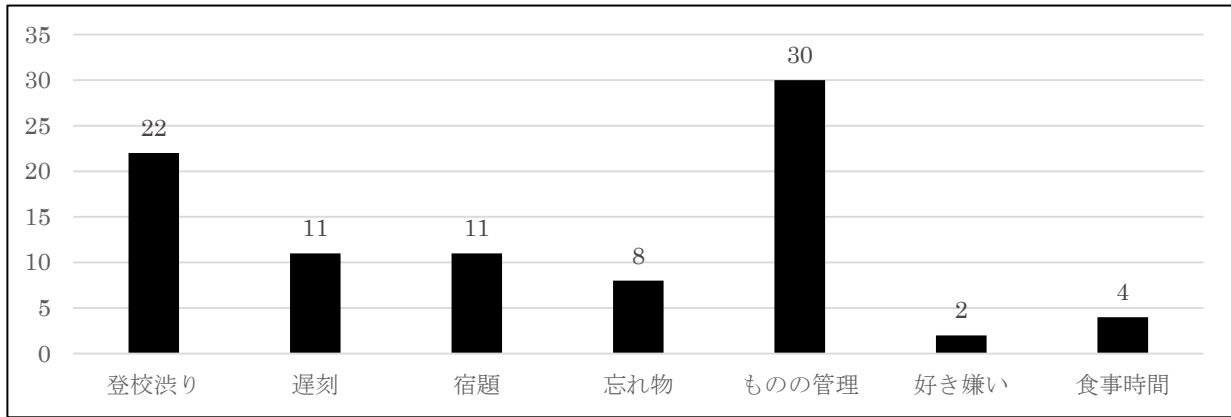


Fig.2 生活習慣に関すること（保育士）

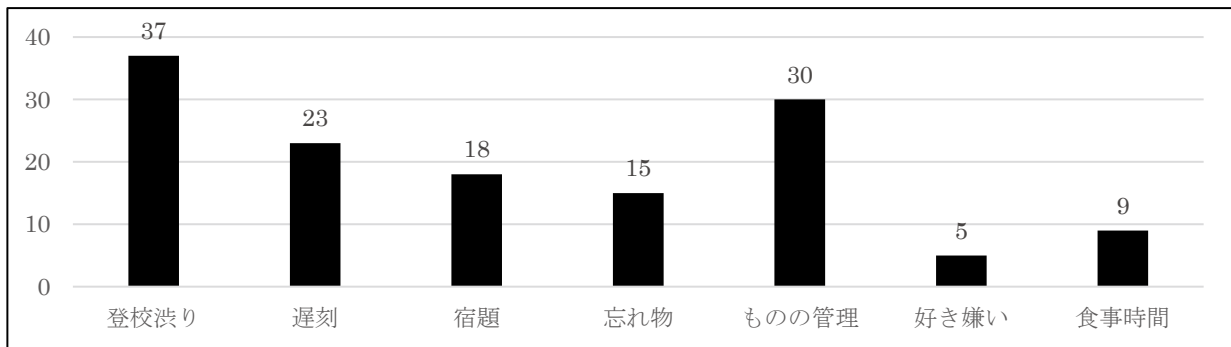


Fig.3 生活習慣に関すること（児発）

2) 運動学習に関すること

運動・学習に関することとして6つの選択肢（学習における基本的事項の理解ができていない、板書の書き写しが難しい、怪我が多い、不器用で字形が整わない、不器用でハサミ等の道具の使用がむずかしい、よく転ぶ）を提示し、通常の学級に在籍して学ぶことが難しいと考えるものについて選択してもらった。結果を Fig.4、Fig.5 に示した。保育士、児発職員の両方において、学習における基本的事項の理解が難しいという選択肢が最も多く選ばれた（保育士83.1%、児発職員88.2%）。次いで、板書の書き写しが難しい（保育士54.2%、児発職員63.2%）、道具の使用が難しい（保育士33.9%、児発職員29.3%）、字形が整わない（保育士13.6%、児発職員19.1%）の順に多く、保育士と児発職員でおおむね一致していた。通常の学級で学ぶことが難しい姿として選択した平均の項目数に関しては、保育士2.1個、児発職員2.25個であり、児発職員の方が多かったが大きな差は見られなかった。

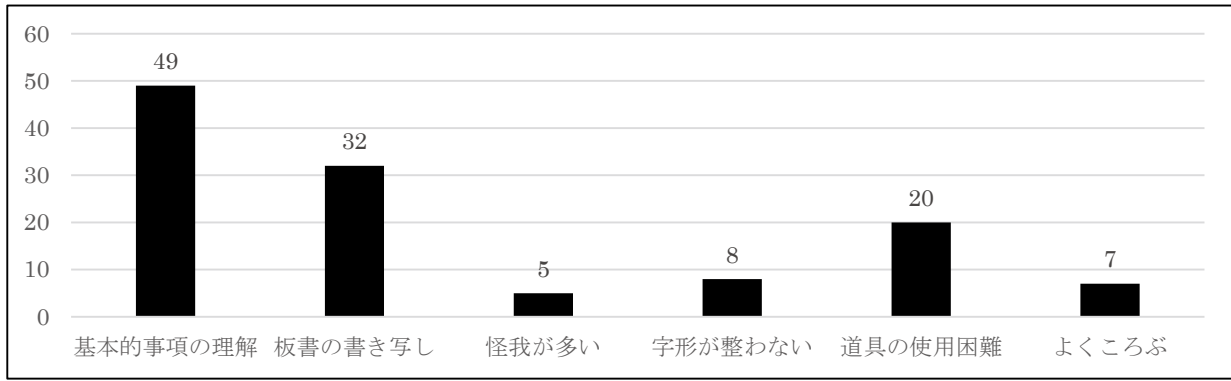


Fig.4 運動学習に関すること（保育士）

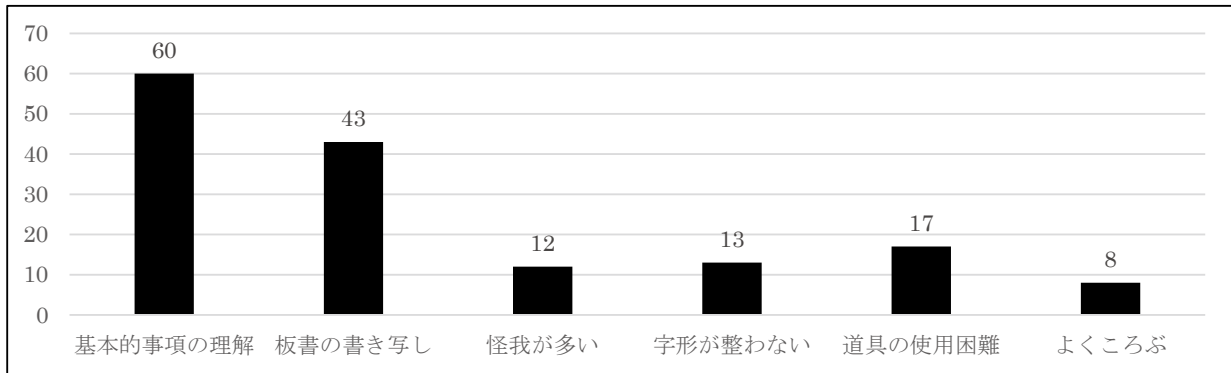


Fig.5 運動学習に関すること（児発）

3) 授業中の行動に関すること

授業中の行動に関する具体的な姿を示した10個の選択肢（教室からの飛び出し、離席して教室をうろうろする、授業中に机に伏せる、椅子をガタガタさせる、発問に対して指名前に勝手に話す、授業に関係のない勝手な発言、周囲の子どもとの間の私語、ぼーっとしていて教員の話聞いていない、人前で話すことや発表ができない、次の時間の物の準備ができない）から通常の学級で学ぶことが難しいと考えるものについて選択してもらった。結果を Fig6、Fig7 に示した。保育士と児発職員の両方で最も多かったのは、教室からの飛び出しであり保育士の78.0%、児発職員の79.4%が選択した。次に教室内の範囲での離席について選択したのは保育士の71.1%、児発職員の69.1%

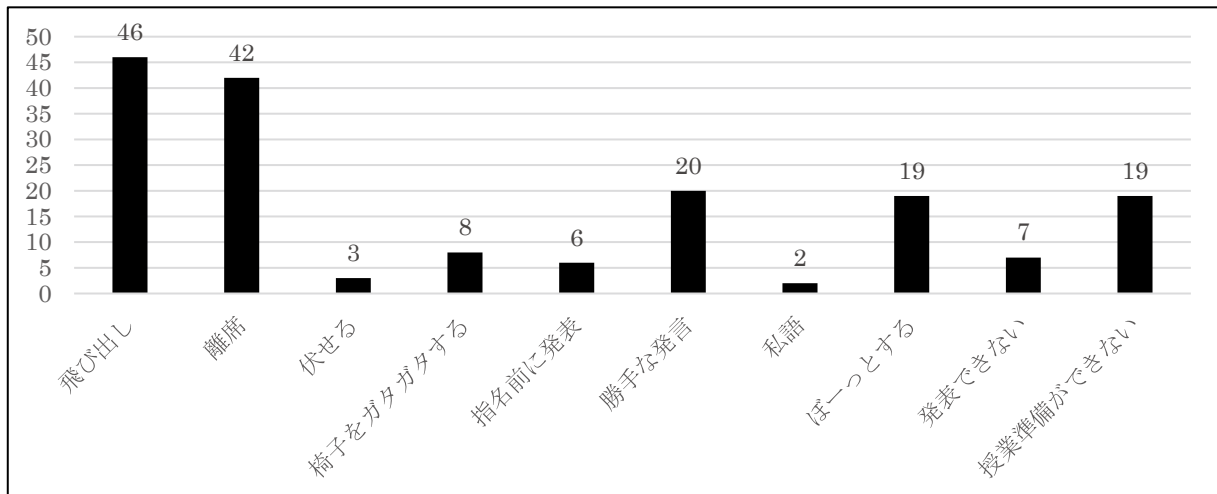


Fig.6 授業中の行動に関すること（保育士）

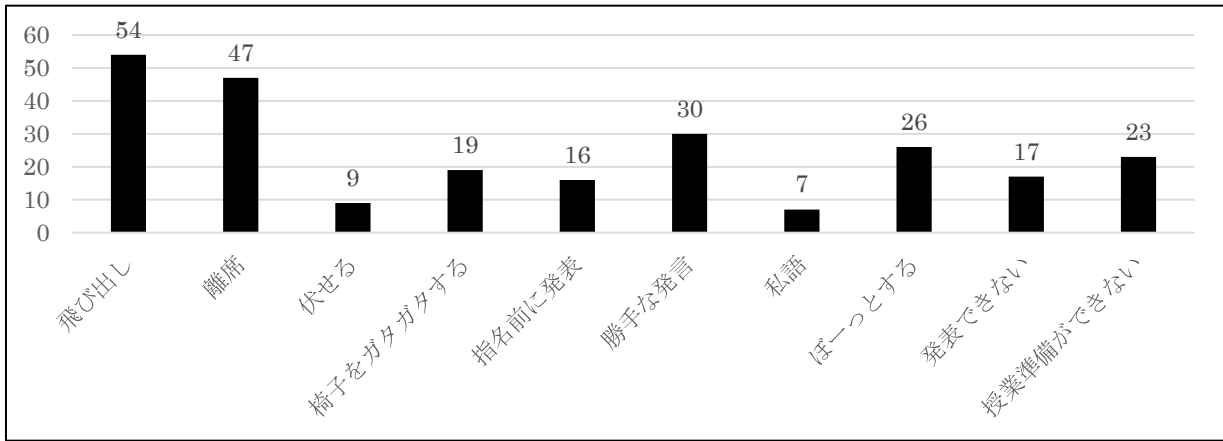


Fig.7 授業中の行動に関すること（児発）

であった。3番目に多かったのは授業内での勝手な発言であり、保育士33.9%、児発職員44.1%であった。次いで、ぼーっとする、授業準備ができないが続き、選択した人数の多い項目に関して両者に大きな違いは見られなかった。選択した平均項目数は、保育士2.9個、児発職員3.6個であった。

4) 感情コントロール・対人に関わること

感情コントロール・対人に関わることについて、具体的な姿を11個提示し（その時々のおすべきことがわからない、わからないこと等を友達に聞くことができない、一斉指導では動けず個別指示が必要、自分から行動せず指示待ちが多い、教員の指示に従わない、してはいけないことの理解ができていない、順番やルールが守れない、言葉での要求より先にたたいてしまう、感情をコントロールできず泣く叫ぶなどする、友達との関係を築けず一人である、1つ1つ教師に確認・報告する）、通常の学級に在籍して学ぶことが難しいと考えるものを選択してもらった。結果を Fig.8、Fig.9 に示した。保育士の回答では、多い順に、してはいけない事の理解（71.2%）、泣く叫ぶ（71.2%）、一斉指示理解が困難（69.5%）、おべきことの理解ができていない（57.6%）という結果であった。児発職員の回答では、多い順に、泣く叫ぶ（69.1%）、おべきことの理解ができていない（63.2%）、してはいけない事の理解ができていない（61.8%）、一斉指示理解が困難（57.4%）という結果であった。それ以下の項目についても選択される傾向についておおむね似た結果であった。選択した項目数の平均は、保育士4.2個、児発職員4.5個であった。

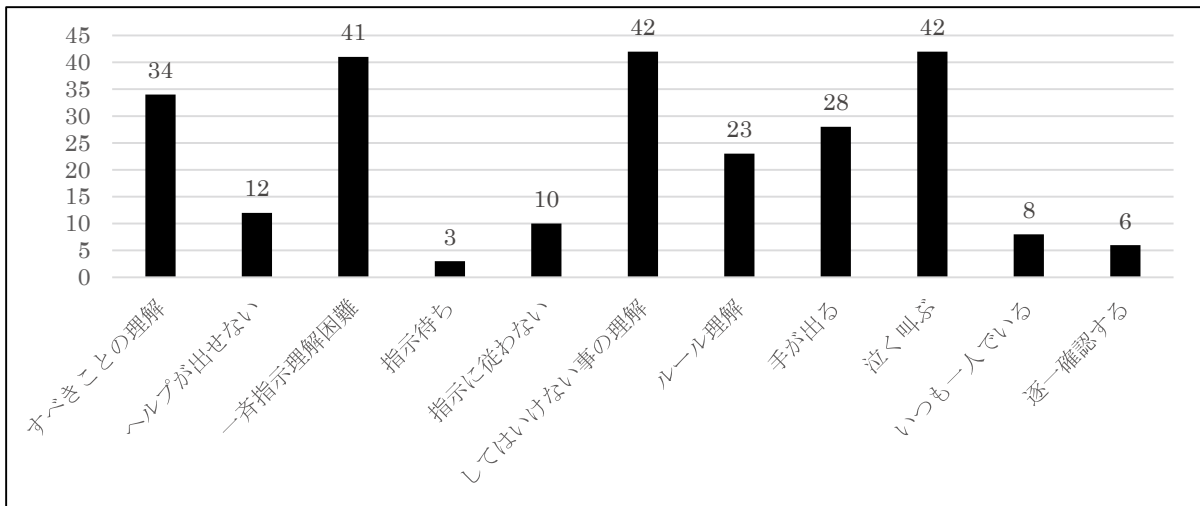


Fig.8 感情コントロール・対人に関わること（保育士）

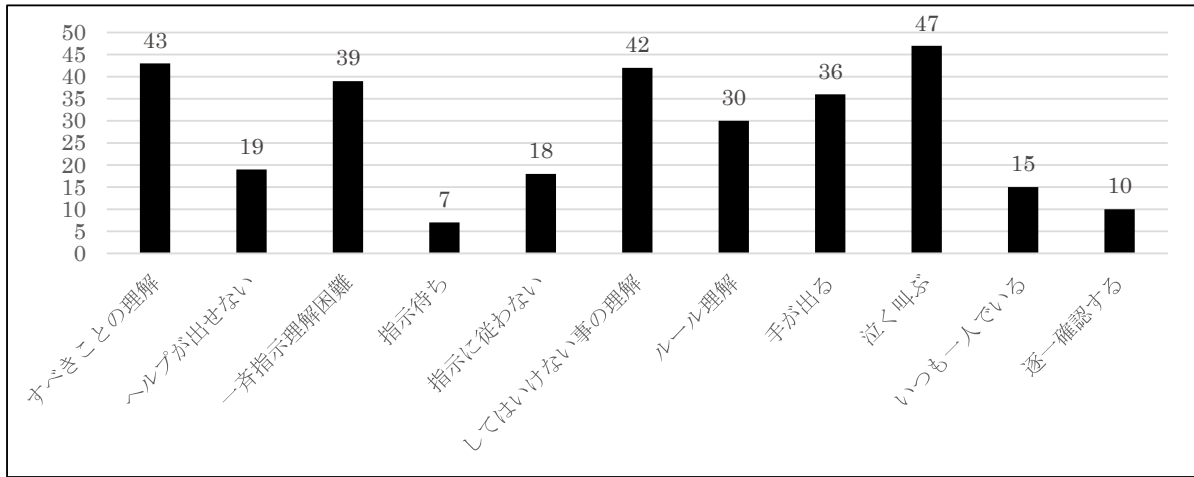


Fig.9 感情コントロール・対人に関わること（児発）

5. 現在の支援体制の捉え

現在の支援体制について、保育士や児発職員がどのように捉えているかについて知るために、小学校における特別な支援を行うために現在すでに行われている、または子どもの状態によっては実現可能であると想定している支援を選択肢から選んでもらった。選択肢は、人的環境、室内環境整備という2つのカテゴリーに分けて回答してもらった。

1) 人的環境

小学校における特別な支援が必要な子どものために実行可能な支援の中で人的環境に関する5つの選択肢（手の空いた教員による補助、管理職によるクラスのサポート、補助教員の増員、保護者による付き添いの依頼、学生や地域ボランティアの依頼）の中から、現在すでに行われている又は必要があれば提供可能であると考えるものについて選択してもらった。結果を Fig.10、Fig.11 に示した。保育士の回答では、最も多いのが教員の増員（69.5%）であり、次いで手の空いた教員による補助、ボランティア、管理職のサポート、保護者の付き添いの順となっていた。児発職員の回答では、多い順に教員の増員、管理職によるサポート、保護者の付き添い、管理職のサポート、地域のボランティアという順になっていた。この項目に関しては両者の回答に違いが見られた。回答した選択肢の平均数については、保育士2.2個、児発職員2.3個であり差はほとんどみられなかった。

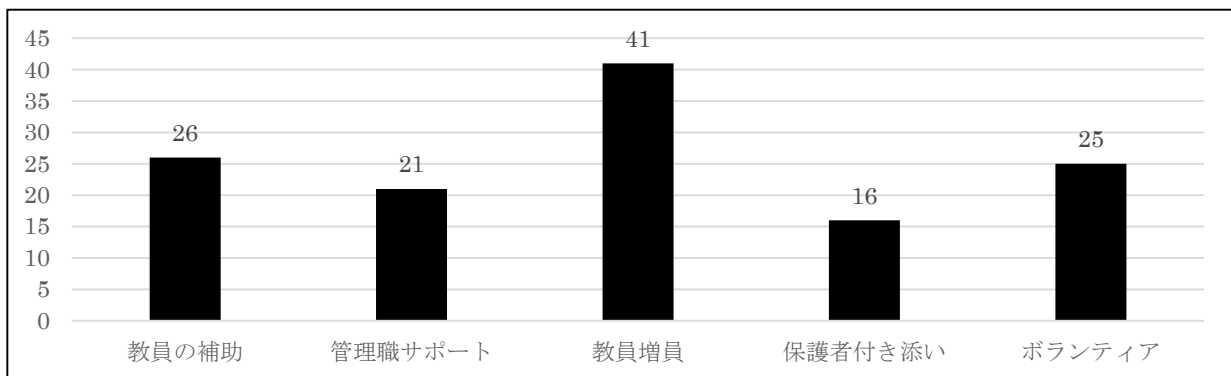


Fig.10 人的環境（保育士）

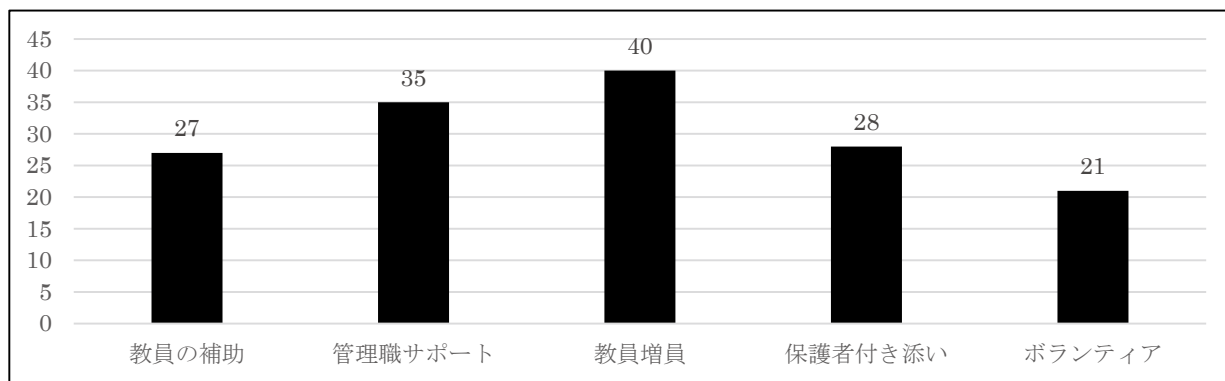


Fig.11 人的環境（児発）

2) 室内環境

特別な支援を要する子どもへの室内環境整備に関する支援についての4つの選択肢（座席の工夫、仲良しや助けになることの近くの座席、教室内掲示等の工夫、保健室等を利用し集団から離れられる場所の確保）から現在すでに行われているまたは必要があれば提供できると考える選択肢を回答してもらった。結果を Fig.12、Fig.13 に示した。保育士の回答では、多い順に座席位置の配慮、保健室等の利用、掲示物の工夫、助けになる子の近くであった。児発職員の回答は、多い順に座席位置の配慮、保健室等の利用、掲示物の工夫、助けになる子の近くであった。回答した選択肢の平均は、保育士2.9個、児発職員2.7個であった。

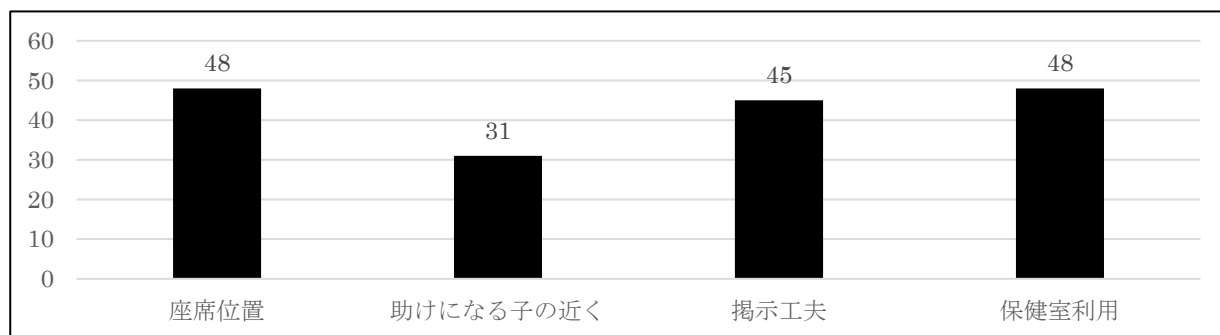


Fig.12 室内環境（保育士）

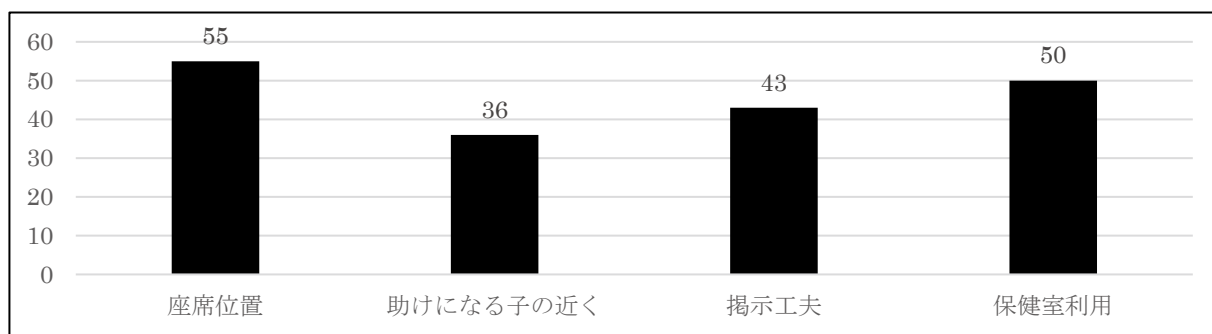


Fig.13 室内環境（児発）

6. 支援に対する考え方

特別な支援を要する子どもへの支援を行う際に大切にしていることについて自由記述形式で回答してもらった。保育士の回答では、個に応じた支援（33.9%）が最も多く、次いで環境設定、伝え方（16.9%）となっていた。児発職員の回答では、実態把握（23.5%）が最も多く、次いでほめる

(20.6%)、伝え方(17.6%)となっていた。伝え方という回答は、保育士と児発職員の両方で3番目に多い結果であった。また、保護者支援、環境設定についても両者で共通に挙げられた。安全、支援の統一については、児発職員からのみ挙げられ、支援しすぎない、周りの子への支援という回答は保育士のみから挙げられていた。

Table3 支援を行う際に大切にしていること

保育士 (59名)		児発職員 (68名)		
1	個に応じた支援	20名	実態把握	16名
2	環境設定	10	ほめる	14
3	伝え方	10	伝え方	12
4	気持ちの尊重・寄り添い	9	受容	11
5	ほめる	8	保護者への支援	9
6	保護者との連携	5	安全	8
7	支援しすぎない	4	支援の統一	6
8	見通し	3	環境設定	5
9	周りの子への配慮	3	達成感	4
10	実態把握	2	1人でできることを目指す	4
11	スモールステップ	2	行動の理由	3
12	その他	7	興味関心	3
13			信頼関係	3
14			ヘルプが出せる力	2
15			スモールステップ	1
16			その他	11

7. 支援の困難性

現在所属している機関における特別な支援を要する子どもへの支援を十分に行うことを困難にさせている要因について、5つの選択肢（補助教員の不足、支援準備のための時間不足、発達障害等への知識不足、保護者との共通理解の難しさ、機関内の他の支援者との共通理解の難しさ）の中から当てはまると考えるものを回答してもらった。結果を Fig.14、Fig.15 に示した。保育士の回答は多い順に、人員不足（79.7%）、次いで保護者との共通理解（55.9%）、多忙（47.5%）、知識不足（22.0%）、職員の共通理解（16.9%）であった。児発職員の回答は多い順に、知識不足（63.2%）、次いで時間不足（48.5%）、人員不足（45.6%）、職員の共通理解（29.4%）、保護者との共通理解（20.1%）の順に多かった。

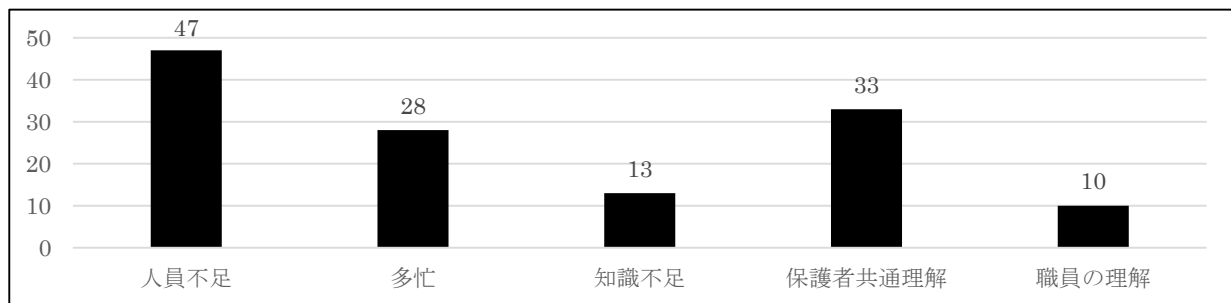


Fig.14 支援を難しくするもの（保育士）

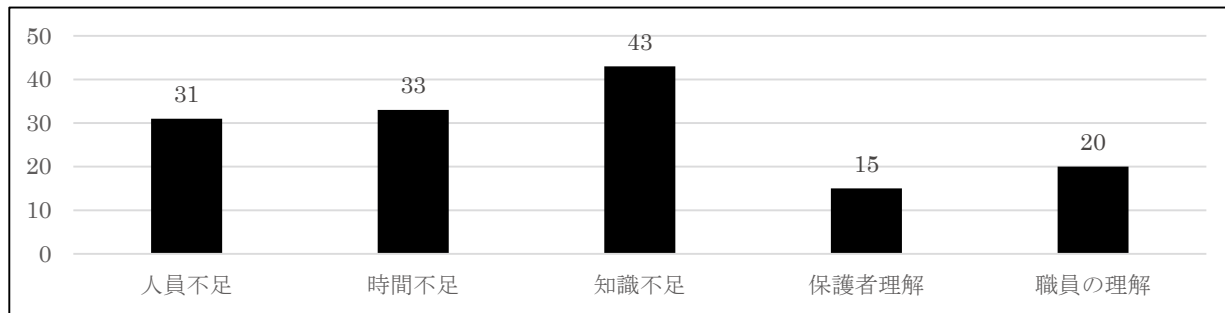


Fig.15 支援を難しくするもの（児発）

8. 今後必要な学び

今後、特別な支援を要する子どもの支援をより良くしていくために必要な学びや受けた研修について自由記述の形式で回答してもらった。結果を Table4 に示した。保育士の回答では、小学校教諭と合同で行う研修が最も多く（25.4%）、次いで保護者支援に関する研修が多かった（23.7%）。児発職員の回答では、具体的な支援方法に関する研修が最も多く（14.7%）、次いで行動分析に関する研修（13.2%）、事例を用いた研修という回答が多かった（11.8%）。

Table4 今後必要な学び

保育士（59名）		児発職員（68名）		
1	小学校との合同研修	15名	具体的な支援方法	10名
2	保護者支援	14	行動分析について	9
3	具體的な支援方法	4	事例を用いた研修	8
4	共通理解（機関内外）の仕方	3	保護者支援	5
5	発達障害の知識	2	心理学の研修	4
6	実践事例を聞く	2	小学校との合同研修	3
7	療育について	1	発達障害の知識	2
8	行動分析について	1	現場で講師からの直接指導	1
9	その他	1	アセスメント	1
10			ソーシャルスキル	1
11			情報交換の機会	1
12			その他	4

V. まとめと考察

本研究では、就学前の幼児の保育に関わる保育士と就学前の支援を要する幼児の療育に関わる児童発達支援施設職員に対して調査を行い、就学の場の選択に関する保育・療育関係者の意識を検討することを目的としていた。その際、手掛かりとしたのは、子どもの具体的な姿であり、実際の子どもの前にしたときの選択に近い形で意識調査を行った。さらに、就学の場の選択をするにあたり、小学校において受けられる支援をどのように想定しているか、現在の支援はどのようなことを重視して行われているか、どのような力を身に付けることを目指して行われているかについても調査を行った。

結果として、通常の学級で学ぶことが難しいと回答された子どもの姿は、登校渋り、遅刻といった生活習慣や改善のために家庭の協力が必須であるもの、基本的事項の理解ができていないといった本人の努力によるものではないところでの難しさが挙げられていた。一方で、物の管理ができない、授業準備といったような、自分で管理すべき事柄ができないという内容の選択肢も多く選択さ

れていた。さらに、一斉指示の理解が難しいという選択肢や、すべきことがわからないという姿も多く選択されていた。また、板書の写しが難しいという選択肢も多く選ばれていた。これらの姿は、物の管理がしやすい環境の設定や、わかりやすい指示の工夫、一人一台配布されているタブレットを利用した板書の撮影による授業内容の把握等、学校や社会が変化することで改善できる、あるいは本人が困る場面を減らすことが可能な選択肢であると考え。子どものできないという姿をもって、通常の学級で学ぶことができるか否かを判断する前に、社会や学校の在り方を変化させることで共に学ぶことを実現できる可能性を探ることが大切であると考え。

また、支援を行う上で大切にしていることや幼児期に身に付けようと考えている力について、回答者たちは実際の支援においてほめること、自己肯定感、達成感といったポジティブな支援を重視していることが分かった。実態把握に基づいた環境設定等の個に応じた支援を行うことも重視していた。このことから、保育や療育においては子どもが過ごしやすくなるためにスタッフ側が環境を変化させ、子どもが成功できる場面を設定していることが読み取れる。今後必要な学びの項目では、そのための具体的な方法や実際の事例から学ぶニーズが高い。幼児期に身に付けたい力においても、コミュニケーションの力やそれによってヘルプを出す力が挙げられ、子ども一人でできないことがあっても助けてもらってできる状態を目指しても良いという意識が表れている。しかし、就学時の意識を見ると、就学以降は一人でできることが通常の学級で学ぶために必要であると考えられていることが推察される。この意識が幼児期の保育や療育と小学校以降で大きく違う様子が見られるため、幼小連携の際には、一人でできることが求められること、手伝ってもらってできれば良いことの共通認識ができると適切な就学の場の選択につながると考える。

さらに、小学校で提供されると想定している支援について、保育士と児童職員の回答には違いが見られた。このことは、子どもが就学した後に提供可能な支援について不確かなまま就学の場の選択やそれに関する指導が行われている可能性があることを示唆している。幼小連携においては、通常の学級において提供できる具体的な支援内容、通常の学級では提供できないが特別支援学級においては提供できる具体的な支援内容について共通理解を図る必要があると考え。

今後は、2021年度に小学校教諭に対して行った同じ内容のアンケートと今回の結果を比較し、小学校教諭の意識と幼児期の支援に携わる保育士や児童職員の意識の異同について検討を行いたい。また、今回の現場から調査で出された学びたい内容に応える研修プログラムの開発を行い必要があると考え。

謝辞

本研究は、科学技術研究活動スタート支援（21K20253）の助成を受けたものです。感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 郷間英世・圓尾奈津美・宮地知美・池田友美・郷間安美子（2008）幼稚園・保育園における「気になる子」に対する保育上の困難さについての調査研究，京都教育大学紀要113, 81-90
- 2) 厚生労働省（2008）保育所保育指針
- 3) 三浦光哉（2017）5歳アプローチプログラムと小1スタートカリキュラム 小1プロブレムを予防する保幼小の接続カリキュラム，ジアース教育新社
- 4) 文部科学省（2013）教育支援資料 参考資料

- 5) 文部科学省 (2014) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料1 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告 就学相談・就学先決定の在り方について

参考文献

- 1) 別府悦子 (2013) 特別支援教育における教師の指導困難とコンサルテーションに関する研究の動向と課題, 特殊教育学研究 50(5) pp463-472
- 2) 北俊恵・藤原忠雄 (2012) 小学校1年生対象の「基本的生活習慣」形成プログラムの開発及び効果の検討—養護教諭による健康観察時の実践的研究—, 学校教育学研究第24巻 pp31-37
- 3) 野澤純子・石田祥代・後藤悦子 (2018) 保育上特別な配慮の必要な子どもの身辺自立の実態と家庭支援—保育者アンケートを通して—, 立教女学院短期大学紀要第49号 pp143-150
- 4) 小野はるか・小関俊祐 (2015) 機能的アセスメントの観点から見た小1プロブレム対策としての就学支援プログラムの展望, 桜美林大学心理学研究第6巻 pp33-44
- 5) 曾山和彦 (2013) 中1プロブレムに関する調査研究—児童生徒の学級適応感の比較から—, 教育カウンセリング研究 Vol5 No.1 pp55-62
- 6) 東京学芸大学「小1プロブレム研究推進プロジェクト」代表 大伴 潔 (2010) 「小1プロブレム研究推進プロジェクト 報告書」<http://www.u-gakugei.ac.jp/~shouichi/report/index.html>
- 7) 山田有希子・大伴潔 (2010) 幼保・小接続期における実態と支援の在り方に関する検討—幼保5歳児担任・小1年生担任・保護者の意識からとらえる—, 東京学芸大学紀要教育科学系Ⅱ 61 pp97-108

大学生におけるリズムジャンプの効果について

山口 あずさ

1. 緒言

昨今、多くのスポーツ現場でコーディネーショントレーニングが導入されている。コーディネーショントレーニングとは、1970年代後半に旧東ドイツのスポーツ運動学者たちのよって考案されたものであり、運動における一連の動きを円滑かつ正確に行うための情報系・神経系のトレーニングで、脳の神経回路を作り、学習し、記憶するためのものである。運動における一連の動きを円滑かつ正確に行うための7つの能力をコーディネーション能力といい、定位能力、変換能力、連結能力、反応能力、識別能力、リズム能力、バランス能力に分けられる。コーディネーショントレーニングは、神経系の発達過程時期である8～9歳の「プレゴールデンエイジ」と神経系の発達が著しい9～12歳の「ゴールデンエイジ」に取り入れると効果的だといわれているが、重岡・西本(2020)¹⁾によると、成人の短時間でのコーディネーショントレーニングでも即時的効果が得られることが示唆されている。

表1 コーディネーション能力の種類

定位能力	相手やボールなどと自分の位置関係を正確に把握する能力
変換能力	運動の切り替えを行う能力、対応する能力
連結能力	ボールや用具、身体各部位などの運動を同時に行う能力
反応能力	予期された刺激もしくは予期されなかった刺激に対して動ける能力
識別能力	用具や身体各部を正確に同調させる能力
バランス能力	空間や移動における身体バランスの維持や崩れた姿勢を回復させたりする能力
リズム能力	自身の運動リズムを見つけたり、真似をしたりイメージ通りに運動できる能力

7つの能力の中でも、リズム能力に着目し、リズム能力を高めることで運動パフォーマンスを向上させるトレーニングとしてリズムジャンプが挙げられる。

津田(2017)²⁾によるとリズムジャンプを3週間(計10回)小学校体育授業の冒頭10分間に行った結果、反復横跳びと立ち幅跳びで有意に記録が向上したことが報告されており、リズムジャンプを体育授業の準備運動で取り入れた小学校の1年間の保健室利用者の減少が報告されている。

リズムジャンプとはラインと呼ばれる障害物(幅9cm×厚さ5mm×長さ6m)を使用し、BMP115～120程度のビートの強い曲に合わせて前後左右方向のジャンプ運動を行うものである。ヒップポップダンスをヒントに子どもたちが楽しく運動能力を高めるためのトレーニングとして作られ、回転やスクワット、ステップを組み合わせることで難易度の調整が可能である。リズムジャンプに関する先行研究は、小学生を対象としたものが多く、青少年や成人を対象とした先行研究は管見するところ、なされていない。

そこで本研究では、筆者担当のスポーツ&エクササイズAの準備運動としてリズムジャンプを行い、大学生におけるリズムジャンプによる効果について明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

1) 期間

令和3年5月初旬（第4週）から7月下旬（第13週）

2) 対象者

対象者は筆者担当科目のスポーツ&エクササイズ A（2クラス）を受講した学生76名を対象とし、データに欠損のない男子34名、女子22名の計56名のデータを解析した。

3) 実施内容

1回目の体力テストの測定を行った後、授業内で準備体操後に約10～15分間リズムジャンプを実施した。4種類のジャンプを各2回ずつ、BPM110から120の音楽に合わせて実施した（図1）。また14回目の授業でリズムジャンプについてアンケートを行った（図2）。

4) 体力テスト測定項目及び測定方法

一般的な体力・運動能力レベルを測定するテストとして、文部科学省が平成10年から実施している新体力テストを採用した。新体力テストは基礎的運動能力を測定する運動能力テストと基礎的運動要因を測定する体力診断テストから構成されたスポーツテストをもとに、新しい科学的根拠に基づいて作成されたものである。学生の多くが高校生までに一度は経験のあるスポーツテストの一つである。

新体力テストにおける測定項目のうち、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・立ち幅跳びの5項目を実施した。なお、今回は先行研究を基に5項目のうち反復横跳びと立ち幅跳びの結果を調査対象とした。

測定方法は以下の通りである。

① 反復横跳び

1m間隔でラインを3本引き、20秒間での移動回数を測定した。それぞれのラインを通過するごとに1点を与え、テストを2回実施してよい方の記録を採用した。

② 立ち幅跳び

立位で両足を軽く開いて両足で前方への跳躍を行い、その跳躍距離をメジャーで計測した。2回実施してよい方の記録を採用した。

5) 統計処理

56名のデータを対応ある t 検定を用いて比較した。有為水準5%未満とした。

表2 体力テストの項目とその評価と特性

項目	体力評価	運動特性
握力	筋力	力強さ
上体起こし	筋力・筋持久力	力強さ・粘り強さ
長座体前屈	柔軟性	体の柔らかさ
反復横跳び	敏捷性	すばやさ・タイミングのよさ
立ち幅跳び	瞬発力	力強さ・タイミングのよさ

・ パージャンプ

脚を左右に開き，ラインを挟んでジャンプする。



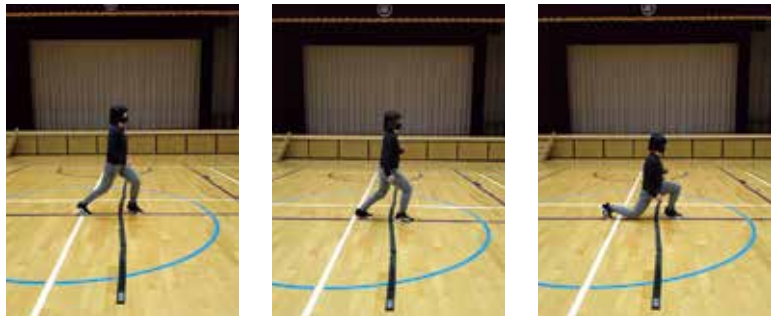
・ スクワット

両脚を揃え，1,2で左右にジャンプし3,4で深くかがむ。



・ ディープランジ

横向きで脚を前後に開き，1,2で前後の脚を入れ替え，3,4で深く腰を落とす。



・ サイドジャンプ×膝上げ

左右にサイドジャンプをし，3回目のサイドジャンプで片足をあげて膝の下で手拍子をする。

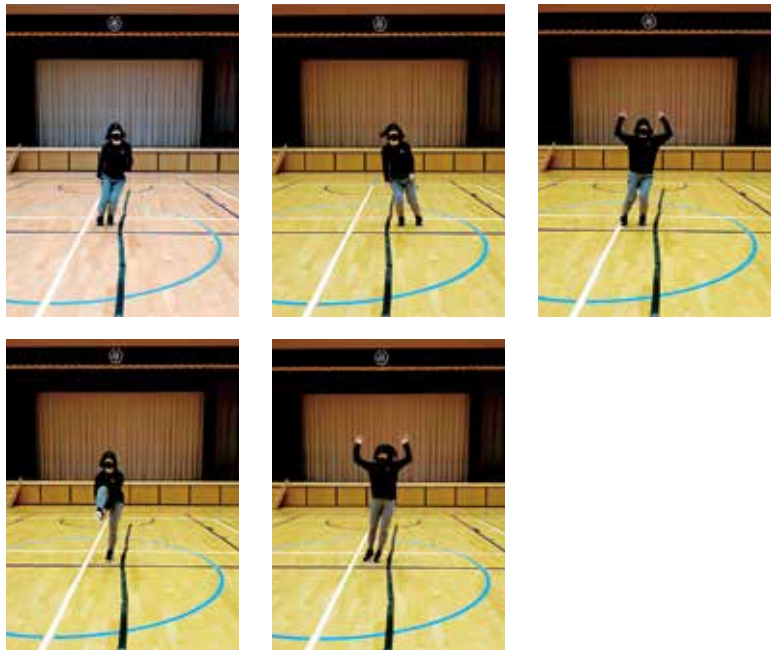


図1 リズムジャンプの種類と方法

スポーツ&エクササイズアンケート

1. リズムジャンプトレーニングについて

1.1 リズムジャンプトレーニングは楽しいですか

【 はい ・ いいえ 】

1.2 「はい」と答えた人にお聞きします。理由は何ですか。

a. 音楽があるから b. リズムにあわせてするから c. 普段しない動きだから
d. ジャンプが楽しいから e. その他 ()

1.3 「いいえ」と答えた人にお聞きします。理由は何ですか。

a. 音楽があるから b. リズムにあわせられないから c. 普段しない動きだから
d. 疲れるから e. 他人に見られるのが恥ずかしいから
f. その他 ()

1.4 リズムジャンプトレーニングを行った結果、その他の運動や他の場面で自身に変化はみられましたか。

a. 特に変化は感じない b. 変化を感じた

1.5 変化を感じた人はどんな変化を感じましたか。

()

図2 リズムジャンプについてのアンケート項目

3. 結果

1) 体力テストの結果について

データ分析を行った56人の体力テストの結果を表に示した(表3)。反復横跳び、立ち幅跳びの結果は実施前に比べ、有意に向上していた。また、男女別で結果をみると、女子22名の反復横跳び、立ち幅跳びの結果についても実施前に比べ有意に向上していた。

反復横跳びでは、リズムジャンプ実施前は 52.9 ± 7.06 回、リズムジャンプ実施後は 54.6 ± 7.06 回となっており、実施前に比べ有意な差が見られた。

立ち幅跳びでは、リズムジャンプ実施前は 211.2 ± 38.4 cm、リズムジャンプ実施後は 216.8 ± 33.8 cmとなっており、実施前に比べ有意な差が見られた。

女子の反復横跳びでは、リズムジャンプ実施前は 48.3 ± 4.37 回、リズムジャンプ実施後は 50.8 ± 3.65 回となっており、実施前に比べ有意な差が見られた。

女子の立ち幅跳びでは、リズムジャンプ実施前は 178.0 ± 18.5 cm、リズムジャンプ実施後は 188.4 ± 18.2 cmとなっており、実施前に比べ有意な差が見られた。

表3 体力テスト前後の運動能力

	反復横跳び (回)		立ち幅跳び (cm)	
全体pre	52.9 ±	7.06	211.2 ±	38.4
全体post	54.6 ±	7.06	216.8 ±	33.8
男子pre	55.9 ±	8.34	232.6 ±	32.1
男子post	57.0 ±	7.66	235.1 ±	18.5
女子pre	48.3 ±	4.37	178.0 ±	18.5
女子post	50.8 ±	3.65	188.4 ±	18.2

*p<0.05 **p<0.01 ***p<0.001

2) アンケート結果について

14週目の授業時にリズムジャンプについてアンケート調査を行った。(n=53)

「リズムジャンプは楽しいですか」という問いに対して、「はい」が55%、「いいえ」が45%であった。

「はい」と答えた理由で最も多かったのは、「音楽があるから」「普段しない動きだから」続いて「リズムに合わせた動きだから」であった。「いいえ」と答えた理由については、「疲れるから」が最も多く、次いで「リズムに合わせられないから」「他の人に見られるのが恥ずかしいから」であった。

「リズムジャンプを行った結果変化を感じたか」の問いに対して「感じた」が23%、「感じなかった」が77%であった。

「リズムジャンプを行ってどんな変化を感じたか」については「リズム感があがった」「音楽に合わせて動きができるようになった」「できないステップができるようになった」「身体が動きやすい」「身体が軽くなった感じがする」などの回答があった。

4. 考察

本研究では、大学生におけるリズムジャンプによる効果について検証した。測定項目において、反復横跳びと立ち幅跳びの結果を調査対象としたが、大学生でもリズムジャンプによって効果が得られることが示唆された。反復横跳びは左右への跳躍を繰り返す運動であるが、連続して左右への跳躍をうまく繰り返すためには、筋肉の緊張と弛緩をタイミングよく、リズムよく行わなければならない。また、20秒間のなかで一度リズムがずれてしまうと立て直しが難しい。リズムジャンプを繰り返し行ったことで、筋肉の緊張と弛緩のタイミングと連続して左右の跳躍を行うためのリズムを身につけ、一定のリズムで動作を繰り返すことに慣れたため記録が向上したと考えられる。

立ち幅跳びについては、前方向への1回の跳躍を測定するが、リズムジャンプの「スクワット」動作が立ち幅跳びの踏み切る動作に類似しているため、踏切時のタイミングを取りやすくなり、記録が向上したと考えられる。

男女別でみると、女子の記録が有為に向上したと示唆された。女子については、反復横跳びの最小値と最大値が1回目よりも2回目で向上していた。立ち幅跳びについては最大値では変化がなかったものの、最小値が1回目よりも2回目で向上していた。男子については、反復横跳びの最小値と最大値が1回目よりも2回目で減少しており、立ち幅跳びは最小値が1回目より向上し

たものの、最大値は減少していた。女子で記録が有為に向上し、男子では同様の結果が得られなかったことについては、高校までの運動習慣や、授業時期での運動習慣の関連があるのではないかと推察する。受講者の多くが1年生であり、受験のため、運動から離れていた時期があることや、女子については中学生ごろから運動習慣の二極化が生じていることから、運動習慣がなかった女子学生がリズムジャンプを行うことによって運動能力の向上がみられたのではないかと推察する。今回はリズムジャンプを第3週目から第14週目まで取り入れ、体力テストの結果を比較検討したが、その間、その他の運動状況について考慮していないため、純粋にリズムジャンプのみの効果とは言い難い。今後は、対象者の過去の運動歴や、現在の運動実施状況なども含めて検討が必要である。

また、アンケート調査ではリズムジャンプを行うことによって、リズム能力の向上を感じている学生がいたが、多くの学生がリズムジャンプによる変化を感じてはいないことが分かった。なかにはリズムに合わせて動く姿を見られることに抵抗があることも分かった。恥ずかしさがあるため、リズムジャンプに積極的に参加できず、変化を感じられていないことが推察される。しかし、一部の学生は体力の向上や身体の動かしやすさを感じており、リズムジャンプが「疲れる」という回答があることから、10～15分程度の運動ではあるが、運動量の確保につながっているのではなかろうか。

5. まとめ

準備運動として手軽に行うことができるリズムジャンプの実施によって、大学生の反復横跳び、立ち幅跳びの記録が有為に向上したことから、大学生におけるリズムジャンプの有用性が示唆された。しかし、リズムジャンプのみによるものかについては検証できなかったため、今後は授業以外の運動実施状況等も踏まえて検討する必要がある。また、アンケート調査では、リズムジャンプによって運動能力の変化を感じている人は少なく、なかには、見られることに抵抗があることから、リズムジャンプに消極的になっている学生がいることも明らかになった。

6. 参考文献

- 1) 重岡儀成・西本哲也：短時間のコーディネーショントレーニングがもたらす即時的効果について，川崎医療福祉学会誌，30(1)：231-236 (2020)
- 2) 津田幸保：小学生におけるリズムトレーニングの実施が体力・運動能力及び保健室利用者数に与える影響，美作大学・美作短期大学部紀要，26：15-19 (2017)
- 3) 津田幸保・小野みどり：リズムジャンプが児童の認知機能に与える影響，美作大学・美作短期大学部紀要，63：1-7 (2018)
- 4) 山口孝治・藤澤薫里：幼児期における運動指導のあり方の検討－基本的運動動作の習得とコーディネーション能力の向上を視点に－，佛教大学教育学部論集，29：67-83 (2018)
- 5) 泉原喜朗：コーディネーショントレーニングが大学生スポーツ選手の心理面およびフィジカル・パフォーマンスの発揮に及ぼす影響：短期的トレーニングの実施による即時効果の検証，福岡大学研究部論集 F: 推奨研究編，89-94 (2016)
- 6) 津田幸保：小学生児童に対するリズムジャンプの効果について，美作大学・美作短期大学部紀要，58：11-17 (2013)
- 7) 須澤正人・野川春夫：コーディネーショントレーニングプログラムの有効性に関する研究，

- 順天堂スポーツ健康科学研究, 1(2): 299-300 (2009)
- 8) 東根明人: コーディネーショントレーニングの果たす役割, 日本体育学会大会予稿集58: 193-197 (2007)
 - 9) 文部科学省: 子どもの体力向上のための取組ハンドブック (2012)
 - 10) スポーツ庁: 令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査 (2022)
 - 11) スポーツ庁: 令和3年度体力・運動能力調査結果報告書 (2022)

指宿の宿泊施設で働く外国人従業員へのインタビュー調査

岩切 朋彦

1、はじめに

本稿は、鹿児島県指宿市のサンセットホテル（仮称）で働く外国人従業員3名に対して行ったインタビュー調査から、主に①来日するまでの経緯、②日本語学校や専門学校時代の日常生活、③就職までに至った経緯、④指宿市での生活や仕事について聞き取りを行った記録をまとめたものである。

本稿に先立つ研究として岩切（2022）では、指宿市の観光宿泊施設において深刻な課題となっている人手不足について状況を整理し、その対策のために想定されている外国人労働者の積極的雇用について、主に在留資格の側面から考察した。結論としては、宿泊業において技能実習や特定技能の在留資格により外国人人材を就労させることには多くの問題があり、現状では技術・人文知識・国際業務の在留資格を得て外国人労働者が働くというのが現実的だと指摘した。

本稿では、指宿市において、どのように地域経済を維持しながら共に生きる社会を構築していけば良いのかという問題に対して、よりエンピリカルな視点から答えを得るため、実際に指宿市のホテルで就労している外国人に行ったインタビュー調査の内容を整理し、どのような課題が見えてくるのかを考察したい。

2、指宿サンセットホテルで働く外国人従業員に対するインタビュー

本研究では、サンセットホテルの協力を得て、2021年12月に就労1年目ないし2年目の外国人従業員4名に対して対面でのインタビュー調査を行った。本稿で示している年齢は全て当時のものである。4人とも勤務時間の合間にインタビューを実施したため、場所はサンセットホテルのロビー内にあるカウンターで行った。方法論としてはライフストーリー・インタビューの手法（桜井2005、大久保2008）を採用し、インフォーマントのこれまでの人生を振り返りながら、来日に至った経緯や来日後の日常生活、指宿における現在の日常生活などについて自由対話形式で語ってもらった。使用言語はすべて日本語での会話で、所要時間は全員約90分程度かかっている。

なお、インタビューの実施にあたっては、事前に依頼書を示して研究目的を説明し、録音記録や発表に関していつでも破棄や中止を求めることができるなどを確認した後、署名を得た上で行った。このようにして得られた4名の調査記録のうち、本稿では紙幅と内容の都合上3名のものについて報告する。

①Lさん（男性、25歳）のケース

スリランカ出身のLさんは1996年生まれの25歳で、コロombo近郊の郊外に生まれ育った。そして2016年の10月、19歳の時に来日し、福岡の日本語学校で留学生生活を始めた。スリランカでは高校卒業後、パソコンと英語の専門学校に2年間通っており、卒業した後は外国に行くつもりはなく、そのまま現地での就職を考えていたのだが、小学校からずっと一緒に過ごしてきた幼馴染の友人に誘われて、日本への留学を決めたという。日本についての知識はほとんどなかったが、父が日系会社に業者として出入りしていたことと、ドラマ「おしん」を見て、ルールや規範に厳しい国だとい

うイメージ程度は持っていた。また、治安がいい国だということはよく知っていたという。

はじめはコロンボにある日本語学校に通い、ビザを取得するのに必要最低限の日本語だけを勉強した。別の友人が先に福岡で留学していたこともあり、通っていた日本語学校の仲介によって福岡の日本語学校を選ぶことにした。東京や大阪など都会に行くことは全く考えていなかったという。福岡に来てからは、日本語学校に通いながら、他の多くの留学生と同じように資格外活動許可を得て、アルバイトで学費と生活費を賄った。初めは弁当工場などの日本語を使用しない職場で働いたが、少し日本語ができるようになるとすぐにコンビニで働くようになった。コンビニではオーナー夫婦との仲がよく、「日本のお父さん、お母さん」と呼ぶほどであったと話す。コンビニでのアルバイトは、指宿に就職するまで続いた。その経験は、現在の仕事でも接客等で役に立っているという。

ーアルバイトの経験が結構その自分の日本語とか接客とか影響があったと思いますか

L：はい、そうですねあります。

ー日本語はどうですか

L：日本語もほとんどお母さんと話すとか色々話になって、日本語ももっとできるようになったと思います。

ーその時 同じアルバイトの人とかで日本人の人とかいました？

L：そうですね、いました。しゃべってました。

ーあとは接客とかも日本の接客っていうのはだいたいをコンビニで覚えたっていう・・・

L：はいそうです。

2016年10月に福岡の日本語学校に入学したLさんは、2018年3月まで一年半の間日本語の基礎的な勉強をした後、専門学校に進学しグローバルビジネスやホテル観光業について学んだ。就職活動を経た後、サンセットホテルに採用され2020年の4月から正規従業員として働いている。指宿を就職先に選んだ理由は、九州に残って働きたかったからだという。

ーそして2020年の4月からここですね。

L：はいそうです

ー就職活動はどういうふうにしましたか？

L：えっと学校から色々紹介しましたが。

ーうん、学校の求人＝

L：＝その前に学校からマイナビとかリクナビとかのやり方を教えてもらって、それから私ともう一人の友達はこちらのホテルを調べて、学校に言って、それからリクナビで面接入れて。

ーなるほど。どうして指宿を調べたんですか？

L：えっと、本当九州が好きだった。

ーあ、九州が好きだった？

L：で、大分とかも調べて、本当はこちら選べる前に大分の新しく始まったIホテルと、そこにも面接を出て、それから、そこはちょっとダメだなと思ったから、一応こっちも調べて。こっちも出てきたから ちょうど4人で行こうと思っていたところだったから、4人とも募集があって、してみようと思って。

－なるほど、マイナビとかリクナビとかで＝

L：＝マイナビで。

－マイナビで指宿のホテルを調べてみたらサンセットホテルの求人があった。面接はどうでした？

L：それまでなんかでも仕事の面接はあまり受けたことがなかったから、日本語ではまあバイトの面接とかあるけど、就職の面接はちょっと一番初めてだったのでめっちゃ緊張したです。

－練習とかは先生がやってくれるんですか？

L：そう、やってくれました。はい。

－じゃあ面接と、筆記試験もありましたか？

L：いやなかったです。

指宿の生活は、特に問題と言えることはないという。福岡よりも住みやすく、故郷と同じような静かなところで浪費することもないため、お金を使わずに済むとLさんは語る。人々も外国人だからといって排除するような雰囲気はなく、むしろ行く先々で人々が挨拶してくれるところが、都会との違いだと感じている。

－どうして九州がいいと思ったんですか？

L：福岡ですずっと住んでて、九州の方がやっぱ。東京とかもいっぱい友達がいたから、いろいろ話を聞いて、やっぱり九州がいいかなと思ってます。

－どうですか？実際に来てみて。

L：いいです。来た時はめっちゃ田舎だと思う。

－自分のね、スリランカの国も田舎だって言ってましたね。

L：そうそう、そんな感じ。誰もいない。

－どうですか？指宿は。

L：福岡よりも住みやすい場所と思います。住みやすいついていうか、あれちょっと、なんか静かなところで。なんか、福岡だったら友達もいっぱいいて遊ぶのもいっぱいするから、そうお金も無駄に使うこともあるけど、でもこっち来たらそういうことはよくなったかな。

－遊びたいと思わないですか？

L：思うんだけど、でも私的にはそんなに遊びたい——遊ぶときは遊びます。そう毎日毎日遊びたい気持ちがない。

－今指宿に住んでいて、ざっくりここが指宿の好きなおとろいいところだなんて思うことと、福岡とかほかの所と比べて指宿のいいところ、こういうところが好きだなあっていうところありますか？

L：そうね。どこの国でもそうだけど、福岡の人たちよりこっちの人たちは、そう優しいかなと思うところですね。

－うん、田舎だからですかね？

L：そうですね。そうかもしれない。優しい感じがします。スーパー行ってもいろいろ人がいても挨拶するし、そう優しく笑顔でいつも。だから、違うなあと思っています。

－これ聞くのはあれなんですけど、田舎だから少しお金もらえるのが少ないとかありますか？

L：日本の他のところより少ないんだけど、生活はそんなに大変ではないです。

－まあ、その分あの物価も少し安いというか東京で暮らすよりは＝¹¹

¹ 記号「＝」は、相手の発言が終わる前に重ねるように発言を始めたということの意味する。

L：＝そうですね、価格は少ない。指宿は遊びも少ないから、その金もかからないから。

－なるほど、じゃあ、まあ他の都会とかよりはこっちに暮らした方がいいかなって＝

L：＝そうですね思います。

－できればずっと住みたいと思っっていますか？

L：そうですね。できればいたいと思います。時間は決めてないけどできるまではいたいと思います。

－じゃあ指宿の生活は満足？

L：ですね。

② Mさん（女性、28歳）のケース

ネパール出身の Mさんは1993年生まれの28歳、2015年10月に来日し、福岡の専門学校に附設されている日本語学校で1年半学んだ。日本に留学を決めたきっかけは、友人が日本に留学していたためであり、日本での生活についていろいろと聞くうちに、一度は必ず日本に留学して勉強し、ネパールで何か事業をしたいという思いが強くなっていったのだという。大学でホテルマネジメントについて学んでいたが、3年目で日本留学を決意し、その半年後に大学を中退して来日した。現地の日本語学校には半年ほど通ったが、やはりビザの面接試験に合格できるだけの必要最低限の学習しかしておらず、ほぼゼロ初級者に近い状態で日本に来たという。福岡を選んだのは、話を聞いていた友人が福岡の日本語学校に通っていたためである。

他の多くの留学生と同じように、Mさんも資格外活動許可を得てアルバイトに就労し、生活費と学費、そして本国への送金も賄っていた。アルバイトは弁当工場とコンビニ、ホテルでのベッドメイキングなどを経験しているが、やはりコンビニでのアルバイトが日本語や日本社会を知るのに最も良い経験になったのだという。

－じゃあ、ほとんどそのコンビニはアルバイトはもう留学生＝

M：留学生そうでございます。日本人もいらっしやいました。日本人の推薦みたいな人もいらっしやるんだけど、あんまりできる人があんまり働く人が＝

－いない？

M：そうです。

－失敗する人が多いってことですか？

M：失敗したり遅刻する人は、うんそうですそうです。むしろ日本のアルバイトの方があんまり使えなかったですね。それオーナーと直接話して、もうそれは外国人の方がいいかな、誰か面接入ってきたら Mの方にすぐ聞いたりとか、どうすればいいんですかみたいなちょっと相談みたいにするようになってますので、私にあって（とって）はそれはとても良い経験でしたので、それはもう最後まで忘れないように、心の中に入れて。

－じゃあ、いろいろとこう人をどういう人を雇うかとか。

M：そうでございます。一応そうです。オーナーとかマネージャーとか店長とかの方がすごい仲良くして・・・

2017年3月に日本語学校を卒業した Mさんは、アニメーションの専門学校に進学し、アニメや日本文化などについて学んだ。しかし、この進学は特に考えて決めたことではなく、また勉強したことによって日本での就職に結びつくものでもなかった。そうしたことから、Mさんは佐賀の専

門学校にさらに進学し、2年間観光ビジネスについて学ぶことになる。

－これどうして進学しようと思ったんですか？

M：・・・ですね。さっき言ったみたいには、その前にもあの観光的なグローバルなことが学びたいの心の中にありましたので。一応自分で考えて決めることができない、できてないこともありましたね。そのときはアニメーションとか。だから一応、私の方が本当にはもう日本の観光的なことが学びたい、できるようになりたい、分かるようになりたい。一番大きな理由はそれです。で、学んだことが活かしたいのは今もある。心の中に。

日本で学んだ観光ビジネスと、実際に日本のホテルで働いた経験を活かして、Mさんはネパールでホテル事業を始めようと考えているという。ネパールにやってくる日本人観光客に対して、日本語での接客や日本のおもてなしを提供するホテルを作れば、日本人客が多く集まるのではないかというのだ。さまざまな理由でビザを更新することができず、帰国を余儀なくされた元留学生を従業員として雇えば、彼らの経験も無駄にならないと考えているという。

M：日本語もできる人いっちゃると、日本とネパールのおもてなしは合わせて接客すると、もっと日本人のお客が増えてくるんじゃないかなと思っている。あると思うんですね。日本人の英語が分からなくて、ちょっとやりたいこととか、もっとこういうことがあれば良かったのにまだ出来てないとか。日本人の方も多分思われると思うんだけど、私の、あのネパール人の接客させてあげた人もそういうことが思ったことが多いございまして。で、日本では勉強して今帰って、ネパールではいろいろ仕事している人もいるんじゃないですか。なんかビザも取れなくて帰った人とか。で、少し日本のこととか日本人のこととか分かるようになりましたので、その人たちにはこのホテルで仕事アルバイトしてもらって、日本人に日本のおもてなしネパール全体的にじゃなくて、私が頑張ったことが、私できたところだけに活かすだけでも、いろんなことができるんじゃないのかなと思って。

－なるほど、日本に経験のある人とかで、ビザが出なくてちょっと戻らないといけなかった人とか、やっぱり日本での生活とか日本語がある程度できるので＝

M：＝一応ネパール（だけ）で勉強すると、いくらでも勉強してもいくらでも日本語話しても（留学して）本当に日本人の立場に立って話すともう全然違って来るから。

佐賀の専門学校で2年間観光ビジネスについて学んだ後、2021年4月にMさんはサンセットホテルに就職した。就職活動は2020年の4月から開始したが、新型コロナウイルス拡大の影響により、宿泊業は軒並み求人がなくなったため、苦労したのだという。また、苦労して内定を得た後でも、新型コロナウイルスの影響で内定が取り消しになったこともあり、意気消沈したMさんは、大学への進学も視野に入れて願書を取り寄せたりもした。しかし、教員の勧めにより軽い気持ちで受けたサンセットホテルの入社試験に合格したため、指宿に行くことを決めたのだという。

M：ちょうど4月から（就職）活動始まろうと思ったら、ちょうどコロナが入って、その時はとても大変でした。一応学校もその時は休みでした。

－まあ緊急事態宣言だからね、2020年の4月・・・、そっかオンライン＝

M：＝だったんです。私たちはオンライン一ヶ月しか二ヶ月しかやってないので、その5月6月ぐらいからもう学校行って、いろいろインターネットマイナビでマイナビとかリクナビにしました。

－それでこのホテルが見つかったのはやっぱりマイナビリクナビですか？

M：ここのホテルを見つけたのはマイナビリクナビじゃなくてこのホテルからの求人です。

－ホテルの求人でこの学校に求人が来てた？

M：で、その前は6月7月ぐらいは沖縄のホテル・・・、名前を忘れました。このホテルはリクナビマイナビで登録していただいて、面接受けて合格まで来ました。で、その後はなんかホテルの問題で内定が取り消しになってしまったんですけど＝

－それはちょっと、あ、コロナでしょうね。

M：それでちょっとやる気がなくなってしまった。一ヶ月ぐらいは全然動かなかった。大学の願書とかも取りました。でも先生の方から、ちょっとできるからやってみてください（と言われた）。

－どうして、その求人が来ていたこのホテルを受けようと思ったんですか？

M：そうですね、一応その時私、鹿児島一回も来たことなかったんですけど、先生からも一応受けてみてください。できるかどうか分からないんですけど、はいじゃあ先生のためにでも受けますねってみたいに先生に。ちょっと優しい先生いらっしやいましたので。なんか冗談的に、じゃあ受けようねって思って。（後略）

－じゃあ一応受けてみますねみたいな感じでもう＝

M：＝本当に軽い気持ちでだったんですけどやっとなりましたので、その午後は色々調べていて、（二次面接で）鹿児島どうですかとか聞かれるんじゃないですか。その時は全然あんまり暑いことは聞いたことはありましたね、その時は。だけど生活一人暮らしで寂しいのはもちろんだけど、こちらでもいいところが静かで、一人でもなんでもかんでもゆっくりできるし、東京とか大阪とかまあさっき沖縄っていうふうに言ったけどなんか。（後略）

M：でも色々先生の紹介もあって、福岡よりもだいぶ田舎になるんですけどどうですかみたいな。一応その時は福岡から離れて、問題とかちょっと心配とかはありましたけど、もうこちら来てその時もコロナで仕事なんとなく全然なかったので。その時は色々な所に行ったりとかでネパールの方も見つかっていろいろ友達とかできるようになってきて、そういうところも結構ございますね。観光地とかもいっぱいありまして、ちょっと悪いところはバスとかの時間とかで、電車とかの時間はめっちゃ待たないといけないとか、それはちょっともうちょっとやったほうがいいんじゃないかなと思うんです。

インタビューの時点で、Mさん自身はホテルの従業員との人間関係に葛藤を抱き、悩んでいることを吐露してくれたが、それは個人的な問題であって、指宿の生活については、バスや電車がなかなか来ないなど、地方でインフラが整備されていないことが若干不満だけで、概ね問題はないという。ホテルに来る日本人客からも、外国人従業員だからという理由で差別的な行為や態度を受けたことは一度もなく、指宿市での生活においても、外国人を排除するような社会的問題を感じることはないようである。

M：忙しいとか、仕事の問題とか、お客様の問題とか特に何もございません。お客様の方も一応あの昔じゃなくてちょっとおじさんたちの人たちが多いんですけど、問題とかあの外国人だから接客

出来てないとかそんなことは特にございませんですよ。

－あ、全然ないんですね。

M：お客様の評価が、今まではもう少しどこかのできてないところがもちろん、たぶんあると思いますが、そんなに外国人だからとか、評価が特にございませないので、それはもう留学生として外国人だとしてはとてもいいことじゃないかなとは思いますが。

－じゃあ、指宿市自体は結構住んでも良いし＝

M：＝いいです。そうでございます。

－そんな問題はないですか＝

M：＝そうです。指宿の問題は鹿児島の問題が特にございませないので、はい。

－じゃあ、指宿自体とかそれから、日本での働き方、もちろんこれは日本人でも一緒です。どこでどういう会社に入ったとか、どんな人間関係があるかで辞めたりとかそれは個人的な問題で＝

M＝それは私の自分の問題だよ。

③ N さん（男性、24歳のケース）

1997年生まれの24歳、ネパールのチトワン出身のNさんは、小中高と全て英語で授業を受ける私立校で教育を受けた。英語能力はTOEIC700点台だが、今ではすっかり日本語能力の方が高くなっており、非常に流暢な日本語を操る。高校卒業後に2年間ホテル業の専門学校に通い、2017年4月に北九州市の専門学校に附属する日本語学校へ入学した。父がインド軍の軍人だったこともあり、かなり裕福な家庭に育ったのだという。兄と姉は二人ともオーストラリアに留学した後、そのまま現地で仕事をしている。

これまでの筆者の研究（岩切2017、2018）から、日本に留学するネパール人の多くは、可能であればイギリスやオーストラリアなど英語圏への留学を希望しつつも、ビザが降りづらいなどの理由により消極的に日本を選ぶケースが多かったが、Nさんはむしろオーストラリアに留学出来る可能性があるにもかかわらず日本を留学先として積極的に選んだ珍しいケースである。ずっと学んでいた英語以外の言語を学び、兄と姉がいない別の国で一人でやり遂げたいという意志のもと、日本もしくは韓国を留学先として候補に選んだ。日本を選んだのは、兄の友人が日本に留学しており、非常に治安が良いということを知っていたこと、また社会的規範が厳しく自分のためになると考えたからだという。

日本への留学を決めたNさんは、ネパールの日本語学校に半年通っているが、この時もN4レベルの日本語を習得しており、ビザの面接対策程度の最低限の学習で終わっている他のケースとはかなり異なっている。アルバイトも他の留学生より少なく、スーパーマーケットと、時々知り合いの居酒屋を手伝う程度だったようだ。特にスーパーでのアルバイトは楽しかったようで、日本人の友人もでき、日本語のコミュニケーション能力も大きく向上したという。

N：（時給は安かったが）でも仕事はめっちゃよかったです。品出しをして。あとチーフとか店長とかもめっちゃ優しかったので。

－働きやすかった？

N：そう働きやすかった。めちゃくちゃ働きやすかった。で、その後2年も経ったら店長が、じゃあ外国人のリーダーになってって言われて。リーダーになって、その後はもう色々教えてくれて。ポップ作りとか、明日のチラシとか。

-楽しそうですね。

N：そうです。クリスマスとかハロウィンとか、全部私とチーフでやったので

-それは面白いね。外国人はどういうところの国の人たちが働いていました？

N：ベトナム人と中国人とネパール人。部門が違ったけど、デリカとか魚とか。

-じゃあその部門全部合わせてリーダーやってくれる＝

N：＝そうそうそうそう、ああなんか、外国人にお知らせするときは私に言ってって、新しいチーフが来たんですけど、その時も前のチーフが（Nさんが）全部分かってるから、全部聞いていいですって言って、そのチーフも私に聞いて仕事やった（笑）。

-日本人のチーフがそういうことね。そういうことか。

N：そう働いて、そこに就職しませんかと思ってたんですよ。でも、学校が部門が合わないとはビザとか。

-あ、そうかそうか。学校で勉強したことが合わないと。

日本語学校を卒業した後は、そのまま日本語学校を附設している専門学校に入学し、観光業について学ぶことになる。スーパーのアルバイトはそのまま続けたため、ついには就職先にと誘われるほどであったが、学校で勉強した内容と合わなければ就労ビザも取れないということで諦め、ホテル関係で就職活動を始めた。

-就職活動はどうやってやったの？

N：マイナビとかリクナビとか。先生たちは手伝いだけしました。ここにホテルとかあるよって言うだけで、あとは自分でしました。

-まずどこを受けました？

N：はじめ、フォレストハウス（仮称）は最初に受けました。フォレストハウスのことをめっちゃ聞きましたので、学校からも旅行に行きました。その時にフォレストハウスから近くのホテル、フォレストハウスの店舗ですけどいろんなホテルがあります。そこ行ったらここで働いて楽しいし、もっと友達とか作れるかもしれないことを考えていたんですけど、外国人は5人いたら5人とも落ちてしまいました。

-あ、5人やらしてみんなダメ。

N：で、次に鹿児島は先生がサンセットホテルありますよ、どうしますかって言って、じゃあ一回受けてみますかねと言って。その後は自分でパソコンでいろいろ調べて、面接を一回オンライン面接して、その後はこっちに来て、桜島とか遊んでその勉強になりましたので、こっち来て面接を受けて。でも思ったよりは田舎は田舎でしたけど、でも住みやすいのと、あとお金もあんまり使えないですね。使うところがないんだから（笑）。食材だけ。他は何もないです。

Nさんは他にも大分の有名ホテルから内定を得たが、特定技能の在留資格でしか採用しないというホテル側の意向を聞いて、内定を辞退したという。結果、技術・人文知識・国際業務の在留資格で働くことのできるサンセットホテルに就職を決めた。

指宿での生活や、仕事の現場においても、これまでの二人と同じように、外国人従業員だからという理由で差別的な態度や行動をとられた経験はないという。しかし、周りに娯楽施設が少なく、また友人も作りづらいため、日常が家と仕事場の往復だけになっていることには、若いNさんに

としては辛いことのようにだ。

N：でも、外国人頑張ってるね、なんかいらっしゃいませとか言うだけで日本語うまいですなんて言われますので（笑）。

－ああそうですね、よくあることですよ。

N：まあ、それはちょっと嬉しいです。嬉しくなりますけど、何も喋ってないのに日本語がすごいですねとか言われます。何も喋ってないので、いらっしゃいませとかのおかげで日本語うまいねって言われて（笑）。

－今この指宿に一年近く住んで、仕事の人以外でなんか友達になった人とかいますか？

N：いないです。今まで無いです。だから、仕事と家、仕事と家だけになってますよだから。

－なるほどそういうことか

N：仕事と家、仕事と家しかありません。だから、友達とかもないから。ネパール人も2人だけ。2人だけで行くところも何もないです。タイヨー（スーパーマーケット）とニシムタ（ホームセンター）だけ。何にもないです。

－タイヨーとニシムタだけ（笑）

地方で娯楽が少ないため浪費することもなく、お金を貯めることができるのが良いと語っていたはずのNさんは、話しているうちにやはり若いうちにもっと楽しく遊びたいという心情を吐露するようになってきた。そのため、指宿に長く留まるつもりはなく、今はひたすら仕事の経験を積んで、スキルを上げ、もう少し都会の方に移りたいのだという。

N：お金も一応ですけど、でも今のところ楽しまないと。年にとって楽しむこともできないですから。

－お金を使うことはまあなかなかないからまあそれが良いって＝

N：＝まあお金貯まるけどやっぱ使わないと。貯まるけどでも楽しいことがないです。でもいいところに行って、そこで自分使えるお金がちょっと減らしたほうがいいと思います。その間は、経験と自分の能力をレベルアップしたいです。だから今一生懸命働いています。じゃないともっといいところにできないですね。

－いいところっていうのは、例えばこっこの鹿児島市の鹿児島市とかですか？

N：ちょっとここは何もないですね。だから大阪とか東京とかだったら、もう賑やかですね。やっぱりネパールレストランとか、ちょっと向こう行ったら私ファッションとかもちょっと好きなので、ここ福岡ぐらいでも大丈夫ですね福岡。

－福岡もまあ都会ですよ。

N：ネパール人2人しかいないから、なんかお祭りとかで集まって何かしようとしても誰もいないから、福岡だったらみんな集めて楽しいけど、今はもう2人しかいないから。

（中略）

N：遊ぶところもないし、日本人の友達もまだ出来ない。若い人たちがいないからできるわけがないですよ。おじさんに友達になったりとかしないから。

－若い人たちが友達がいたらいいな＝

N：＝そうですね。遊びもできるし何でもできる。若い人たち私まだ見たことない（笑）本当結婚してない人は見たことない今まで（笑）。子どもがおる人は見たことあるけど、若い子たちは本

当に一年経ったけど、5人4人ぐらいしか、そのタイヨーとかニシムタにしてもそこもない。

3、まとめ

以上、3名のインタビュー調査の内容から、明らかになった点についてまとめておきたい。まず、来日の経緯に関しては、全員が先に日本に留学していた友人や知人などから話を聞いて、日本への留学を決めている。Lさんの場合は、外国に留学するつもりがなかったにもかかわらず、友人からの誘いをきっかけとして日本へ行くことを決めている。Mさんは日本に留学している友人からの勧めで、Lさんは日本と韓国のどちらかを選択する際、兄の友人から情報を聞いて日本を選んでいく。いずれも、安全で規範に厳しい社会であるというイメージで日本社会を捉えていた。さらに、3人とも友人・知人が福岡に留学していたことが影響して、福岡県の日本語学校を選んでいく。

福岡での日本語学校や専門学校時代に関しては、3人とも良い思い出となっているようで、ポジティブな内容を肯定的に語っている印象であった。特にアルバイト先での経験は、日本語能力の向上に役立っただけでなく、日本社会に生きる上で必要な実践的な知識や経験を得ることができたようであり、当然ながらホテルでの仕事にも活かされているようだ。

就職活動に関しては、ポータルサイトの利用もしくは学校求人からの紹介といった経路でサンセットホテルに就職している。Lさんのように、九州での就職にこだわって指宿を選んだケースもあれば、就職活動が新型コロナウイルス拡大期と重なってしまったMさんとNさんのように、少ない選択肢の中から指宿を選んだケースもあった。

こうした就職活動の経緯も関係していると思われるが、指宿市での「田舎暮らし」を楽しみ、なるべく長く住みたいと話すLさんと異なり、MさんとNさんは指宿市に根を下ろしたいとは考えていないようだ。指宿市に住み、ホテルで働くことに対して、3人ともに共通するのは、第一に、指宿市のことを「田舎」で静かな街だと捉えていることであり、交通システムの不便さや娯楽施設の少なさ、人口における若年層の少なさが言及されている。指宿が「田舎」であることに対して、Lさんは浪費しなくてすむのでちょうど良いと語っている一方、Nさんは若者と出会う場所がなく、娯楽施設が少ないため家と仕事を往復する毎日に対して若干苦痛を感じているようである。

第二に、地域コミュニティにおける葛藤や、地域住民との関係性、ホテルの客とのやり取りに関しては、外国人であることを理由に排除されるようなケースがほとんど見当たらないということである。つまり、外国人人材を受け入れる上で、指宿市においては社会的コンテクストに由来するような問題は、サンセットホテルの3人のインタビューに限れば今のところ顕在していないと考えられる。

今回のインタビュー調査においては、上記のような点が明らかになったが、あくまでもこの結果はサンセットホテルで働く外国人従業員のインタビューに基づいたものである。したがって、今後の課題としては、職場環境の異なる複数の宿泊施設において聞き取りを行い、事例研究の数を増やしていく必要がある。また、指宿市の宿泊施設に外国人労働者が受け入れられるようになったのは近年のことであり、人手不足が続けばさらに多くの外国人人材が積極的に雇用される可能性がある。そうした可能性のある未来において、地域コミュニティにおける異文化の相互作用が、どのような様相をもたらすのかについては、今後さらに見ていく必要がある。したがって、外国人側のインタビューだけでなく、受け入れ側の地元住民にも聞き取りを行う必要があるだろう。

参考文献

- 岩切朋彦 2017 「働く留学生」をめぐる諸問題についての考察 (1) グローバルな移民現象としてのネパール人留学生」『鹿児島女子短期大学紀要』(53), pp.15-24
- 岩切朋彦 2018 「働く留学生」をめぐる諸問題についての考察 (2) 福岡市の日本語学校に通うネパール人留学生のエスノグラフィ」『鹿児島女子短期大学紀要』(54), pp.37-49
- 大久保孝治 2009 『ライフストーリー分析—質的調査入門』学文社
- 桜井厚 2005 「ライフストーリー・インタビューをはじめる」桜井厚・小林多寿子(編)『ライフストーリー・インタビュー質的研究入門』pp.11-70 せりか書房

ドイツの幼児教育における音楽活動について —ブレーメン州の教育計画に着目して—

中村 礼香

1. はじめに

保育現場における音楽活動には、歌唱や器楽だけでなく、創造的音楽学習、リトミック、わらべうた、素材を用いた音遊び、自然や身の回りの音に耳を傾けるサウンドエデュケーションなど様々な遊びが取り入れられている。ただし、幼稚園教育要領等に具体的な遊びが記載されているわけではなく、幼稚園教育要領等にかかれたねらいに添って、保育者が様々な本や研修会、保育者養成校等で得た知識を元にそれぞれに遊びを考えているのである。

筆者は2022年に日本の幼稚園教育要領に当たる、イングランドのEYFS指針の音楽に関わる部分の内容について研究を行った¹⁾。EYFS指針とそれに付随する実践の指針を分析し、イングランドでどのように創造的音楽学習が実践されているのかを探った。その結果、具体的に音で遊ぶ方法や音楽創りの方法が提示されており、それらが政府のホームページに公開されているため、全ての保育者が共通してそれらの実践の資料を参照することができることがわかった。イングランドのEYFS指針と日本の幼稚園教育要領等の表現の領域において、様々な表現活動を通して、子どもたちの創造力、想像力、表現力等を高めることを目指していることが共通していた。また、EYFS指針においても、幼稚園教育要領等においても、「素材」「道具」「用具」といった言葉が使用されており、少なくとも領域表現に関しては、イングランドと日本の目指している幼児の姿や保育活動の内容は類似していると言え、その内容は日本の幼児教育において参考になるのではないかと考えられる。

他の諸外国の幼児教育における教育指針の内容も、日本の保育現場での音楽活動の参考になるのではないかと考え、様々な国の教育指針の内容を調査することとした。今回調査対象としたのは、ドイツのブレーメン州の教育内容である。ドイツは16の州による連邦国家であり、教育指針は各州によって独自に作成されている。伊藤（2012）によると、ドイツのほとんどの州の教育指針において、明確に「音楽」として独立した教育領域が設定されている。その領域の表現方法は州によって様々であるが、バイエルン州、ベルリン州、ブランデンブルク州、ハンブルク州、ザールラント州では「音楽」、ニーダーザクセン州、ザクセン州では「美的教育」、ヘッセン州では「音楽とダンス」、テューリンゲン州では「音楽的教育」などの表現をされており、ブレーメン州では「リトミックと音楽」となっている²⁾。筆者は専門分野がリトミックであるため、このブレーメン州の音楽領域に興味をもち、調査することとした。また、ドイツでは幼小連携を前提として幼児期の教育計画が作成されている。そこで、基礎学校と呼ばれる小学校の音楽との繋がりについても見ることにした。

2. ブレーメン州の幼児教育における教育計画について

ブレーメン州では、Rahmenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich（就学前教育段階の教育のための概括的計画³⁾）という教育計画が2004年に発表された。これは、生まれてから基礎学校（日本での小学校）に入学までの子どもを対象にしている。就学前教育で培った基礎の上に小学校教育が展開されなければならないと記載されており、幼小連携を前提としている。この教

育計画は、教育・養育の義務を具体化すること、教育領域を定義すること、ブレーメン州内のすべての保育施設の教育活動となる内容を説明することを目的に作られた。この教育計画には、専門家の教育活動の基礎となる指導的な考え方や価値観が記述されている。また、教育計画は以下の内容で構成されている。

- ・ 指針となる考え方と価値観（第2章）
- ・ 就学前教育の目標と課題（第3章）
- ・ 就学前教育における学習（第4章）
- ・ 教育活動の中心となる教育領域（第5章）と
- ・ これを土台にした専門家の仕事（第6章）

この教育計画では、子どもは積極的かつ自主的に世界を獲得し、幼児教育は主に自己教育の過程で行われ、専門家がそれを刺激し、促進し、伴走することを前提としている。そのため、各教育分野では、好ましい条件のもとで子どもが主体的に利用できる「自己教育の機会（Chancen zur Selbstbildung）」と、専門家が行う「自己教育の支援（Unterstützung der Selbstbildung）」に分けて記載されている。

就学前教育における学習として、「ホリスティック教育（GANZHEITLICHES LERNEN）」、「探究学習（FORSCHENDES LERNEN）」、「コアコンピテンシー（KERNKOMPETENZEN）」の3つが挙げられている。また、教育領域は「リトミックと音楽（Rhythmik und Musik）」、「身体と運動（Körper und Bewegung）」、「遊びと想像力（Spiel und Phantasie）」、「言語的・非言語的コミュニケーション（Sprachliche und nonverbale Kommunikation）」、「文化と社会（Soziales Lernen, Kultur und Gesellschaft）」、「組み立てと造形（Bauen und Gestalten）」、「自然・環境・技術（Natur, Umwelt und Technik）」の7つの領域に分けられている。日本の領域「表現」にあたるものが、「リトミックと音楽」、「身体と運動」、「組み立てと造形」である。なお、この領域の日本語訳は、井下（2013）を参考にした⁴⁾。教育領域の解説として、教育プログラムが一つの領域に限定されることなく、各教育プログラムで常に異なる領域を扱い、様々な教育領域との繋がりに目を配り、子どもたちの発言に応え、あるいは新たな興味や思いがけない体験を呼び起こすための脇道を提案するのが専門家の仕事であると述べられている。これは、日本の5領域の考え方と同じと言える。

3. リトミックと音楽について

3-1. 就学前教育段階の教育のための概括的計画（Rahmenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich）

第2章にて、Rahmenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereichに記載されている7つの領域について述べたが、本章ではその中の「リトミックと音楽」の領域について述べる。

この領域は、リズムと音楽は感情を表現し、音楽による働きかけは子どもの情緒を刺激し、音楽は身体運動に繋がり、さらに社会的集団との繋がりを促進するという考えが土台となっている。この領域の内容を筆者が日本語訳したものが表1である。この内容には、「自己表現の機会」と「自己教育の支援」に分けて記載されており、「自己表現の機会」は子どもの学びの内容であり、「自己教育の支援」が専門家の支援内容である。

リトミック活動を通して知覚の訓練、人格形成、聴覚の洗練、歌唱、協調性とコミュニケーション、言語の発達、そしてリズム感や音楽性を養うことなどが目的となっており、一人、もしくは他人と一緒にリズムカルな動きや同じ振りをすることで、集団としての一体感を高め、社会学習の始まりとなると述べられている。また、音楽自体がホリスティック教育であり、リズムや音を探究す

ることにより言葉や協調性やコミュニケーション能力などの社会性といったコアコンピテンシーを獲得することに繋がるのである。

表1 領域「リトミックと音楽」の内容

自己教育の機会	<p>音楽は子どもの情緒的、認知的、社会的発達を促すため、総合的な人格形成や情緒の安定に貢献する。リズムは、音楽、言語、動きを組み合わせたホリスティックな教育である。お母さんの声、心音、呼吸が音楽とリズムの基礎となり、それは、すでに胎児の体を刺激するリズムである。子どもは幼いころから音楽に反応する。和音や不協和音に心を落ち着かせたり、興奮させたり、その過程で自分の感情を察知することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちは言語を理解するずっと前から、文の音やメロディから言語的な発話の内容を推測している。 言語獲得後、子どもは歌を話し言葉と区別できるようになり、リズムカルな形と一定のメロディの輪郭を保つ話し歌を自発的に作り始める。声の響きには、自分という人間が表現され、認識される。 また、メロディとリズムは、話し言葉を表現し理解するための前提条件となる。リズムのある構造に分割することで、一見任意の音の列を個々の要素に分解し、単語や文章として解読することができるのである。私たちの話し方は、私たちの言語に共通するリズムのパターンに従っているため、理解される。子どもたちは、様々なものを使って繰り返しリズムを作るように、音の実験を繰り返しながら練習している。 聴いたことのある歌をもう一度歌うとき、子どもたちはリズムにこだわり、メロディはないが、次の年には、音程が付き、メロディに近づいてくる。
自己教育の支援	<p>教育への全体的なアプローチとしてのリトミックは、子どもたちの行動や動きを重視した学習に対応する。リトミックは、知覚の訓練、人格形成、聴覚の洗練、歌唱、協調とコミュニケーション、言語の発達を目的としている。同時に、音を聴いてみたい、音を出してみたいという欲求を刺激し、音楽の形式や伝統を紹介する。リズム感や音楽性は、様々な方法で刺激することができ、またそうしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耳のトレーニングは、音楽的な音だけでなく、日常の音にも敏感であるべきである。子どもたちを取り囲む対象物から様々な驚きの音を引き出し、その違いを感じ取り、耳を澄ます訓練ができる。音の演出が繰り返されることで、リズムの構造が生まれ、遊び心ある提案でリズム感を養う。 音の聞き分けを通して、楽器で出すことのできる音を聞き分けられるようにする。施設内では、簡単な音の出る楽器を作って試すことができる。教師と一緒に、日常的に使われているものや自然のものを使って、音やノイズを出すことができるかを調べる。教師は、子どもたちが自分で、あるいは他の人と一緒に施設の通常の備品の一部である簡単な楽器に挑戦することを勧める。 歌のモチベーションは、早い時期に歌われるほど高くなる。カセットテープで歌やメロディを聴くことも、音楽や歌への興味を喚起するが、歌に代わるものではない。他の分野もそうであるが、子どもたちが自分自身を歌うようになるには、具体的な人物との繋がりが必要である。最初は歌の音楽的な質はあまり重要ではない。それよりも大切なのは、自分たちが歌いたいという刺激と欲求である。それは何よりも遊びや動きと結びついた歌であり、音楽活動への欲求を強化するものであり、また、そのような歌は歌、言葉、動きを組み合わせることで、言葉の習得を促す。一緒に歌うことで、子どもは自分が集団の一員であることを経験する。 最後になるが、音楽は一人でも皆とでも動くことを促してくれる。全ての身体運動はリズムカルなパターンで行われ、全ての音楽はリズムカルな動きを促している。ダンスやリズム、音楽と同じ振りをすることは、集団に溶け込もうとする意志を育む初歩的な社会体験であり、私たちが社会学習と呼ぶものの始まりに位置するものである。互いのリズムやメロディにスイングすることで、グループとしての一体感を強めていく。

3-2. 教育領域の具体的活動内容 (Konkretisierungen zu den Bildungsbereichen)

ブレーメン州では、Rahmenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich とは別に、Konkretisierungen zu den Bildungsbereichen (教育領域の具体的活動内容) という、7つの領域の活動内容を具体的に示す資料が2005年に発表されている⁵⁾。その内容を日本語訳したものが表2である。主語は全て教師であり、子どもたちが自己教育するための支援となる活動内容であるが、歌唱、音づくり、楽器、リズム遊び、身体表現、ICT活用と幅広い内容が記載されている。日本においてICT教育やICT活用が言われるようになったのはここ数年のことであるが、ドイツでは20年近く前からICT活用が教育に取り入れられていることがわかる。

表2 領域「リトミックと音楽」の具体的活動内容

活動内容	自己教育のための仕組みと刺激
表現手段としての声と歌を知る	子どもが自分の声を表現する手段として、例えば大きな声から小さな声への変化を体験したり、テープから自分の声を聴いたりするなどを試す機会を作る
	子どもが一人で歌ったり、他の人と一緒に歌ったりできるように、やる気を起こさせる
	定期的に、様々な分野の新しい曲を教え、子どもたちは、音や歌の並びを区別したり歌ったりする
	幼稚園では、毎日歌う機会を作る
ノイズ、サウンド、トーンを紹介し、可能性を学ぶ	メディア（カセットなど）を使って、音や音楽、歌を録音したり再生したりする
	身近なものを使って音を出すことで、子どもが実験する機会を作る
	楽器を提供し、音の出し方の可能性を紹介する
様々なリズムを認識し、音や動きに変換する	手拍子、タッピング、足踏みでリズムを打つ
音楽を動きに変換する	音楽に合わせて子どもが動くことができるような状況を作る
	ダンスを習ったり、自分でダンスを考案したりする機会を作る
	音楽に合わせたムーブメントゲームを紹介する
メディアとの付き合い方を学ぶ	子どもたちに電子メディアを提供し、自らも使用する

4. ブレーメン州の小学校における音楽について

ドイツでは、幼児教育における教育計画と同様、教育政策の決定権限は各州に与えられている。一般的に、初等教育は基礎学校（Grundschule, 以下小学校）において4年間行われる。JICA（2014）によると、ドイツの教育課程の特徴は、「各教科の学習内容」と「獲得すべきコンピテンシー」とが組み合わさったものであるということである⁶⁾。ブレーメン州で使用されている教育課程は、ベルリン州、ブランデンブルク州、ブレーメン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州の4つの州が共同で作成したものである。本章では、Rahmenplan Grundschule Musik（小学校の音楽教育課程）⁷⁾という音楽の教育課程を見ていく。

ブレーメン州における小学校音楽の授業は、歌い、音楽をつくり、聴き、動くことを通して、子どもたちの創造力を伸ばし、経験する力を広げ、表現する力を伸ばし、自尊心を強化することや、子どもたちの感情、感覚、認知、言語、社会性、創造性、運動能力の発達を目的としている。小学校終了時に音楽で身に付けていなければならない能力は、「音楽をつくり、それを演奏し、さらにその曲をより良いものにする（Musik erfinden, wiedergeben und gestalten）」、「音楽を聴き、理解し、分類する（Musik hören, verstehen und einordnen）」、「音楽の実践（Musik Umsetzen）」の3つである。教育課程には、この3つの能力を育成するための活動内容や学年ごとの目標等がそれぞれに分けて記載されている。

4-1. 音楽をつくり、それを演奏し、さらにその曲をより良いものにする（Musik erfinden, wiedergeben und gestalten）

「音楽をつくり、それを演奏し、さらにその曲をより良いものにする」能力を身に付けるために行われる授業内容として挙げられているものは以下のことである。

- ・ 声を表現手段として使い、ボイスパーカッションをしたり、歌をつくったりする
- ・ 楽器や物を使った簡単な音楽づくりをする

- ・ 音楽に関わる表現の可能性を考える
- ・ 他の人と協力して音楽活動を行う
- ・ 自分たちで創作した歌や演奏を披露する
- ・ 音楽作品に図形表現を使用する

これらの具体的な活動内容として、次のようなことが挙げられている。動きと時間の関係、協調性や発話のリズムなどを学ぶことができ、音楽全体を理解するための導入となる「リトミック」、言語や外国語教育を学ぶためにもアーティキュレーションや表現力を発達させることが重要であり、1学年で2曲以上暗譜することで学校内外の共通文化のレパートリーを得ることができる「歌唱活動」、次第に自主的に演奏するようになることで自分の音楽をつくる経験や他人の演奏を尊重すること、そして自分自身を成長させることができ、グループで音楽づくりをすることで協調性も養われる「器楽」、音楽の構成要素、構造と形式を学ぶための「音楽理論」である。さらに、1, 2年生と3, 4年生に分けて目標が記載されている(表3)。

1, 2年生、3, 4年生それぞれで、リトミック、歌唱活動、器楽の目標が設定されており、これらの活動を通して音楽理論を学ぶようになっていくことがわかる。

表3 「音楽を創り、それを演奏し、さらにその曲を良いものにする」の学年ごとの目標

	1, 2年生の目標	3, 4年生の目標
リトミック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口語の音節で簡単なリズムを刻んだり、ボディパーカッションをしたりする ・ 基礎的な拍を打つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与えられた基本的な拍に合わせて、タップ、クラップ、歩行などを行う ・ リズムを楽器で表現する
歌唱活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節や日常をテーマにした歌や言葉を一緒に演奏する ・ 声を使ったゲームや動物の鳴き声などを出して、声を使い分ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歌を暗唱する ・ 即興で歌を歌ったり、つくったりする
器楽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手の合図や口頭での指示に従った楽器の演奏を行う ・ 楽器名を学んだり、楽器を使ったゲームをしたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弦楽器、打楽器、管楽器の楽器の音の出し方を調べる ・ 使用する楽器を準備する ・ グループで音楽の進行を考える ・ 演奏技術を応用する ・ 音の性質を利用する

4-2. 音楽を聴き、理解し、分類する (Musik hören, verstehen und einordnen)

「音楽を聴き、理解し、分類する」能力を身に付けるために行われる授業内容として挙げられているものは以下のことである。

- ・ 曲中の音楽の特徴を比較する
- ・ 音楽を聴いて理解し、整理するために図形化する
- ・ 場面に応じた音楽を選ぶ
- ・ 自分自身や他人の演奏を評価する
- ・ 音楽に関する情報を収集し、整理する
- ・ 自分の聴いた音楽について自分の意見を述べ、他人の意見も尊重する

これらの具体的な活動内容として、次のようなことが挙げられている。音楽を理解するために音楽の要素や構造を認識し、音の区別をする「認識と区別」、音楽の解説と評価の違いを区別し、適切な言語で評価を表現することを学ぶ「解説と評価」、異なる文化、時代、ジャンルで発展した音

楽形式を学ぶ「音楽形式と内容」、音楽が人に与える影響について学ぶ「音楽の効果・効能」、異なる音楽文化を比較する「私たちの音楽、他の場所の音楽」である。さらに、1、2年生と3、4年生に分けて目標が記載されている（表4）。

日本の小学校の音楽の授業においてはほとんど取り扱うことのない内容であり、なぜ音楽を学ぶのか、どう音楽を評価するのかといったことも子どもたちが理解し表現することができるような内容になっている。

表4 「音楽を聴き、理解し、分類する」の学年ごとの目標

	1、2年生の目標	3、4年生の目標
認識と区別	<ul style="list-style-type: none"> 音やノイズの特徴を区別する 声を区別する 環境の中の音やノイズがどこから発生しているか考える 	<ul style="list-style-type: none"> 楽器奏者へのインタビューを通して楽器について知る
解説と評価		<ul style="list-style-type: none"> 自分の音楽的嗜好を言葉にし、他人の音楽的嗜好を受け入れる
内容 音楽形式と	<ul style="list-style-type: none"> ポピュラー音楽、ラジオやテレビの音楽、クラシック音楽などを聴いて、音楽から連想して言葉を発する 	<ul style="list-style-type: none"> 間・休符を、音楽をつくる手段として認識する 聴きたい音楽、踊りたい音楽、演奏したい音楽など、音楽の基本的な機能や音楽作品のアレンジについて学ぶ
効能 音楽の効果・	<ul style="list-style-type: none"> 沈黙の効果・効能を理解する 音楽が作られる場所や音楽が聴かれる場所から、音楽の効果を考える 音楽がもたらす感情的な影響を考えながら音楽を聴く 	<ul style="list-style-type: none"> ロック、ポップス、クラシック、現代音楽、民俗音楽のそれぞれの音楽の効能について考える
他の場所の音楽、 私たちの音楽		<ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオにおける音楽の職業など、音楽の専門職の名前を知り、仕事内容を知る ロック、ポップス、クラシック、現代音楽、民俗音楽などを聴いて、例えば繰り返し、変化、コントラストなどの音の進行を説明する。

4-3. 音楽の実践 (Musik Umsetzen)

「音楽の実践」能力を身に付けるために行われる授業内容として挙げられているものは以下のことである。

- ・ 簡単な、あるいは扱いやすい音楽の特徴を、動きやダンス、図形や絵を通して視覚化する
- ・ 絵や物語、情景、動きなどを音楽で表現する
- ・ 他の人と一緒に発表を準備する

これらの具体的な活動内容として、次のようなことが挙げられている。音楽を全身で表現することにより音楽の効果や機能を体感する手段としての「音楽と動き」、視覚的にも音楽を捉えるための「音楽と映像」、楽器を学び演奏するための道具となる楽譜を学ぶための「音楽記号」、リトミックやボディーパーカッションなどを通して学ぶことができる「音楽と言葉」、舞台公演における幅広い音楽表現を学ぶ「音楽と情景」、カメラやレコーダーの使用、パソコンでの音楽編集などを通して学ぶ「音楽とメディア」である。さらに、1、2年生と3、4年生に分けて目標が記載されている（表5）。

表5 「音楽の実践」の学年ごとの目標

	1、2年生の目標	3、4年生の目標
音楽と動き	<ul style="list-style-type: none"> 空間を意識し、歩行、腕の動きなどで音楽を自由にリズムカルな動きに変換する フォークダンスや、幼児体操など様々なダンスを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 動きで音楽を再現する
映像音楽と	<ul style="list-style-type: none"> ロック、ポップス、クラシック、現代音楽、民俗音楽などを図形楽譜にする 音楽を絵にする 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽を映像にする 絵を音楽にする
記号音楽		<ul style="list-style-type: none"> リズムと簡単な旋律を記譜する 音楽ソフトを用いて楽譜を作成する
言葉音楽と		<ul style="list-style-type: none"> 言葉と音楽を一致させる
情景音楽と	<ul style="list-style-type: none"> 音で物語を説明する 物語を演出する 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽に合わせて物語を書く
メディア音楽と		<ul style="list-style-type: none"> パソコンを用いた音楽づくりを行う

5. 考察

本稿では、ブレーメン州における幼児教育と小学校教育における音楽教育の内容を概観した。幼児教育においても、小学校教育においても「リトミック」という言葉が明記されており、言葉のリズムからの歌唱への発展や、ノイズや音から器楽への発展など、幼稚園教育から小学校教育までの内容が一貫していることがわかる。さらに、演奏による表現だけではなく、映像や物語、絵などを通した表現活動が取り入れられていたり、ICT活用が明記されたりと、幅広い音楽表現活動が取り入れられている。

第3、4章でも述べたが、ブレーメン州の幼児教育における音楽活動を通して知覚の訓練、人格形成、聴覚の洗練、歌唱、協調性とコミュニケーション、言語の発達、そしてリズム感や音楽性を養うことなどが目的となっており、小学校教育の音楽の授業は、歌い、音楽をつくり、聴き、動くことを通して、子どもたちの創造力を伸ばし、経験する力を広げ、表現する力を伸ばし、自尊心を強化することや、子どもたちの感情、感覚、認知、言語、社会性、創造性、運動能力の発達を目的としている。音楽を通して、音楽的能力だけではなく、人間性や生きる力を伸ばすことも目的としている。

前回筆者らが調査したイングランドの幼児音楽教育においては、創造的音楽学習が多く取り入れられており、素材を用いた活動、物語に効果音や音楽を付ける活動、ダイナミクスや拍、強弱、テンポ、音の質といった音楽をつくる要素を学ぶための活動、作曲活動、リズム遊び、図形楽譜などが行われていた。ブレーメン州の幼児教育・小学校教育においては、身体を動かすリトミックを基本に、音楽の要素について学んだり、即興演奏を行ったり、また自分の言葉で音楽や音楽に対する考えを表現したりという内容が行われていて、幼小連携を見据えた、そして子どもたちの将来の生きていく力の獲得を見据えた内容になっていると言える。

ドイツ全体の州で、このように幼小連携を見据えた内容になっているかと思うが、今回はブレーメン州しか調べることができていないため、今後他の州に付いても、また他の国の音楽活動の内容についても調査したい。

引用・参考文献

- 1) 中村礼香・水谷いつみ「幼児教育における創造的音楽学習に関する研究—イングランドのEYFS 指針及び実践例に着目して—」鹿児島女子短期大学紀要第60号, pp.71-78, 2023
- 2) 伊藤真「ドイツの幼児教育施設における音楽教育の理論的枠組み—バイエルン州の教育計画の検討を通して—」国際乳児教育研究 Vol.20, pp.15~23, 2012
- 3) Rahmenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich
<https://www.bildung.bremen.de/der-bremer-rahmenplan-f-r-bildung-und-erziehung-im-elementarbereich-149916>, 2004
- 4) 井下べに「ドイツの昼間保育施設教育指針—ブレーメン州とテューリンゲン州の比較検討を中心に—」広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学研究紀要 XXV, pp.185-190, 2013
- 5) Konkretisierungen zu den Bildungsbereichen
<file:///C:/Users/nayak/Downloads/Konkretisierungen%20Rahmenplan%20.pdf>, 2005
- 6) 独立行政法人 国際協力機構 地球ひろば他「文部科学省国立教育政策研究所・JICA 地球ひろば共同プロジェクト グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査 最終報告書（第1分冊）」2014
- 7) Rahmenplan Grundschule Musik
https://www.bildungmv.de/export/sites/bildungsserver/downloads/unterricht/rahmenplaene_allgemeinbildende_schulen/Musik/rp-musik-gs.pdf

教育実習報告

本学における教育実習について

■志學館大学教職課程における教育実習

令和4年度現在では、本学の教職課程の教育実習について法令に定めるところに従って、中学校教諭一種免許および高校教諭一種免許取得のための教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱおよび教育実習Ⅲの3科目と、養護教諭免許取得のための養護実習Ⅰおよび養護実習Ⅱの2科目を開講している。これに関わる一連の管掌は主として教職センターが行っている。

■志學館大学「教育実習」科目の性格

中学校教諭一種免許および高校教諭一種免許取得希望者は教育実習Ⅰ（1単位）および教育実習Ⅱ（2単位）がともに必修科目である。教育実習Ⅲは中学校教諭一種免許状取得希望者のみが必修単位として受講している。養護教諭免許取得希望者は養護実習Ⅰ（1単位）および養護実習Ⅱ（4単位）の2科目がともに必修科目である。

教育実習Ⅰおよび養護実習Ⅰにおいて事前指導、事後指導および観察実習が行われ、未履修の場合教育実習Ⅱと教育実習Ⅲ、養護実習Ⅱの履修を認めていない。

教育実習Ⅰおよび養護実習Ⅰの履修にあたっては、1年次に教職課程エントリー制度に登録していることが求められる。加えてその後に続く複数回の教職課程オリエンテーションにおけるすべての指導を受けていることを求めている。

この教職課程エントリー制度登録者には、2年次前期に履修カルテが配布される。履修カルテは各学期に提出の上、教職課程の履修状況のチェックを受ける。この履修カルテの提出がない場合も、教育実習Ⅰ、養護実習Ⅰそして教職実践演習（4年次）の履修が認められていない。

さらに教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ、養護実習Ⅱの受講に際しては、教職センターが別に定めた受講資格を設けており、この条件を満たした者でなければ「教育実習」を行うことはできない。

■志學館大学教職課程における教育実習のスケジュール

本学教職課程は、4年次での「教育実習」および「養護実習」の実施に向けて、表1の通りのスケジュールを設定し、教職センターを中心として、学生の学びをサポートしている。

表1：教育実習・養護実習スケジュール

	1年	2年	3年	4年
4月		教職課程オリⅡ	教育実習オリ	教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ⑤
5月				教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ⑥
6月				教育実習Ⅱ・教育実習Ⅲ 養護実習Ⅱ
7月			教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ①	教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ⑦ 事後レポート
9月	教職課程オリⅠ			教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ⑧
10月		体験発表聴講	教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ② 教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ③ 教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰ④	
1月			事前レポート	

令和4年度「教育実習」の実績と今後の課題について

■教育実習Ⅰおよび養護実習Ⅰ

教育実習Ⅰおよび養護実習Ⅰは、教育実習および養護実習前後に渡って行われる。実習を行う前には実習生としての自覚を促し、教員に必要な資質を確認し、教員の職務について理解を深め、実習への心構えを養うことを目的としている。実習後には実習を振り返り、自らの教育実践、養護実践を省察することで、教員としての資質向上を目指している。

令和4年度には、次年度（令和5年度）に教育実習を行う学生（主として3年生）を対照とした事前指導を複数回行い、冬期休業期間には教育実習事前レポートの作成を課した。また、本年度教育実習を行った4年生に対しては、事前指導及び事後指導を行い、事後レポートの提出を課した。

教育実習Ⅰ③および④では、例年であれば志學館学園中・高等部での授業観察を行うはずであったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学校での授業観察は行わず、DVDを使った指導を行った。取得希望教科の内訳は、国語3名、英語1名、社会科3名、地理・歴史科3名、公民科1名、養護教諭8名であった。

■本年度の教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲおよび養護実習Ⅱ

令和4年度の実習生は17名であり、そのうち10名が養護実習を受講し、その他7名中5名が教育実習Ⅲも登録・受講した。実習校は小学校が6名、中学校が3名、高等学校が8名であった。取得希望教科等の内訳は国語3名、英語1名、社会科2名、地理・歴史科3名、公民科2名および養護教諭10名であった。

実習期間中、教職センター員が各実習校と電話連絡を取り、可能な場合には訪問し、実習の様子の聴取等を含め、実習校と連携を図りながら学習指導力や生徒理解力、教育実践力の習得に向けた指導に当たった。

■今後の課題

今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症への対策が行われた結果、すべての実習生が小中学校および高等学校での教育実習、養護実習を行うことができた。

しかし例年であればこれらのすべての実習生に対し、本学の教員が実習校を訪問し、実習の様子を観察し、指導を行うことになっているが、今年度も引き続き感染拡大防止のため、県外の実習生および離島部の実習生に対しては訪問しての指導は行わず、電話などによる指導にとどめた。

また、教育実習に関連して、介護等体験についても今年度も昨年度同様、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規程により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」に基づき、教材を用いた学内での代替措置を受けることになった。

このような新型コロナウイルス感染症への対策と代替措置への対応を引き続き十分に行っていくことが必要である。そして教育実習においては学習指導要領の改訂にともない、学生によっては新しい学習指導要領での指導や地理総合などの科目を担当することになっている。その点についての十分な事前指導が必要になっていることが、次年度に向けての課題である。

教育実習を終えて

人間関係学部 人間文化学科 歴史地理コース 勝目 直樹

私は三週間、鹿児島市内にある中学校で教育実習をさせていただきました。実習の毎日が貴重な経験となり、非常に充実した三週間でした。

実習初日は、久しぶりに入った母校の建物や職員室、教室の机や椅子など非常に懐かしく感じ、それと同時に黒板や机などの大きさが以前より小さく感じました。自分の成長を感じながらこれから始まる教育実習にワクワクしていました。

実習の一週目は、主に先生方の授業参観や生徒と仲を深めることに努めました。先生方の授業では学ぶことが多くありました。まず、学年が上がるにつれて生徒の反応が変化するという事です。一年生は活気にあふれ多くの生徒が発言を行っている印象でした。ただ、元気なあまり授業には関係ない私語や冗談をする生徒が多く授業の進行が大変だろうなと感じました。逆に三年生は、私語は少ないものの教員の発問に対する反応が弱く授業内容に関して理解ができていいのか分かりづらい印象でした。生徒に何を考えさせ、どのような活動を行うのかが課題であると感じました。次に先生方の授業は、生徒に何を考えさせるのかが明確であるということです。「導入」から「まとめ」まで一本の筋が通った授業でした。話が脱線し、テレビやアニメなどの話になっても内容と関連させ授業をされていました。先生方は知識量が豊富で、アニメやテレビなどの時事的話題や内容に関する付加的な知識を説明し、生徒の興味や関心を引き授業をされていたので非常に博識であると感じました。私が一年生を担当したということもありますが、論理的に考えるのがまだ難しく、授業の内容を話すだけでは生徒の集中力や理解が欠けてしまうということが感じられました。生徒の知識や立場に合わせてアニメや漫画などの話から授業内容に関連させる事が必要であり、専門教科以外の幅広い教養が大切であると学びました。

実習の二週目になってくるとレクレーションや学活などの授業を任されるようになり、三週目には専門教科の授業がありました。三週目ということもあり教材研究は準備万端に仕上げ、臨んだので初授業は順調に終わることができました。二回目の授業も範囲は変わりましたが、授業準備は出来ていたので一回目よりも余裕ができた形で二回目の授業に臨みました。しかし、前半部分は授業の雰囲気をつかむことができ順調に進行させていたところ、後半から授業のまとめとなる部分で、私の表現や伝え方の問題により生徒が理解をできておらず、反応が一瞬にして無くなるのが分かりました。一回目の順調さもあり、生徒の反応が悪くなったことに焦りを感じ、頭が真っ白になり、そこから授業の調子が崩れました。教材研究に多くの時間を割いて知識面では準備万端であったが、その知識を分かりやすく表現するという面で準備不足であると感じ、授業参観で学んだことを生かすには落ち着いて授業を行うことが必要であると痛感しました。

指導教員による授業後フィードバックや他実習生との意見交換は大変勉強になりました。先生方からのフィードバックは、自分に不足している点となる部分を的確に指摘して頂いたので疑問が残らず非常に勉強になりました。実習生同士でも改善点を出し合い、先生方から頂いたアドバイスを共有し理解を深めました。また実習中はお互いを高め合い、励ましあい、一つのチームとして頑張ることができ、協力や助力することの大切さを学びました。

最期に、こんなに充実して、凝縮された三週間は人生で初めてでした。それも私の教育実習をサ

ポートして下さった指導教員の協力があったからだと思います。授業で上手くいかなかった時も励ましのお言葉をもらいました。お忙しい中でも長時間のフィードバック、授業準備など本当にありがとうございました。これからも実習で学んだことを活かして、教壇に立つことを目標に、日々精進していこうと思います。本当に楽しい三週間でした。

第一学年社会科（歴史的分野）学習指導案

令和4年6月16日(木) 5限

鹿児島市立星峯中学校 1年4組 (38名)

授業者 勝目 直樹

1. 単元名

第2章 古代までの日本

2節 日本列島の誕生と大陸との交流

②弥生時代の暮らしと邪馬台国

2. 単元について

(1) 教材観

本単元は、学習指導要領【歴史的分野】の内容B（近世までの日本とアジア）の（1古代までの日本）における（イ日本列島における国家形成）にあたる部分である。

（イ）の「日本列島における国家形成」については、「狩猟、採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していったことに気付かせるようにすること。また、考古学の成果を活用するとともに、古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話、伝承などの学習を通して当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。「大和朝廷（大和政権）による統一の様子と東アジアとのかかわり」については、古墳の広まりに触れるとともに、大陸から移住してきた人々の我が国の社会や文化に果たした役割にも気付かせるようにすること」の教材として取り扱うものである。

この時期の日本は、人類の出現から文明の発生へという世界の動きの中で、東アジアと深いかかわりを持ち、特に稲作の伝来によって、生活の変化、社会のしくみの変化がみられた。紀元前後、弥生時代中期から、西日本の各地では、土地をめぐる激しい争いがおこり、争いに勝った集団は、征服した諸集団を配下において小国家を形成した。2世紀末～3世紀中頃にそれら小国家のうちから台頭した邪馬台国はその後の統一国家の原形となった。このような国家形成の動きは、漢帝国を中心とするアジアの国際関係のもとで進んでいき、さらに、新しい国家形成の動きが、3世紀末～4世紀にでてきた。すなわち、これは、近畿から瀬戸内海沿岸に突如として造られた前方後円墳を代表とする古墳文化へとつながっていく。

(2) 生徒観

生徒は、中学校生活にも慣れ、社会科の授業にも意欲的に取り組んでいる。板書の内容も個人差はあるがノートに整然とまとめることができている。そして、授業の中で重要語句を答えさせる発問をすると多くの生徒が挙手をして発表することができる。しかし、自習時間に解かせた問題プリントを見てみると、記述式で答える問題で完答している生徒が少なかった。先生が授業中話すことは理解できているが、それを文章にして記述式で答えることができる生徒は少ない。本単元で扱う教材は、古代社会の社会の変化や、時代の特色を多面的、多角的に考察し、表現することを身に着けることが学習目標の一つとなっているため、歴史的な資料を活用し、生徒の主体的な学習活動を

十分にできるようにしたい。

本単元の「弥生時代の暮らし」と「卑弥呼」については小学生ですでに学習済みであるが、学級の生徒全員が記憶として残っているわけではないため、すでに学習している内容でも重要なところは復習を兼ねて、生徒に理解させるよう配慮をし、本教材を扱っていきたい。

(3) 指導観

本単元の学習目標としてあるのが、時代の特色や社会の変化に焦点を当て多面的、多角的に考察し、表現する力を養う事が一つとして揚げられている。そのため、生徒主体の授業にし、生徒への発問を多く取り入れることにより生徒自身で考え、それをまとめ、発表（表現）するという流れを作っていきたい。他にも、歴史的資料やレプリカの活用で理解を深めていきたい。

3. 単元の指導計画

時間	主な学習内容	学習目標	評価基準
1	1 旧石器時代と縄文時代の暮らし (p.30~31) 旧石器時代の暮らし 縄文時代の暮らし	・日本列島における旧石器時代の人々の生活の様子を理解する。	・様々な資料から、日本列島で狩猟・採集の生活を行っていた人々の生活の特徴について理解している。 (知・技)
2	2 弥生時代の暮らしと邪馬台国 (p.32~33) 弥生時代の始まり 国々の成立 邪馬台国	・弥生時代の人々の生活の様子と、日本における国家形成の過程を理解する。 ・弥生時代に日本の国家が形成されていく過程について、東アジアとの関わりに着目して考察し、表現する。	・弥生時代の人々の生活の様子と、日本における国家形成の過程を理解している。(知・技) ・中国の文献などから、国家が形成されていく過程について大陸の影響に着目して考察し、表現している。(思判表)
3	3 大王の時代 (p.34~35) 大和政権の発展 古墳時代の文化 中国・朝鮮半島との交流 探究のステップ	・大和地方を中心に国内が統一されたことを理解する。 ・大和政権の統一に関して、朝鮮半島の影響に着目して考察し、表現する。	・大和政権の国内統一の過程を、古墳の分布や鉄剣などの資料を通して理解している。(知・技)(思判表) ・日本列島で国家が誕生した経緯を理解している。 (知・技) ・日本列島における国家の誕生について、大陸の影響と関連付けて考察し、表現している。(思判表) ・日本列島の誕生と大陸との交流について、そこで見られる課題を主体的に追究しようとしている。(態度)

(1) 本時の実際 (2/3)

〈ねらい〉

○弥生時代の人々の生活の様子と、日本における国家形成の過程を理解する。

○弥生時代に日本の国家が形成されていく過程について東アジアとのかかわりに着目して考察し、表現する。

・学習目標：稲作が始まり、社会はどのように変化したのでしょうか。

〈本時の展開〉

時間	学習活動	指導上の留意点	評価方法
導入 5分	・前回の復習。 (縄文土器、縄文時代、貝塚、竪穴住居)	・縄文時代の重要語句を発問し、生徒に答えさせる。	・前回の内容理解できているか。 (理解)
展開 40分	<p>(弥生時代の始まり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書 p 32の資料①を見て、縄文時代の暮らしと比較してどのようなところが変わっているか考える。 ・稲作が朝鮮半島より伝わり、九州北部から東北部まで伝わったことやその余剰生産物を高床倉庫に収めていたことを理解する。 ・金属器の登場に焦点を当て、青銅器の活用法や鉄器は何に使われていたか理解する。 ・青銅器に描かれた絵の意味について理解する。(資料4→脱穀) <p>(国々の成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作物の貯蓄ができ、生活が安定しているように見えるが実際はどうか考える。 ・資料⑥の首を切られた遺骨を見て、争いがあったことに気付く。 ・小さな国々の出現と有力者や王の出現を理解する。 ・資料⑧の「漢書」をみて当時小国が100以上あったと理解する。 ・小国のすべてが食料や土地に恵まれていたわけではないことを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、高床倉庫や水田(水路)、環濠集落(濠や土塁)を中心に覚えてもらうよう指示する。 ・気付いたところを発表させる。 ・出てきた意見をもとに、弥生時代の特色を確認させる。 ・教科書の本文から読み取り発表させる。 ・当時の暮らしを読み取る重要なものだという事を理解させる。 ・学習目標を振り返り、実際に生活が安定していくのかを考えさせる。 ・小国同士の争いがあったのはなぜかと考えさせる。 ・中国の歴史書には当時の日本の状況が書かれている事を説明する。 ・土地の質や場所により作物の収穫が異なるなどの理由で争いが生じたことを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机間巡視を行い、課題の指示通りに取り組んでいるか確認する。 (主体的な態度) ・当時の出土物に対して興味を示しているか(興味・関心) ・争いの理由について理解する。 (知識・理解) ・中国の歴史書から当時の日本の様子を読み取れることに気付いているか。 ・国々の環境の違いについて理解しているか。 (知識・理解)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰生産物（稲作の発達により）を狙って小国同士の争いが起きていた事を理解する。（資料⑤） ・ 「後漢書」の中身を確認し、金印はどのようなものか理解する。 ・ 資料⑥を見て、地図帳で福岡県志賀島の位置を確認する。（p83） ・ 三世紀中国：三国時代（魏、蜀、呉）の時代に倭（日本）には邪馬台国という国があることを理解する。 ・ 魏志倭人伝を読み、邪馬台国や卑弥呼の登場について理解する。 ・ 近畿説や九州説について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環濠集落のつくりは敵国の侵入や、自分たちの国を守るための術であったことを気付かせる。 ・ 朝貢の説明をする。 ・ 大事なところに線を引かせる ・ 金印のレプリカ生徒に渡し、回して見せる。 ・ 邪馬台国 卑弥呼について資料から読み取る。 ・ 卑弥呼は朝貢していたか発問する。 ・ 金印が見つかっておらず邪馬台国の場所がわからないことを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料①で気付いた柵やほりなどの防衛施設は国を守るためのものであったことを理解しているか。（知識・理解） ・ 奴国の王が金印を授かったことを理解する。（知識・理解） ・ 金印に興味を示しているか。（興味・関心） ・ 邪馬台国の当時の状況について理解しているか。（知識・理解）
<p>まとめ 5分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板書を振り返り、復習する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の学習目標について理解しているか。（知識・理解）

教育実習を終えて

人間関係学部 心理臨床学科 4年 横田 梨里香

私は、高等学校で3週間養護実習をさせていただいた。この3週間で、学校における養護教諭と保健室の存在はとても大きなものだと感じ、養護教諭がいること・保健室があることの意義を改めて認識することが出来た。保健室に来室する児童生徒は、目的は異なっているけれども助けを求めに来ているのには変わらないため、養護教諭はそのような児童生徒にしっかり向き合い、対応していくことが大切だと感じた。また、忙しくてもその忙しさが児童生徒に伝わらないようにすることも来室した児童生徒を安心させるという面で大きく関わってくると思う。生徒が来室した際は、やっている作業をすぐ止め、児童生徒の方に駆け寄ることを第一にしようと思う。

この3週間で一番印象的だった出来事は、実習7日目に廊下で倒れている生徒を見つけた時である。すぐに意識確認をするも反応が薄く、保健室が近くだったため、急いで助けを求めた。その後も先生方が連携協力し、生徒を救うことが出来た。先生方の動きや連携協力を見て、職員研修や避難訓練を行う際は、私の学校では問題が起こらないだろうという考えは持たずに、起こるかもしれないという気持ちでしっかり行うことが大切だと実感した。校内巡視では、毎日手すりのアルコール消毒やトイレ点検、水道点検等を行った。ある時、生徒から直接お礼を言われ、私は、自分がやっていた事は決して無駄なことではなかったのだなと思えた。お礼を言われたくてやっているわけは一切ないが、保健室から教室に戻る生徒から、「ありがとうございます」と言われる度に、児童生徒に元気に過ごしてもらいたい、笑顔がまた見たい、健康を守っていききたいという気持ちになり、養護教諭になりたいと更に強く思った。また、児童生徒の健康を守っていくためには普段からの様子をしっかりと見て把握しておくことが重要だと感じた。これは、先生（養護）が生徒に「いつもより辛そうだね」と声をかけていたことがきっかけである。私は、その生徒がいつもと様子が違うということに気が付かなかった。これは、先生が普段からその生徒のことをしっかりと観察していたから判断できたことだと思った。このことから、その時だけの観察だけでなく、継続的な観察と対応の大切さを学んだ。自分が就任した学校でも、様々な工夫をして多くの児童生徒と関わり、交流を図るために日頃からの挨拶や声かけを大事にしていこうと思った。

研究授業では、反省点も多くあったが、計4回保健の授業をさせていただいた中で、一番伝えたいことを伝えられ、最後にはやり切ったと思えた。授業を展開する上で一番心がけたことは、授業に積極的に参加してもらえるように、どうやって興味を持たせるかということである。私は、事前にアンケートを取り、結果をパワーポイントで見せ、写真やクイズを用いるなどして、生徒の記憶に残るよう工夫した。反省点は、生徒を当て、答えてくれたことを復唱することができていなかったことである。私は聞こえていて「そうですね、正解です」と言っても、周りの生徒が聞こえていなければ、当てて答えてもらった意味がないし、答えてくれてありがとうございますの気持ちも込めて、復唱はすべきだと学んだ。授業は、教師と児童生徒がいて成り立つものであり、一緒に作る50分（高校の場合）であると思うため、その授業が有意義なものになるよう、教師は事前の準備を怠ってはいけなと感じた。私は、この教育実習を通して、養護教諭としてのやりがいや、児童生徒と関わることができる喜びを感じ、養護教諭に絶対になりたいと言う気持ちが更に大きくなった。来年度から、自分が目指している養護教諭像に少しでも近づけるよう、日々学び続け努力を積み重ねていこうと思う。

高等学校 保健体育科（保健）学習指導案

日時 令和4年6月9日(木) 6限目

対象 鹿児島県立指宿高等学校 1年3組 28名

指導教諭 坂口 倭子

指導養護教諭 東 美音

授業者 横田梨里香

1 単元名

現代社会と健康 (7 食事と健康) 大修館書店 p22~23

2 単元の目標（評価の観点）

- ◎なぜ健康に食事が必要なのか理解し，説明できるようにする。（知識・技能）
- ◎食事について学んだことを生かし，食生活や健康に関する課題を見つけ，改善策を立てることができるようになる。（思考力・判断力・表現力等）
- ◎食事が身体に与える影響や食事からなる健康に関心をもち，意欲的に自身の食生活を改善しようとする。
(主体的に学習に取り組む態度等)

3 単元について

(1) 教材観

健康な生活を送るためには，食事，運動，休養及び睡眠が大切であり，生きていくために必要不可欠なものである。高校生になり，食事が健康を維持するために必要である理由や身体への影響を理解することで，自身の食生活を振り返り，自らの健康に対して関心を高め，課題を解決しようとする態度を養うことができるようになっている。また，食事が身体的な健康や精神的あるいは社会的な健康にとって重要であることを理解し，健康に結びつく食事のとり方を選択できる力を身につけることができるようになっている。

(2) 生徒観

事前アンケート（実施日：令和4年6月1日・2日 回答者75人） 別紙

(3) 指導観

授業に積極的に参加するように，アンケート結果を見せながら，食事は体にも心にも重要であるなど様々な面での役割を理解させ，エネルギーの過剰摂取または摂取不足は“肥満”や“やせ”を引き起こす原因となり，生活習慣病や骨粗しょう症などが，自身の身にも起こりうる問題だということを認識させながら，授業を展開する。また，生徒自身の食生活への課題を見つけさせて，その課題の解決策をたて，実践するよう促す。

4 単元の評価規準

- ◎食事と健康についてそれぞれが調和のとれた生活を実践する必要があることについて理解したことを発言したり，記述したりしている。(知識・技能)
- ◎健康に食事が必要な理由を理解し，説明することができる。(知識・技能)
- ◎食事と健康に関する日常生活についての課題を見つけ，考えて判断している。(思考力・判断力・表現力)
- ◎食事と健康に対する自分の考えを发表或し，説明したりしている。(思考力・判断力・表現力)
- ◎自分の食生活を見直し，健康のための意見交換や課題解決に向けて意欲的に取り組もうとしている。
(主体的に学習に取り組む態度)

5 本時の展開 (50分)

	学習内容	指導上の留意点	備考
導入 5分	1. 前回 (運動と健康) の振り返りをする。 2. 今日の朝食を書き出す。 3. 「なぜ食事をする必要があるのか」, 事前アンケートで出たものを確認する。	1. 健康を保持増進するには運動をすることや, 年齢や目的に応じて体を動かすことを確認する。	2. ワークシート (1) 3. スクリーン
展 開 37分	4. 栄養素の種類と働きを確認し, ワークシート (1) に書いた朝食を5大栄養素に分け, 3つの働きに分類する。 5. 各栄養素の必要量は, 性別や年齢, 体の大きさ, 身体活動量などによって異なること, 特に高校生は, 食事の質と量に留意する必要があることや他の年代と比べて多くのエネルギーが必要なことを知る。 6. 「2 不適切な食事と健康」を読み, 肥満ややせになる理由を理解する。 7. 食塩の過剰摂取やカルシウム不足で引き起こる病気について知り, エネルギーや栄養素を過不足なく摂取することの重要性を理解する。 8. 高校生の1日に必要な摂取カロリーの量を知る。	4. 分類した結果を見て, 栄養素に偏りがないか確かめる。 5. 体の大きさや食事の質と量について, イメージが付きやすいように, スポーツ選手を例にあげる。 6. エネルギー摂取量と消費量の大小の関係で説明する。 7. 成長期の極端なダイエットや運動不足は骨粗しょう症のリスクを高めること, 骨密度がピークである20歳前後に運動やカルシウムを摂取して骨密度を高めしておくことを伝える。	4. 教科書P22 資料1 ワークシート (2) 6. ワークシート (3) 7. 教科書P22 資料2 スクリーン 8. 教科書P22 資料2

	<p>9. アンケートで、バランスのよい食事が摂れていると回答した人数を確認した上で、摂取する栄養素の割合を知る。朝食を毎日食べていると回答した人数を確認し、朝食をとるとどんな良いことがあるか考え、発表する。</p> <p>10. アンケートのサプリメント等を飲んだことがあるないの人数を確認し、サプリメント等を摂取する時に気をつけることを確認する。</p> <p>11. 「2 生活リズムと健康に良い食事」を読み、生活リズムを整えるためには、食事も重要で、三食のバランスに加えて、食材の選択や調理方法、誰と食べたかなども健康に関わることを理解する。</p>	<p>9. 3・1・2 弁当箱法で説明する。</p> <p>10. 適切に摂取すれば有効であるが、誤った摂取方法だと健康を害することを理解させる。</p>	<p>9. 教科書 P23 資料3 ワークシート (4,5) スクリーン</p> <p>10. スクリーン</p>
終末 8分	<p>12. 自身の食事のとり方を振り返り、今後どのようなことに気をつけながら食事をとっていか考える。</p> <p>13. 本時の学習を振り返る。</p>		12. ワークシート☆

6 板書計画

7. 食事と健康			
(1) 私の朝食	(2) 食事の質	(3) エネルギー摂取量と消費量	(4) バランスの良い食事
・	・炭水化物、脂質、たんぱく質	・摂>消→体重増加	主食 主菜 副菜
・		・摂<消→体重減少	3 : 1 : 2
・	・脂質、たんぱく質、無機質	・摂=消→体重維持	弁当箱
・	・たんぱく質、無機質、ビタミン、水分		

年 組 番 名前

7. 食事と健康

(1) 今日の朝食を書いてみよう！

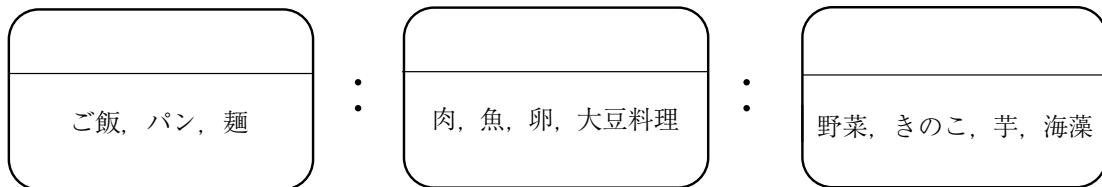
(2) 食事の質

- エネルギーを生み出す→ ()
- 筋肉や骨格などをつくる→ ()
- 体の各機能を調整する→ ()

(3) エネルギー摂取量と消費量

- エネルギー摂取量 **>** エネルギー消費量 ➡ ()
➡ 肥満：メタボリックシンドロームや生活習慣病
- エネルギー摂取量 **<** エネルギー消費量 ➡ ()
➡ やせ：貧血，骨粗しょう症，無月経
- エネルギー摂取量 **=** エネルギー消費量 ➡ ()

(4) バランスの良い食事（3：1：2弁当箱法）



(5) 朝食を摂るとどんな良いことがあるだろうか

☆今後どのようなことに気をつけながら食事をしていくか書いてみよう！

介護等体験実践報告

野浪 俊子

1. 介護等体験の目的

「介護等体験」とは、1997年に制定された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（介護等体験特例法）により制定されたものであり、義務教育課程の教員免許を取得するために必須となっている。

したがって、義務教育諸学校の教育職員免許状の授与を受けるにあたって、特別支援学校（2日間の介護等体験実習）と社会福祉施設（5日間の介護等体験実習）において、文部科学大臣が定める期間（7日間）、介護等の体験を行わなければならない。

この「介護等体験」の目的は、義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、介護等体験を行うことが法令に定められている。

本学においては、平成10年度入学生から、教職課程を履修する学生（義務教育諸学校の免許取得希望学生）に対して、上記の目的・趣旨を達成するために、主として教職課程履修3年次に、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間の介護等体験を実施している。そして、介護等体験の事前・事後の指導を含めて、教員の資質として必要とされる個人の尊厳及び社会連携の理念に関する認識を育成し、さらには、人の心の痛みのわかる教員、各人の価値観の相違を認められる心を持った教員の育成を目指している。

2. 令和4年度「介護等体験」実践報告

(1) 「介護等体験」の事前・事後の指導内容

令和4年度に、本学の中学校教員免許状取得希望学生（6名）に対して、「介護等体験」の事前・事後の指導内容は、下記に示すものである。

【表1】 介護等体験の事前・事後の指導内容（教職エントリー学生3年生対象に実施）

実施日		内 容	
令和4年度	3月29日	指導1 (事前指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護等体験の趣旨や目的の理解 ・ 介護等体験の事前準備・心構えについて ・ 先輩の体験談を聞き、理解を深める。 ・ 介護等体験の申し込み
	7月14日	指導2 (事前指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護等体験（社会福祉施設実習5日間、特別支援学校実習2日間）の代替え措置指導 ・ 代替え措置：「文部科学省特措法」に基づく代替え措置 ： DVD 視聴によるレポート課題 ※ 鹿児島県立盲学校・鹿児島県立養護学校での実習を予定であったが、鹿児島県教育委員会から令和4年6月28日に特別支援学校における介護等体験実習受入れ中止の連絡
	11月10日	指導3 (事後指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護等体験の総括 ・ 介護等体験についての省察

上記【表1】の「介護等体験の事前・事後の指導内容」は、下記の通りである。

① 「指導1（事前指導）」

「介護等体験」の目的や趣旨について、全般的な「介護等体験：社会福祉施設実習（5日間）と特別支援学校実習（2日間）」における実習の目的、心構え、事前準備として必要な事項、各々手続きなど詳細な指導を行った。

② 「指導2（事前指導）」

令和4年度はコロナ禍で中止となった「介護等体験：社会福祉施設実習（5日間）、特別支援学校実習（2日間）」の代替え措置となる「文部科学省特措法」の「視覚障害児の教育課程と指導法」と「聴覚障害児の教育課程と指導法」についてDVD視聴学修の指導を行った。

③ 「指導3（事後指導）」

介護等体験（社会福祉施設実習と特別支援学校実習）の「文部科学省特措法」に基づく代替え措置（視覚障害児の教育課程と指導法」と「聴覚障害児の教育課程と指導法」）について省察し総括的指導を行った。

3. 「介護等体験」の実施状況と振り返り（省察）について

令和4年度の「介護等体験」履修者は6名であった。令和4年度は、コロナ禍のために、「介護等体験：社会福祉施設実習（5日間）と特別支援学校実習（2日間）」が中止となり、「文部科学省特措法」に基づき、「代替え措置①：視覚障害児の教育課程と指導法」と「代替え措置②：聴覚障害児の教育課程と指導法」について学修した。

(1) 「介護等体験」の実施状況

令和4年度「介護等体験：社会福祉施設（5日間）と特別支援学校実習（2日間）」の「文部科学省特措法に基づく代替え措置」内容

◆代替え措置①「視覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD視聴学修

- 「視覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD学修を経て、自らが学んだことや考えたことについてのレポート課題
- 「視覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD学修成果を教職に就くにあたってどのように生かしていくかということについてのレポート課題

◆代替え措置②「聴覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD視聴学修

- 「聴覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD学修を経て、自らが学んだことや考えたことについてのレポート課題
- 「聴覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD学修成果を教職に就くにあたってどのように生かしていくかということについてのレポート課題

① 「介護等体験：文部科学省特措法に基づく代替え措置①」

「視覚障害児の教育課程と指導法について」DVD視聴学修から学んだこと

- ・平成28年4月から共生社会の実現に向け「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、視覚障害のある児童生徒が点字や拡大文字による学校支援体制の策定が進んでいることを学んだ。
- ・視覚障害児の指導には、明るさの調整、補助器具などの環境整備、文字や板書の量など個

人の実態や発達を把握しながら、教育的配慮と支援が必要であることを学んだ。

- ・視覚障害児の指導には、環境整備等の外的支援だけではなく、視覚障害児が日々どのようなことを考えながら学校生活を送っているのか心に寄り添う心理的支援も必要であるとことを学んだ。
- ・視覚障害児の概念育成については、実物教材、模型教材、半立体的教材、触図教材といった触覚教材の活用を図ることが効果的であるとことを学んだ。
- ・視覚障害児の指導上の配慮としては、言葉だけの説明では十分でなく、具体的な体験学習や操作活動、観察や実験など事物・事象と言葉を対応させる指導が必要であることを学んだ。
- ・特別支援学校では、クラス単位での指導生徒数は上限6人の少人数指導が行われるため、個々人の教育的ニーズに向き合いながら、また特別支援教育課程の自立活動に個性を活かしながらの指導法が重要であることを学んだ。
- ・視覚情報は、私達が生きる過程で多くの知識理解やコミュニケーション手段の基礎となっているため、視覚障害児が自立した生活を営むことができるような指導法が重要であることを学んだ。
- ・視覚障害教育に関しては、点字教材、デジタル機器、拡大教科書、弱視レンズなど感覚代行手段の活用が重要な指導法となることを学んだ。
- ・視覚障害児が安心して学校生活をできるためには、危険防止など安全対策の環境整備が最も重要であるとことを学んだ。

② 「介護等体験：文部科学省特措法に基づく代替措置②」

「聴覚障害児の教育課程と指導法について」のDVD 視聴学修から学んだこと

- ・聴覚障害児の指導においては、実態把握の側面・環境の側面・情報提供の側面などの留意事項をふまえて、学習活動におけるコミュニケーションを考える必要があることを学んだ。
- ・聴覚障害児の指導では、言語習得の基礎となるイメージの概念形成が大切となってくると考える。そのために、FM補聴器やデジタルワイヤレス補聴システム、写真や絵図などの教材を用いた豊かな学習経験が重要であるとことを学んだ。
- ・聴覚障害児の指導では、学習活動を通して言語概念と思考力の育成を図る必要があり、そのためには、視覚や触覚などを総合的に活用した指導が大切であることを学んだ。
- ・個々人の障害の程度に対応しながら、手話や指文字、読話や読唇述などのコミュニケーションツールの修得が言語理解に大きな影響を与えることを学んだ。
- ・聴覚障害児の指導においては、音や音声による情報を受け取りにくい状況があり、そのため言語発達の困難や意思疎通の困難が生じる。これらの困難を解決するために特別支援教育課程にある「自立活動」の指導を行うことで、社会生活を視野にいれた人間としての調和のとれた育成ができることを学んだ。
- ・聴覚障害児は、コミュニケーションの課題が大きいため、学習面において聞き取りやすい教室の音環境整備、視覚情報・デジタル機器の活用、教師の話し方や表情・ジェスチャー・声の大きさや口形などに基づく人間関係形成、さらには危険防止対策等が重要であることを学んだ。
- ・聴覚障害による言語の遅れは「9歳の壁」として、言葉による抽象的な思考を困難にし、

- このことは理解力や思考力、さらには人間関係形成にも大きな影響を与えることを学んだ。
- ・聴覚障害児の指導では、音声や文字、手話、触手話、指点字などを適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われる指導が重要であることを学んだ。
 - ・聴覚障害児における近年の指導では、学習面においては視覚的情報の獲得から学ぶ ITC が活用されており、また、チャイムをランプの光で表現し伝達したり、さらには学習面だけでなく生活面においてもタブレットなどを用いてコミュニケーションの支援方法として用いられていることを学んだ。

③ 「介護等体験：文部科学省特措法に基づく代替措置①「視覚障害児の教育課程と指導法について」DVD 視聴学修と代替措置②「聴覚障害児の教育課程と指導法について」の DVD 視聴学修成果を教職に就くにあってどのように生かしていくか

- ・障害児教育において実施されていた事前検討・事後評価の PDCA サイクルを通常教育においても細かに指導計画できるように活かしていく必要があると考える。
- ・障害児教育において実施されているように、1人の教員だけではなく複数の教員で共通理解した指導を普通教育でも活かすことで、児童生徒の個性を活かした教育が実現可能になると考える。
- ・障害児教育のいろいろな場面で活用されている ITC 活用は、障害児教育だけではなく全ての児童生徒の問題解決的学習に主体的に取り組む指導方法になるものと考ええる。
- ・障害児教育で実施されている心理面のサポートや支援を通常教育においてもさらに検討していくことが必要であると考ええる。
- ・障害児教育における教室環境整備としてのユニバーサルデザインを通常教育において取り入れることにより、児童生徒が主体的に興味・関心を持って学校生活をおくることができるのではないかと考える。
- ・障害児と健常児が共に学ぶことを目指すインクルージブ教育を構築していくことが、子どもが大人になった時に豊かな社会を築いていくことに繋がると考える。

4. 今後の課題

義務教育諸学校の教員免許状を取得する学生に対して、3年次に「介護等体験」を実施しているが、「介護等体験」の事前・事後の指導を通して、本学における教員を目指す学生の学修効果と課題は次のようなことであると考ええる。

今回、上記「介護等体験」の代替措置となった「視覚障害児、聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修効果としては、教職課程科目である「特別支援教育概論」で学んだことと関連づけながら、上記の代替措置内容を学修・考察していることである。

今後の課題としては、言葉に現わすことのできない児童生徒の心について、行動や言語・表情などから推察することのできる EQ 力（感性的思考力）の育成であると考ええる。これら EQ 力（感性的思考力）の育成のためには、教職課程科目において、アクティブラーニングを通して、児童生徒が言葉では現わすことのできない心の思いを理解することのできる教員としての資質能力を育成していきたいと考えている。つまり、教員の資質能力として求められる EQ 力（感性的思考力）の育成を目指し指導していきたいと考える。

令和4年度 博物館実習実践報告

山口 あずさ

1. 博物館実習の目的

博物館実習は、学芸員養成教育において学んだ博物館資料の収集、保管、展示、整理、調査研究、教育普及等の学芸員の業務と博物館運営の実態、実務を学内及び館園での実体験や実技を通して、学芸員として必要とされる知識・技術等の基礎・基本を修得することを目的としている。

2. 本学における博物館実習について

本学では法令の定めるところに従って博物館実習Ⅰ及び博物館実習Ⅱの2科目を開講している。博物館実習Ⅰ及び博物館実習Ⅱはともに必修科目である。これらの科目を履修するためには、学芸員資格エントリーをしていることと本学が定める要件を満たしていることが求められる。

博物館実習Ⅰは、学芸員としての基礎的知識と実践能力を獲得すると共に、学芸員間に必要な協調と連帯能力を身につけることを目的としている。博物館実習Ⅱは、登録博物館又は博物館相当施設において実習を行い、博物館資料の収集、保管、展示、整理、調査研究、教育普及等の学芸員の業務と博物館運営の実態を、実務を体験することによって理解し、大学で学んできた博物館像を確認することを目的としている。また、学芸員担当教員による事前・事後指導が行われる。

3. 令和4年度博物館実習事前・事後指導

令和4年度に行った博物館実習事前・事後指導の指導内容は下記に示す通りである。

事前・事後の指導内容		
令和4年4月	博物館実習事前指導	アイスブレイク、自己紹介 実習調書の記入
6月	博物館実習事前指導	実習心得、実習要項の確認 実習前・実習後の手続きについて お礼状について
7月	博物館実習事前指導	実習記録配布、書き方について 事前・事後レポートの提出について
8月～10月	博物館実習Ⅱ	
11月	博物館実習事後指導、事後報告会	実習報告会 実習記録、事後レポートの提出 博物館実習体験発表会の準備
12月	博物館実習体験報告会（事後指導） 博物館実習参加オリエンテーション	

4. 本学における博物館実習のスケジュール

本学では3・4年次での「博物館実習」の実施に向けて下記の通りのスケジュールを設定している。

	1年	2年	3年・4年
令和4年4月	新入生オリエンテーション		「博物館実習Ⅰ」・「博物館実習Ⅱ」の履修登録 博物館実習事前指導
6月			博物館実習事前指導
7月			博物館実習事前指導
8月			
9月	教員免許状・資格取得等オリエンテーション		博物館実習Ⅱ
10月			
11月			博物館実習事後報告会（事後指導）
1月	博物館実習体験報告会 博物館実習参加オリエンテーション		

5. 博物館実習実施状況と振り返り

今年度は11名の学生が鹿児島市立科学館、かごしま近代文学館メルヘン館、鹿児島県歴史・美術センター黎明館、鹿児島県立博物館、ふるさと考古歴史館の5施設でそれぞれ実習を行った。学生を受け入れていただいた施設に心から感謝を申し上げたい。実習中、貴重な資料を扱わせていただいたり、来館者に向け資料説明・解説を行ったりと限られた中でも確実に実践力を高めていた。

実習事後報告会では、それぞれの実習内容の報告を行った。報告に対する質疑応答も積極的に行われた。1月には学芸員資格取得を目指す学生たちを対象に「博物館実習体験報告会」を行った。実習生からは、実習先の施設の特徴や実習の内容、実習中に心掛けたことを中心に発表が行われた。



【博物館実習体験報告会の様子】

6. 今後の課題

博物館実習Ⅱでは事前事後指導を実施している。事前指導では、ほとんどの学生が3回の事前指導に参加し、学生間のコミュニケーションも活発に行われていたが、なかには遅刻や寝坊を理由に参加できない学生もいた。事前指導を通して実習に向けた準備を確実に言い、実習に取り組んでもらいたい。実習は実習を終えた後の事後指導までを含めて実習である。学生にはそのことをしっかりと理解した上で事前指導から実習中、そして事後指導まで真摯に取り組んでもらいたい。博物館実習に向けた1・2年生の指導は、9月と12月のオリエンテーションのみである。コロナ禍で学生間の交流が少なく、情報交換の機会も少ない様である。放送大学科目も必須となっているので、履修指導も含めてより充実した指導ができるようにオリエンテーションの内容や実施回数についても検討したい。

鹿児島市立科学館実習報告

猪鹿倉 陸、牧野 華恵

1. 施設の概要

鹿児島市立科学館は、鹿児島市の市制施行100周年記念事業の一環として、愛称・シンボルマークに「ビッグアイ」を掲げ、鹿児島市立図書館の複合施設として建設された。桜島をはじめとする鹿児島にある多くの火山やロケットなどを科学の視点から取り上げ、自然界の法則や宇宙などを小さい子どもにもわかるように紹介している。そして、青少年に科学に興味を持ってもらい、科学知識の普及向上や啓発を図ることを目的としている。また、アクセスが非常によく、主なターゲットとなっている小さな子どもを連れた親子がよく来館している。

2. 実習日程

実習期間は7月27日(水)から8月8日(月)で、休館日である8月2日(火)を除いた計12日間行われた。小中高生が夏休み期間であったことから、平日、休日関わらず多くの来館者が訪れていた。

また、鹿児島大学の学生も同じ期間であり、計4人で実習を行った。

3. 実習内容

当館での実習は、主に5つ業務を行った。それぞれの業務では、職員の方々から丁寧に指導していただき、また実習生に配慮していただいたスケジュールであったため無理なく実習を行うことができた。実際に行った業務について、それぞれ詳しく説明する。

(1) だれでも工房

「だれでも工房」は、中学生以下の来館者が1日1回無料で工作ができるスペースのことである。工作には科学の原理が使われており、子どもだけでなく保護者からの人気も高い。「だれでも工房」はコロナ禍の影響で定員を設けており、1回28人限定で3回分の整理券を配布する。

実習期間中は、このスペースでの業務が多く、初日から取り組んだ。主な業務内容は整理券の配布、工作の材料の手渡し、工作の仕上げ、遊び方のレクチャーなどである。特に工作の仕上げでは、不慣れな作業に加え、子どもとのコミュニケーションも行わなければならなかったため、初めは緊張で上手く対応することができなかった。しかし、職員の方の対応の仕方を見て学び、試行錯誤を繰り返していくうちに自分なりの接し方を見つけられ、次第に子どもたちを喜ばせることができるようになった。



図1 だれでも工房の作業場



図2 だれでも工房の作品

(2) 科学劇場

「科学劇場」は、1日に3～4回行われる実験ショーで、毎回満席になるほど人気の高いイベントの1つである。月に2回テーマ替えが行われており、リピーターが飽きないような工夫が施されていた。

実習初日に見学をし、その後実験ショーの企画書を作成する課題が与えられた。実験を行う施設や観覧者など実際にあるような細かい条件が設定されており、様々なことに配慮しながら一連の流れを考える難しさを体感した。この時作った企画書を実習期間中に発表する機会があり、実験ショーを担当する職員の方と他の実習生から感想をいただいた。

また、実験ショーに私たち実習生も出演させていただいた。その時のテーマは、大人気の空気砲がメインの「たたいてポン！空気砲であそぼ」というものであった。実際に来館者の前で披露するのは緊張したが、楽しんでいただけたようだった。ショーの裏側を知ることでもでき、とても良い経験となった。

(3) 課題研究発表

課題研究発表は、科学館の展示の中で自分が気になったものをテーマとして取り上げてまとめ、実習10日目に職員の方々の前で発表するというものだ。初日のオリエンテーションにて説明があり、実習の傍らで準備をしていかなければならなかった。休館日が1日しかなかったため不安ではあったが、実習期間に準備の時間を多く設けてくださっており、無理なく取り組むことができた。

発表当日は、館長・副館長をはじめ多くの職員の方々に参加し、貴重なフィードバックをいただいた。テーマは、桜島の歴史的な大噴火や太陽系の惑星、錯視、日食などそれぞれ違っており、とても充実した発表会であった。

(4) 特別企画展「未来の科学館」

特別企画展「未来の科学館」は、実習期間中であった7月30日から開催された大きな企画展である。鹿児島市立科学館では身近な科学などをテーマに、毎年1回夏休み期間中などに展示やワークショップなどを組み合わせた内容で特別企画展が開かれる。

今回の特別企画展では、「未来」がテーマとあって、LOVOTと呼ばれる家庭用ロボットの展示やVR体験など最先端の技術を大人から子どもまで楽しめる内容となっていた。その中でも主にLOVOTをはじめとするロボットのふれあいコーナーにて、子どもたちの接客にあたった。実際に業務を行ったとき、乱暴に扱う子が少なからずおり、大変苦労した。彼らは科学館を楽しみに来ているため、少しでも気分が落ち込まないように気をつけて注意を行った。イレギュラーなことばかりで大変苦労したが、試行錯誤しながら取り組むことができ、とてもいい経験になった。



図3 特別企画展の様子



図4 特別企画展 LOVOT

(5) にぼしの解剖

にぼしの解剖は、事前予約制のイベントで、子どもたちを対象に開かれた教室である。にぼしを解剖して、魚の体のつくりを観察するという内容であった。事前準備として前日に実習生でにぼしの選別を行った。体がまっすぐであるか、欠けている部分はないかなどしっかりと観察して選別を行った。大量にある煮干しの中に条件に合ったものは30匹ほどしかなく、事前準備の大変さを知った。

当日は、実際ににぼしの解剖も体験させてもらった。はじめに水につけてにぼしを柔らかくした後、手で腹をさいて細かいところはピンセットを用いた。心臓や視神経など説明を受けながら解剖した。解剖した臓器は、空のCDケースに紙と一緒に貼り付けた。



図5 にぼしの解剖

4. 実習を通して学んだこと

実習を通し、主に3つのことを学んだ。

1つ目は、来館者への声掛けである。小さい子どもたちは、緊張して上手くコミュニケーションがとれない場合が多くあった。その時は、こちら側が少しでも緊張しない雰囲気づくりを心掛けなければならない。このことは、職員としてだけでなく、人と接する様々な場面でも大切なことだと学んだ。また、声のトーンを少し上げることや手を後ろに組まないなど、普段気づかないようなところにまで徹底して気を付けていたことが分かった。

2つ目は、「楽しい」を提供する上での心構えである。やはり来館者、特に子どもたちは、科学館に「楽しい」を求めに来ている。その気持ちを損なわないために自由にさせていいかということ、そうではない。公共の場であり、他にも「楽しい」を求めている人が大勢いる。その中で、少しでも全員が楽しいという気持ちを失わないために、その場その場で臨機応変に対応していくことが必要となることを学んだ。

3つ目は、職員同士の連携の大切さである。だれでも工房など人気のところは職員同士のコミュニケーションが重要であり、また周りを見て自分にできることを積極的に取り組むことも重要である。科学館の職員は多くはなく、それでいて出前授業もあるため一人一人より連携していかなければならない。実習中、何度も忙しい場面に遭遇し大変ではあったが、子どもたちの笑顔に救われながら実習生同士協力し合いながら精いっぱい努めることができた。ここで学んだ連携することの大切さは、今後どのような場面でも生きてくると思う。

5. 実習のまとめ

今回の実習を通し、普段できないようなことを経験でき、多くのことを学ぶことができた。また、楽しいを提供する側として仕事を行い、初めて気がつくことばかりであった。実習前は非常に不安で、最後までやり遂げることができるか心配ではあったが、終わってみてこれほど行って良かったと思えるのは、やはり科学館職員の皆様が優しく丁寧に指導して下さったことが大きいと思う。

このような貴重な経験をさせていただいたことに深く感謝したい。

かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館実習報告

哥丸 真次、内徳 るい、前田 玉緒、松原 佳南

1. はじめに

本稿では、令和4年7月29日から8月4日（2日は休館日）の6日間に行われたかごしま近代文学館・かごしまメルヘン館の実習報告や学んだことを述べる。

2. かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館について

かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館は、平成10年1月29日に開館された。かごしま近代文学館は、鹿児島にゆかりのある28人の作家とその作品を紹介している。かごしまメルヘン館では、体験型展示が主で、子供でも楽しめる展示内容になっている。

3. 実習内容

かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館の実習では、個人個人でタイムスケジュールが異なっていたが、実習内容は一緒だった。主に、資料整理、企画展監視、常設展示作家解説、本のひろば制作を行った。

① 資料整理

収蔵庫の整理では、収蔵庫3で作業を行った。かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館の収蔵庫は3つあり、収蔵庫1に主にメルヘン館で使う人形、収蔵庫2に本や雑誌、収蔵庫3には寄贈された原稿や遺品、写真、レコードが収蔵されていた。最初に、資料のレプリカでカードに資料の内容や、作者、年月日を書く練習をした。次に、本物の資料を使い実践した。資料が、古いものであったため、取り扱う際に細心の注意を払って行った。

② 企画展監視

かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館で実習を行っていた期間中、メルヘン館では特別展「わくわく！どきどき！絵本のふくぶくろ展」が開催されていた。この企画展では、4人の作家に焦点を当て、原画やその作家が大切にしているものなどを福袋として紹介していた。実習では、企画展の監視を行った。来館者が、原画に触れていないか、撮影禁止の場所で写真を撮影していないかなどに注意して監視をした。

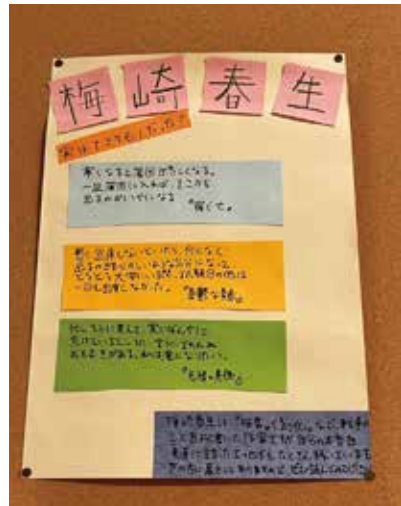
③ 常設展示作家解説

常設展示作家解説では、実習の最終日にかごしま近代文学館に展示されている28人の中から1人を選び、その作家について紹介し、展示物についても紹介した。解説がしやすいように、常設展示で大きく展示されている6人（海音寺潮五郎、林芙美子、椋鳩十、梅崎春生、島尾敏雄、向田邦子）の中から選んだ。

④ 本のひろば制作

本のひろば制作では、常設展示作家解説で選んだ作家について紹介するポスターを作成し、その作家のおすすめの本を選んで展示を行った。写真が使えなかったため、イラストを付けたり、色模造紙を使ったりして、工夫を凝らした。今回は、海音寺潮五郎、梅崎春生、向田久美子、林芙美子をテーマに選んだ。

次に、それぞれのテーマを解説する。まず、海音寺潮五郎の本のひろばのテーマについてだが、海音寺は大河ドラマの原作となる作品を多く書いている。そのほとんどが中世の作品であったため、「海音寺が描いた中世」というテーマで、中世の作品を展示した。梅崎春生の本のひろばでは、「実はナマケモノだった!？」というテーマで、近代文学館の展示では紹介されていなかった梅崎の気さく



【作製したポスター】

な人柄を、それが分かる著作の部分を用意しながら紹介した。向田邦子に関しては、私達に身近で向田邦子が愛したものである「生活」をテーマに設定した。彼女の遺した品はかごしま近代文学館に譲渡されているため、料理や服飾、写真等さまざまな史料が取り揃えられている点を強みに、ライフスタイルを中心とした内容で紹介した。林芙美子の本のひろばのテーマは「旅」である。林芙美子自身、幼い頃から行商の両親の影響であちこちを点々としていた。芙美子自身も「私の故郷は旅である。」と述べているため、それをテーマに書いていった。旅という文字の後ろには旅をしている人間を貼り、世界地図や芙美子が行った場所の有名なものをイラストで描いた。また、『放浪記』をかいた人でもあるので、舞台でも有名のでんぐり返しを下にかいた。また、本の紹介では、切符をイメージして、作った。少しでも芙美子を知ってもらえると嬉しいと思いながら、ポスター制作をした。

⑤ その他

自由課題として、かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館でやってみたい企画展について原稿用紙2枚にまとめた。それぞれ、「童話の世界」、「梅崎春生」、「不思議の国のアリス展」、「どうぶつたちは呼吸する - 村上春樹の世界 -」をテーマとした。

4. 実習で学んだこと

かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館での実習を通して、様々なことを学んだ。まず、資料整理では、資料整理の難しさを学んだ。カードに書く作業も、すべて手書きで行う。また、資料を分類する際に資料の情報を読み解く点が大変であった。企画展の監視では、来館者との接し方について学んだ。特に、今回の企画展では子供が多かったため、注意の仕方など考えながら行った。常設展示作家解説では、20分という限られた時間で作家の魅力を伝えなければいけなく、どの情報を解説で伝えるかなどを考えることがあまりなかったため、貴重な体験になった、本のひろば制作では、デザインやカラーペンなど来館者に興味を持ってもらえるようなポスター作りを意識した。自由課題では、企画展を考えることが初めての経験であったため、一から企画展を考えることの大変さを学んだ。

5. まとめ

今回の実習では、どの経験も実習でないとえられないような体験であったため、有意義な実習になった。学芸員の方にも、多くのことを指導していただいたため、反省など今後に生かしていきたい。

鹿児島県歴史・美術センター黎明館実習報告

坂元 亮介、平野 果南

1. はじめに

私達は、2022（令和4）年8月17日から8月24日の7日間（22日は休館日）、鹿児島県歴史・美術センター黎明館で実習をさせていただいた。ここでは、博物館の概要と実習内容、実習中に学んだことについて報告する。

2. 博物館概要

鹿児島県歴史・美術センター黎明館（旧称は鹿児島県歴史資料センター黎明館）は、昭和58年（1983）の10月21日開館した。明治100年（昭和43、1968）を記念して建設され、その設置目的は、郷土の歴史・文化的遺産等の展示及び解説等を行い、県民の理解と認識を深めるためと、自主企画による特別展示を行うことで、県民文化の高揚を資するためである。

3. 実習日程と実習内容

- 8月17日：オリエンテーション
- 8月18日：歴史1（演習）、広報業務体験、展示場現場研修1
- 8月19日：歴史2（演習）、歴史3（演習）
- 8月20日：先史古代、展示場現場研修2
- 8月21日：展示場現場研修3、美術工芸1
- 8月22日：休館日
- 8月23日：民俗、展示場現場研修4
- 8月24日：美術工芸2、歴史4（企画展考察）、実習まとめ

実習期間は、8月17日～24日の1週間で、主な実習内容は、「展示場現場研修（キッズフェスタへの参加含め）」、「演習（歴史）（民俗）」、「企画展立案」などである。

まず、「展示場現場研修」では、黎明館のインフォメーション、展示場入口での受付業務や3階の体験学習室において来館した児童、保護者の方への対応を行った。また、各フロアでは時代ごとに実習生が割り振られ、自分の担当する時代の常設展示から一つ史料を選択し、来館者への解説を実践した。はじめは、緊張でうまく来館者に解説をすることはできなかったが、解説員や学芸員の方に、アドバイスを頂いて文章や伝え方を工夫したことで、来館者の興味を惹くような解説ができた。そして史料を展示する際は、キャプションにその史料の概要が記載されているが、たった200字程度では、その史料の性質や特長は来館者へ伝わりづらい。今回の実習を通して、展示を見る際には解説員や学芸員の方の解説を聞くことで、より史料への理解が深まると感じた。

これらの活動に加えて、今回は黎明館キッズフェスタに出題者として参加した。キッズフェスタとは、実習期間中に行われる小学生向けのイベントのことである。イベントの概要は、子供達に鹿児島の歴史を知ってもらうため、常設展示場において古代～現代の順にクイズを出していくというものであった。それぞれ担当するお題の解説文を小学生に分かるように噛み砕いて、問題を出題し

た。準備時間では、より分かりやすい出題が出来るように他の実習生とアドバイスを出しあった。本番当日は、保護者の方もいたのでとても緊張したが、真剣に耳を傾けて取り組んでくれた小学生のおかげで、イベント終了後は嬉しさと達成感でいっぱいになった。

「歴史」の演習では、1日目に「守屋家文書」、2日目に「木脇家資料」を取り扱い、史料の整理と保存を学んだ。4班に分かれて、学芸員の指導の下、古文書の撮影、寸法を測り、文書の差出人と宛名、日付を読み取って、目録を作成した。最初は、差出人や宛名、日付もなかなか読み取ることができなかったが、いくつか史料を確認していくと同じ名前が何度も登場したり、筆跡の特徴が似ていたりしたので、慣れてくるとスムーズに作業を進めることができた。そして「木脇家資料」は、「守屋家文書」と時代が異なり、「明治」や「鹿児島県」、「知事」などの馴染み深い単語が度々登場した。「木脇家資料」は、崩し字であったが、比較的読みやすい文書であった。「包紙」と呼ばれる現代の封筒の役割を果たす紙に包まれた古文書は、虫食いが激しいものがいくつもあり、時には文書がバラバラになっていて文書の始まりを見極めないといけないものが何個もあった。その時には、虫食いの形やつなぎ目を確認することで正しい順序に並べ直すことができると学芸員の方にご教授頂いた。

続いて「民俗」の演習では、台湾で木こりをしていた方のご家族が黎明館に寄贈した木こりの道具一式を取り扱った。作業の流れは、資料の土を落とし、スケッチを行い、寸法を測って、写真撮影を行った。資料の中には、お弁当箱やのこぎり、背負う用の籠があり、当時台湾で使用していた道具のほぼ一式が現存されていた。道具一式の現存はとても価値があることで、その資料を取り扱えたことは非常に貴重な経験であった。特に資料をきれいにする際は、そのままの状態を維持しなければならないので、紐を外した場合は同じ結び方をし直すことに苦戦した。

最後に「企画展立案」では、黎明館の常設展示、収蔵資料を用いて、企画展の立案をした。黎明館には多くの資料が収蔵されているが、自分が決めたテーマに関する資料を選択することに難しかった。特に、なぜその資料を選定するのかを説明するには、資料の性質と特長を理解しなければならず、実物が見れなかったり、要旨が分からない資料を取り扱うのは難しかった。最終的には限られた資料の中から、納得のいく企画展の立案と展示品の選定ができたと思う。

4. 実習中に学んだこと

実習中に学んだことは、資料の整理と取り扱い方・学芸員の重要性・様々な人々の役割・企画展示を考える能力である。

資料の整理と取り扱い方については、古文書・美術工芸・民俗・出土物といった資料に触れながら、それぞれ様々な方法で学ぶことができた。古文書では、古文書を整理するにあたって、古文書のあらゆる情報を読み取り、それを余さず記録することが大事であると学んだ。古文書によっては資料名がない場合もあるため、古文書から読み取れる情報を資料名として表わす力も必要であると知った。古文書を整理する際に、古文書に多少慣れることができたため、卒業論文執筆時に史料を読む助けとなった。

美術工芸では、掛軸・刀・焼物・絵画といった実物資料の取り扱いを学んだ。絵画と掛軸には展示の際に手順があり、それを必ず守らないと資料を傷つける可能性が高いことを学んだ。焼物・刀については、実物にも触れつつ箱や袋から取り出す手順を学び、実際に取り出す作業を行った。また、焼物を入れる箱・刀を入れる袋などの資料の付属品や、照度計といった資料を展示する上で大事な道具の取り扱いも学んだ。

民俗では、古文書と同じくひとつひとつを丁寧に扱い、そのひとつひとつから情報を読み取り記録することが重要であると学んだ。出土物では、瓦の模様をかたどる方法を学んだ。また方法だけでなく瓦の模様を後世に残すことの意義も学ぶことができた。

学芸員の重要性については、学芸員がいることで博物館にある資料は整理・保管され、展示という形で一般の人々に知識として伝わるということを改めて学んだ。資料を整理・保管し、展示という形で一般の人々に公開することができるのは学芸員だけであり、そうしたことが学芸員の重要性であると実感した。

様々な人々の役割については、学芸員の他にも展示解説員や総合案内・発券所の受付等が博物館の仕事としてあり、博物館は学芸員だけではなく様々な人々が役割を担うことで成り立っていることを体験できた。

企画展示を考える能力については、限られた資料の中から展示予定の出来事、人物に沿って関連性のある資料を選択する器量が必要だと感じた。またキャプション作成については、資料一つ一つに価値があり、情報が多い中から大事なポイントを抜き出して要約する力が必要である。今回の実習を通して、企画展と特別企画展を構成する難しさを学んだ。

5. おわりに

鹿児島県歴史・美術センター黎明館で7日間、学芸員の役割や博物館が存在する意義というものを改めて学ばせていただいた。始めは緊張と不安な気持ちでいっぱいだったが、質問をしたら丁寧に教えてくださる学芸員、展示解説員の方々と共に7日間過ごした実習生の人たちのおかげで、後半は、学芸員としての知識を身につけることの楽しさを感じながら取り組むことができた。実習を通して、学芸員の仕事の幅広さや担っている役割の重大さを学び、資料を扱うときの心構えと知識を学習することができた。

鹿児島県立博物館実習報告

佐藤 幸音、中村 仁

1、施設の概要

鹿児島県立博物館の本館は、鹿児島市城山町1番1号に立地する。別館は、鹿児島市山下町5番3号にある宝山ホールの4階部分に位置する。また、旧考古資料館が本館に隣接しているが、現在閉館している。本館は4階建てで、主に展示室や収蔵庫が容積の大半を占めている。1階には学芸主事の方々がいる学芸室や、パネルなどを作成する学芸事務室、企画展示室、岩石などを保管する収蔵庫などがあった。2階には展示室として、体験型の展示を置いているディスカバリールームと、自然総合展示室Aがあり、昆虫・植物・動物の標本が保管されている収蔵庫もあった。3階には、研修室や、図鑑や学術雑誌がある学習情報室、自然総合展示室B、図書収蔵庫、標本作製室などがあった。別館には化石展示室やプラネタリウムなどがあった。

鹿児島県立博物館は、昭和28年に発足した。旧考古資料館の建物が博物館本館として使用されていたが、昭和55年に、現在博物館本館として使われている建物に機能が移転した。本館建物の創建当時の外壁はピンク色で、近年の改修で再現された。

館長を含め学芸主事などの常勤職員は9人、学芸指導員などの非常勤職員は12人の体制で行っている。事業は、資料収集・保管、調査研究、展示活動、教育普及活動の4つである。展示活動では、常設展や企画展だけでなく、離島や特別支援学校をまわる移動展示も行っている。

2、実習内容

実習の趣旨は、博物館における実務実習を通して、学芸員としての基礎的な知識、技能等の育成を図る、というもので、参加した実習生の人数は10名であった。日数は8日間で、令和4年9月1日から9月9日まで行われた。9月6日が休養日であった。実習時間は8時30分から17時である。実習時の服装は、来館者への対応にふさわしいものとされていた。野外での作業などでは、ジャージと運動靴を使用した。実習中は、実習時間を厳守し出勤したら出勤簿に押印すること、実習日誌は担当学芸主事に提出し、1日の反省と共に指導・助言を受けることなどが定められていた。新型コロナウイルス感染への対策もされた。実習中は、毎日2回の検温を行い、所定の用紙に温度と健康状態の記入を行った。マスクも着用した。

日程ごとの実習内容は以下の通りである。

- 9月1日 開講式、講話、オリエンテーション
- 9月2日 野外観察実習、標本作製実習、資料整理・保管実習
- 9月3日 利用者体験、展示解説資料作成
- 9月4日 展示解説実習、動物見本見学、教育普及活動実習
- 9月5日 企画展示会場の撤収・準備
- 9月6日 休養日
- 9月7日 企画展準備、資料整理・保管実習、標本作成実習
- 9月8日 他館見学実習、企画立案実習資料作成
- 9月9日 企画立案実習、教育普及活動実習

野外観察実習では、博物館から城山までの道を往復して、植物や地質についての説明を受けた。標本作製実習は2回行われた。1回目は植物を採取して、植物標本を作製する実習であった。2回目は、昆虫採集を行った後、昆虫標本の作成を行った。

利用者体験として、館の展示物の見学と動線調査があった。

展示解説実習は本館2階自然総合展示室Aで、各自が担当するコーナーを選び、各自10分程度の発表を行うというものであった。実習3日目では、午前中には館の展示室見学に伴い、職員のお手本を見て、一通り展示室を見学して解説するコーナーを選び、発表の流れを考える時間があった。午後からは配布資料を読み、解説するコーナーについての情報を集めて解説の流れを考える時間が設けられた。

教育普及活動実習は2回に分けて行われた。「楽しい実験」という小学生を主な対象とした体験学習による教育普及活動の取り組みを活動の実施例を見学し、実務に参加することで学んだ。2回目は8日目にあり、実習後にある教育普及活動の準備のための作業を行った。

広報活動実習では、企画立案実習の企画案用ポスターを作成した。

企画展示実習の一環として、実習5日目に終了した理科作品展の撤去作業と、次に開催される化石展示の設営作業、企画展示会場の撤収作業を行った。企画展示会場の撤収作業では、展示資料を収蔵庫に戻す作業や、解説パネルの解体を行った。収蔵庫に展示資料に戻す作業と並行して、次の日に殺虫のため燻蒸を行う準備で資料が保管してある引き出しや棚の扉を開ける作業を行った。次の企画展示の準備は、解説パネルの設置の目印として糸を張ることや、展示台の設置を行った。この日は休館日で一般の来館者はいなかった。

資料整理・保管実習では、植物・地質分野、動物分野、昆虫分野に分かれて実習を行った。どの分野も主に収蔵庫に入って、資料の保管や整理、貸し出していた資料を収納する作業を行った。前日に行った燻蒸の影響を受けないように、考古資料館に移していた生体の昆虫を本館に運ぶ作業を行った。

他館見学実習の1カ所目は鹿児島市立美術館の見学を行った。美術館の学芸員に適宜解説をしてもらいながら、館内や収蔵庫を見学した。2カ所目はかごしま近代文学館とかごしまメルヘン館の見学を行った。最初に近代文学館から見学した。こちらも学芸員に案内をしてもらいながら展示や収蔵庫の見学を行った。次にメルヘン館では幼児向けの映像物語「まっしろな絵本」を視聴した。

企画立案実習は実習期間のほぼ毎日、企画立案の内容を考えて8日目に発表を行った。企画立案実習では最終的に企画立案の計画書・企画展示の見取り図・企画展のポスターの3つの資料を作成した。企画立案の計画書の内容は、企画展名・趣旨・期間・会場・入場料・展示内容(13面)・関連行事である。発表のあとは学芸員や実習生からの質疑応答の時間があった。発表時間は企画立案の発表が8分、質疑応答が2分の合計10分だった。

3、実習を通して学んだこと

学芸員としての仕事の姿勢や行動の仕方として、主体的に動くことと、活動の趣旨を重視することが印象に残った。このことから、物事を行うときには、趣旨を明確に決め、意識しながら行動すべきであることを学んだ。勉強やアルバイトなどをするとき、作業の目的を念頭に置くことで、場面毎に的確な行動を意識するなどして、学んだことを学生生活に活かしていきたい。(中村)

実習を通して学んだのは、学芸員の業務の幅広さと必要とされる知識の深さと量である。企画展示会場の設置や撤収作業、野外観察実習、資料の収集・整理・保管には力と体力が必要とされる。

一方、展示解説や来館者対応には多くの知識が必要だ。来館者の中には、学芸員より深い知識を持っている人もいる。そのような来館者からの質問に答えられるように、何事も自ら疑問を持って、調べる行動力も重要だと実感した。(佐藤)

4、感想・実習のまとめ

予想外に体を動かす作業や対面で話をする業務が多かったと感じた。学芸員の業務をする上では、体力やコミュニケーション能力も、重要であると思えた。展示会場での設営で高さが足りず見づらくなる展示物があったとき、部屋の片隅に置かれていた箱を持ってきて、台座にすることで展示品を見やすくするという工夫を学芸員の方々が行った。小さな手間を惜しまないことがよりよい展示につながることを実感し、工夫を試みる考えが重要だと思えた。(中村)

鹿児島県立博物館は自然史系博物館であるため、植物や昆虫、動物などの生物分野から地質分野、宇宙分野など幅広い分野を扱っている博物館である。そのため、博物館実習では非常に多くの学びを得たが、同時に学芸員は生半可な気持ちで務まる仕事ではないと痛感もした。多くのことを経験できて、学芸員に必要なことや日々の業務を知れた博物館実習の8日間は、とても実りの多いものであった。(佐藤)

鹿児島市立ふるさと考古歴史館

瀬戸山 大斗

1、施設の概要

私の実習先は、鹿児島市立ふるさと考古歴史館である。鹿児島市下福元町に位置しており、考古学を専門に扱っている、自然豊かな博物館である。

館の展示においては、大きく2つの常設展示で成り立っている。常設展示1では、航空写真やジオラマで鹿児島を再現した「地形テーブル」、埋まっている土器を掘り出す「発掘体験コーナー」、テーマごとに、鹿児島市の歴史や古代人の知恵と工夫を紹介した「テーマ展示」の3つで構成されている。

常設展示2では、レプリカの土器を実際に触れることができる「ハンズオン体験コーナー」、館近くの慈眼寺駅の北側で発見された遺跡を紹介している「不動寺遺跡コーナー」、2015年の世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産について、写真やパネル、模型で紹介されている「明治日本の産業革命遺産コーナー」、草野貝塚の人々の暮らしをアニメーションで紹介されている「草野貝塚と集落」、江戸時代の鹿児島城下絵図を背景に、当時の街並みと現在の街並みが紹介されている「鹿児島城下町めぐり」の5つで構成されている。

また、その他の展示として、写真で、現在と過去の鹿児島市を紹介されている「エントランスホール」、地層から、鹿児島の歴史を探って紹介されている「導入展示」、旧石器時代から近代まで順を追って考古資料の展示を紹介されている「スロープ展示」もある。

館の体験学習においては、まが玉づくりや土器づくりなど、古代の人達の生活ぶりを実際に体験できる内容となっている。また、立地環境が自然豊かであるため、自然の物を使った体験学習も多く取り入れている。

2、実習日程

実習日程は、令和4年9月27日から令和4年10月1日の5日間である。夏季休暇期間が終えた時期であったため、来館者は少なかった。しかしその分、学芸員の方々と接する機会が多くあったため、詳しい話や、普段は行われない作業も体験したため、非常に良い実習となった。

3、実習内容

実習内容は、大きく分けて5つの実習を行った。企画立案実習、展示運営実習、教育普及実習、収蔵品管理実習、資料調査実習である。最初は、企画立案実習である。この立案にあたって、館全体を楽しく利用でき、且つ、よりよい施設にするために柔軟な視点から企画を立案すること。そして、館の特徴を最大限に生かした企画を立案することを条件として出された。

そして私は、次の2つを軸にして企画を立案した。1つ目は、館の立地環境である。先述した通り、館の周りには、多くの自然が存在する。その為、この自然を大いに利用した体験学習を立案するよう心掛けた。近年の子供らは、デジタル機器を利用した遊びが根付き、外で遊ぶこと、その中でも、自然に触れ合うことの楽しさや、重要性を知る機会が薄れてきている。今日、地球温暖化の問題が問われてきている時世であるため、少しでも自然に多く触れ合う機会を、生涯学習の場であ

る博物館側が提供することで、自然を守ろうとする試みが表れるのではないかと考えた。

2つ目は、「考古学」と言う学問を理解してもらうことである。考古学はほとんどが大学で学ぶ専門性の高い学問であるため、専門知識に欠けている年代層、特に、小・中・高の児童生徒達には無縁である。その為、少しでも考古学に興味を持ってもらうような展示作りをするように心がけた。しかしここで大きな問題点が生じた。考古学は、小さな子供には、馴染みにくい学問であること。そして、考古学の展示が、古代や中世に特化していることである。私が館の常設展示を見学した際、どうしても古代の土器の破片や、中世の遺跡の展示が主になり、近代以降、特に、世界大戦時の展示はほとんどされていなかった。小・中・高の児童生徒たちが戦争史を学ぶ際は、文面や写真が主である。しかし、実際に考古資料を手にする事で、文面では感じる事が出来ない戦争の捉え方や、新たな知見を得ることは言うまでもない。その為、対象時期を、戦時中に焦点を当てて、体験学習の立案を行った。

以上の2つを軸にして立案した企画展示や体験学習を2つ紹介する。1つ目は、「植物で遊んでみよう」である。これは体験学習の一環であり、主に戦前や戦時中に普及した植物を使っての遊びを実際に親子で楽しんでいただくものである。

2つ目は、「戦争のモノ」語り」である。これは、企画展示の一環であり、戦時中に使用された様々な考古資料を展示することで、当時の暮らしぶりを感じ取り、命の尊さを理解していただくものである。

次に、展示運営実習である。この実習は、大きく分けて2つのことを行った。常設展示の運営と、企画展示の運営である。前者では、開館前と閉館後に常設展示の展示物や展示パネルの不備がないかの確認を行う。

後者は、令和4年11月19日から令和5年1月22日の間で開催される特別企画展で使用される考古資料の整理を行った。具体的には、1つ1つの考古資料に番号が振り分けられている収蔵庫の中から、企画展示で使用される考古資料のみを取り出し、更に、番号の若い順に並べなおす作業を行った。

次に、教育普及実習である。この実習では、一方通行的な展示とは異なり、来館者とのコミュニケーションの取り方を学ぶ。その際に、来館者への「接し方」や「伝え方」が重要となってくる。私は実際に、小学校団体のワークショップに補助として入り、来館者への指導を行った。また、館で行われているワークショップの概要説明と重要性について講義を受けた。

次に、収蔵品管理実習である。この実習では、本年度の特別企画展での展示に関わる史料を、収蔵庫からの搬出や抽出を行った。その際に、考古学の概要や考古資料の扱い方も学んだ。また、web上における収蔵品の史料紹介で取り扱う収蔵品のデータ管理作業を行った。

最後は、資料調査実習である。この実習では、史跡の資料化を目的に、令和4年度の特別企画展のテーマとなる「谷山城跡」(下福元町)に残された文化財の現状確認を行った。この作業の目的は、地域によって大切に守られている石造物や碑文、伝承などを、展示やアウトリーチ、啓発普及に活用することである。徒歩で地域周辺を散策することで、じっくりと周りの風景を観察できた。徒歩で散策することで、新たな遺跡を発見できたり、そこから新たな歴史的背景を得られることを学んだ。また、目的はそれだけでなく、体験学習にも一部関連する。体験学習の一環として、「史跡巡り」がある。これは、主に高齢者の参加者が多い。その為、来館者、特に高齢者の方々に、少しでも負担をかけずに史跡を学ぶことが出来るよう、実際に学芸員が歩き、最も負担をかけないルートを探し出すことも目的である。

このことから、資料調査は、地域の重要な石造物や碑文、伝承などを教育普及や研究に活用することだけでなく、来館者が安心して且つ、楽しむことが出来るように、実際にその場に行き、調査をすることでもあることを学んだ。

4、実習を通して学んだこと

私が学んだことは、大きく分けて3つある。1つ目は、学芸員や博物館の役割や使命である。生涯学習の場である「博物館」では、地域や県の魅力を伝えるべく、様々な年代層の方々に楽しんでもらい、且つ、学ぶ機会を提供する施設であること。そして、地域や県にとって希少な史料を後世にも伝え、今後の地域発展に尽くすためにも、きめ細やかな史料の保存や修復が求められていることを学んだ。

2つ目は、アウトリーチの重要性と教育普及の方法である。博物館は、原則展示を通して、学ぶことが出来る。しかし、展示だけでは得ることはできない新たな知識や発見を来館者自身に発見してもらうことも重要である。そして、小さな子供に展示では理解しきれない部分を理解してもらうことに、アウトリーチの役割があることを学んだ。そして、教育普及方法として、年代層に沿ったコミュニケーションを行い、且つ、来館者自身に主体的に考えさせ、新たな発見をする喜びや楽しさを味わってもらう指導をすることが重要であることを学んだ。

3つ目は、考古学から見える、新たな知見である。大学内で学ぶ「歴史学」では、主に文献資料から研究を行う。しかし、実際に考古史料に手を触れて、研究を行う「考古学」から歴史研究を行うことで、文面では発見できなかった新たな知見を得られることが分かった。

5、感想、実習のまとめ

今回の実習を通して、学芸員の業務や、博物館や学芸員に求められている使命や役割を学ぶことが出来た。同時に、考古学と言う学問について学ぶことが出来た。先述したが、歴史研究を行う上で、文面ではなく、実際の遺跡や考古史料といった違った側面からアプローチを行うことで、新たな知見が生まれ、更なる考察が出来ることを学んだ。この経験を通して、今後の卒業論文執筆や、学芸員として就職した際に活かしていきたい。

臨床看護実習実践報告 － COVID-19に伴う学内実習の取り組み－

米嶋 美智子

1 臨床看護実習の概要

本学の臨床看護実習は、教育職員免許法施行規則の「養護に関する科目」に該当する。これまで学んできた養護教諭に必要な看護の知識や技術をもって、対象者に展開される看護への理解を深め、その状況を適切に判断し行動できる態度を養う機会となっている。

養護教諭に求められる看護技術の定義は明確にされていないため、本学生は、文部科学省が示している看護教育「看護基本技術の学習項目」¹⁾ に準じて表1の項目について学ぶ。

表1 看護基本技術

1	環境調整技術	環境調整・ベッドメイキング・リネン交換
2	食事援助技術	食事介助・経管栄養法・栄養状態・食生活支援
3	排泄援助技術	自然排尿・排泄援助・便器、尿器の使い方・紙パンツ交換・失禁ケア・浣腸・導尿・ストーマ造設者のケア
4	活動・休息援助技術	移動（体位変換・歩行・移乗・移送）・睡眠・休息の援助
5	清潔・衣生活援助技術	入浴介助・清拭・部分浴・陰部洗浄・整容・口腔ケア・寝衣交換
6	呼吸・循環を整える技術	吸引・気道内加湿法・体位ドレナージ・体温調整
7	創傷管理技術	包帯法・創傷処置
8	与薬の技術	経口・外用薬の与薬方法・注射の方法
9	救命救急処置技術	救急対応・意識レベル・トリアージ・心肺蘇生法・止血法
10	症状・生体機能管理技術	バイタルサインの観察・測定・身体計測・検体の採取・生体情報モニタリング（心電図検査、心電図モニター、パルスオキシメーター）
11	感染予防の技術	スタンダードプリコーション・洗浄・消毒・滅菌・無菌操作・医療廃棄物管理
12	安全管理の技術	転倒、転落、外傷予防・医療事故予防
13	苦痛緩和・安楽確保の技術	体位保持・安楽促進苦痛の緩和ケア（罨法・指圧・タッチング・リラクゼーション・スキンケア・マッサージ）

文部科学省 「看護基本技術の学習項目」を参考に筆者が作成

2 臨床看護実習が代替措置となった経緯

臨床看護実習は、令和4（2022）年1月からのCOVID-19の爆発的な感染拡大（第6波）により、医療施設での実習が困難となった。そのため、令和4（2022）年3月25日（3文科教第1398号）「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」²⁾に基づき、本実習は、教育実習及び介護等体験と同様の扱いで、特例措置に代えることが可能かを文部科学省に確認した。また、令和4（2022）年7月4日に、文部科学省に再度確認をとった上で、代替措置をとることとなった。

3 臨床看護実習の実際

3.1 臨床看護実習指導（1単位）履修生7名

臨床看護実習の事前指導・事後指導の内容は表2の通りである。

表2 臨床看護実習指導の実施日と内容

	回	実施日	内 容
事前指導	1	7月5日	臨床看護実習について
	2	7月12日	臨床看護実習の心構え、服装、態度
	3	7月19日	これまでの実習生が体験した臨床看護実習
	4	7月26日	実習の手引き、記録物等の配布と諸注意
	5	8月5日	実習事前オリエンテーション
	6		看護基本技術の振り返り
	7		看護基本技術試験
事後指導	1	8月18日	実習の振り返り① スタンダードプリコーション
	2		実習の振り返り② 医療的ケア
	3		実習の振り返り③ 入院患者の日常生活を整えるケア
	4		実習の振り返り④ フィジカルアセスメント
	5	9月16日	車いす移動介助・介護ロボット
	6		ユニバーサルデザイン・自助具
	7		介護用具・物品
	8		臨床看護実習記録の整理と提出

3.1.1 事前指導

事前指導では、実習の手引きを用いて臨床看護実習の意義や目的等、概要を確認した。併せて、病院実習のマナーについて指導し、実習生としての意識を高めた。最終日には、これまで学んできた看護基本技術の試験を実施し、実技の習得を確認した。

3.1.2 事後指導

臨床看護実習の目標の達成状況について振り返り、学びの共有を行った。また、各自の課題とその解決策についてまとめた。

3.2 臨床看護実習の代替実習（1単位）履修生7名

3.2.1 実習目的

- ①臨床場面において健康障がい（課題）を持つ人を理解する。
- ②養護教諭に必要な基本的看護の知識・技術を取得する。

3.2.2 実習計画（表3）

表3 臨床看護実習日と内容

	実施日	内 容
1日目	8月8日	病院看護師の1日の流れ、感染予防の実際
2日目	8月9日	医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養、導尿）の実際
3日目	8月15日	入院患者の日常生活を整えるケアの実際
4日目	8月16日	フィジカルアセスメント、バイタルサイン測定、訴えに対する対応
5日目	8月17日	健康診断・人間ドックの実際

3.2.3 臨床看護実習の実施状況

- ① 1日目 目標：看護師の1日の業務の流れを把握する。正しい感染予防ができる。

外来、病棟看護師の1日の業務の流れや看護方式、看護体制、病棟の種類等について講義形式で学んだ。また、スタンダードプリコーションについては、手指衛生や環境整備の実習を行った。

- ② 2日目 目標：医療的ケアの喀痰吸引、経管栄養、導尿の看護技術を習得する。

小・中・高・特別支援学校で実施している医療的ケアを、シミュレーターを用いて実習を行った。

- ③ 3日目 目標：入院患者の日常生活を整えることができる。環境整備や清拭、口腔ケアなど保清の看護技術を習得する。

入院生活の大半をベッド上で過ごしている患者を想定して、実習生同士で患者役と看護師役になり、部分清拭や口腔ケアを実習した。

- ④ 4日目 目標：患者の検温や問診など情報収集を行い、フィジカルアセスメントができる。排泄ケアを取得する。

模擬患者（教員）にコミュニケーションを取りながら検温を行い、フィジカルアセスメントを行った。また、実習生同士で患者役と看護師役となり、排泄ケアを行った。その他、シミュレーターを使用した看護師（教員）が行う陰部洗浄の一連の流れを見学実習した。

- ⑤ 5日目：健康診断や人間ドックの検査の内容や方法について理解する。

ヘルスサポートセンター鹿児島島の協力のもと、看護師や放射線技師より、各検査の医療機器や検査の方法について説明を頂いた。また、保健師からは、健康診断や人間ドックの結果をもとに行っている保健指導について講義を受けた。その他、施設における感染予防対策について見学実習を行った。

3.2.4 感染対策

感染対策として、実習開始毎に、教員による検温と健康観察を徹底した。また、サージカルマスク・ディスポーザブルグローブを着用し、一行為手指消毒を徹底した。実習室は、サーキュレーターと室内換気扇を併用し、窓と扉を常時開放し換気を行った。シミュレーション実習は、1人15分以上の接触を持たないように時間配分した。

3.2.5 実習の成果

実習生のプライバシーの保護、匿名性を厳守し、倫理的配慮を十分に行った上で、実習生の最終発表やレポートの内容を参考に、下記の5つの具体的目標に沿って考察する。

①健康障がい（課題）を持つ人を理解することができる。

身体的・精神的・社会的に苦痛や不安を抱えている入院患者を理解した上で、安心・安全に療養できる看護ケアとは何かについて学びを深めていた。例えば、患者さんは、看護師の様子を伺って我慢の限界がきたときにナースコールを押す。そのため、ナースコールが鳴った際はすぐに対応する。また、患者さんがナースコールを押さなくてもよいように、患者さんから求められるケアは何かを考えて看護を行うこと等を学んでいた。さらに、プライバシーを守ること、患者さんの表情や動作、非言語的コミュニケーションにも留意しながらケアをすることなどの学びを得ていた。

②健康障がいおよびその医学的アプローチについて理解することができる。

看護を行う上で、患者さんの状態や原因を把握するために、フィジカルアセスメントがとても重要であること学んでいた。また、健康障がいの原因や誘因、経過について、早期に異常を発見をするためには、バイタルサインは重要な情報となるため、正確な測定が求められることや、患者さんの疾病からくる各症状に対しての対処法について理解を深めていた。

③看護の役割と活動について理解することができる。

看護ケアを行うために患者さんの情報を十分に収集した上で、当日の状態に合わせて看護計画を立てること、看護の目的や意義を説明して同意をもらうことの重要性を理解していた。その他、看護は患者さんが社会復帰できるように、疾病により衰えた機能を取り戻したり、残っている機能を活用できるようになったりする支援があることや患者さんとコミュニケーションをとりながら不足している情報を収集する、喀痰のケアは患者さんの安全・安楽につながるが苦痛を伴うものであるため、手際よく実施できるように手技を訓練する必要がある等等学んでいた。

④病院と学校との連携について理解をすることができる。

ヘルスサポートセンター鹿児島との協力のもと、学校での定期健康診断を想定しながら、予定時間内に検査を円滑に行うための工夫について学んでいた。その他、実施前の念入りの準備が重要であることや診察や心電図検査等の衣服を脱いで実施される検査は、男女別にカーテンや仕切りを設けるなどのプライバシーの配慮の方法について学んでいた。さらに、病院と学校間の事前の協議や連携の大切について再確認していた。

一方、病院の機能や組織、運営等についての理解については、代替実習では達成することは難しく限界があった。

⑤養護教諭として必要な基本的看護技術の習得ができる。

模擬患者との関わりを通して、「自分の考えた問診だけでは患者さんのことは全く知ることができなかった」「呼吸が苦しいという訴えから、食事・睡眠・喫煙歴などの生活習慣や痰の有無などを関連付けて考えることができた」「バイタルサイン測定だけでなく会話による情報がアセスメントに重要であることが分かった」等の看護技術の個々の学びや課題をまとめている。その他、演習では看護技術はスムーズできたが、模擬患者（教員）さんにコミュニケーションを取りながら行う看護技術の難しさを体験的に学ぶことができていた。

さらに、「養護教諭として児童生徒に関わる時は、フィジカルアセスメントから健康障害に影響を与えているものは何か、解決するために適切な処置は何か、保健指導をどう行ったらよいか、常に目的をもって行動ができるようになりたい」「相手の話に受容的・共感的に傾聴な態度で接するように意識したい」等述べていた。

以上のことから、一定の学習成果は得られる実習であったと考える。

4 COVID-19における代替実習のまとめと課題

令和4年8月、COVID-19の感染者は爆発的に増加し、鹿児島県では、1日の新規感染者数が4948人と最多を更新した。このような感染拡大から本実習は、昨年同様、代替実習の措置となる予測ができていたため、比較的順調に実習計画が進み、また滞りなく実習を終えることができた。これは、実習生全員が日々の健康管理に留意し、感染対策を徹底した成果でもある。まずは、実習生に感謝の意を表す。

代替実習では、教員が演じた模擬患者に対して、コミュニケーションを取りながらの本来の実習に近い体験をすることができた。しかし、看護用シミュレーターでのケア実習では、リアリティに欠ける部分もあり限界があった。

今後もCOVID-19やインフルエンザ等の感染症は流行を繰り返し、終息することは期待できない。そのため、実習先と連携をとりながら、学内実習と臨床実習を組み合わせた新たな臨床看護実習の体制を整えることが必要であろう。

参考引用文献

- 1) 文部科学省：大学における看護実践能力の育成の充実に向けて、看護教育の在り方に関する検討会告。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/018/gaiyou/020401.htm
(2023.1.05確認)
- 2) 文部科学省：教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）。 https://www.mext.go.jp/content/20220325-mxt_kyoikujinzai01-00836_01.pdf
(2023.1.05確認)

学校支援ボランティア活動報告

新納 雅樹

文部科学省は、今、教育実習など教職科目の実施方法の見直しを検討している。教育実習は3から4学年に短期集中で実施する方法だけでなく、通年で決まった曜日に実施したり、「学校体験活動」として早い学年から一部導入したり、「介護等体験」についても体験施設を特別支援学校に加え、小・中学校の特別支援学級なども選択できるようにするなど、教職課程を履修する学生に教育現場を様々な場面で早くから体験させようと考えている。

このような状況の中で本学では、教職課程履修の学生が学校現場について知り、現場の教員が課題解決などに取り組んでいる姿勢を学ぶとともに、教員になりたいという気持ちを強く持つ機会となるように、地域の紫原小学校や紫原中学校、向陽小学校と連携して「学校支援ボランティア活動」を実施している。教員免許状を取得して将来教員になることを希望している学生を中心に、平成23（2011）年度にスタートして、コロナ禍で出来なかった令和2（2020）年度を除き、今年度で11年目を迎えた。今年度は前期に14人、後期に15人の2、3年生が参加した。

学生各自が大学の講義に支障のない時間に参加しており、令和4年度の学校支援ボランティア活動の内容は、学習支援、運動会、クラブ活動、身体測定、視力検査、聴力検査、掲示物作成、どんぐりこま作り、見守り活動、ボランティア活動、持久走大会設営、給食など多岐にわたっている。

活動は、年間（前期・後期）を通じて行われる学習支援ボランティアと行事ごとに行われる支援があり、児童や教員、保護者にも大変感謝されている。

参加した学生には、月ごとに報告書（日誌）の提出をお願いしているが、次にその報告書の一部を抜粋して紹介したい。

- 子どもたちとたくさんお話することができて良かった。元気よく話しかけるとたくさん返事をくれた。
- タブレットを使った授業もはじめて見たので、これから学んでいきたいと思いました。
- 解けるようになってから嬉しそうにテストを解いて最後にハイタッチしてくれた事が嬉しかった。
- 子どもに理解しやすいように説明するのが難しかったが、「わかった」と言ってくれた時は嬉しかった。
- 子どもたちの元気な姿にエネルギーをもらった。そして、学校で働くことに更に興味がでた。
- 先生が、児童に気を配っていた。観察時にも全員に声をかけていた。とてもすごいと感じた。
- 児童から授業の終わりにはたくさん声をかけてくれて嬉しく元気をもらえた。
- 先生が、多くの子どもたちがいる中ですぐに名前を一致させたりするところがすごいと思った。
- 先生の姿から視線を同じにしたり相づちを増やすことを学んだ。養護教諭の仕事を身近に学べた。
- 子どもたちに合わせて授業スタイルを変えている先生方はすごいと思った。
- 生徒が、好きなことを話してくれた時や、自分の話してくれた時はとても嬉しかった。
- 名前も覚えてくれていて、本当にボランティアをしていて良かったと思いました。
- 廊下ですれ違うとほとんどの生徒が元気にあいさつをしてくれてとても嬉しい気持ちになった。

参加した学生は、すべて良い経験になった、教員に是非なりたいと答えている。また、学校現場からも教員の補助をしてもらい助かったとか児童生徒が学生の来校を楽しみにしているなど感謝された。これからも地元の紫原小学校や紫原中学校、向陽小学校をはじめ多くの学校と連携や協力関係を深めていきたいと考えている。

次ページ以降は、令和4年度の学校支援ボランティア活動を体験した学生の報告である。

学校支援ボランティア活動を通して

志學館大学 人間関係学部3年 山口 紗和子

今回の2022年度後期学校支援ボランティアで、2回目の学校支援ボランティアの参加でした。大学の授業の空き時間を利用し、毎週月曜日に2時間ほど参加しました。ボランティアの内容としては、低学年や特別支援学級の教室に入り、担任の先生から指示を受けて、サポートが必要な子どもへの学習支援や見守り等を行いました。

ボランティア活動の中で様々な学級に入ることで、それぞれの先生方の指導法や児童との関わり方の工夫、多様な個性を持つ子供たちがいるということ等を学ぶことができました。学級の中には、うまく言葉に出して表現することが難しい子や集団活動から離れていってしまう子、一つの活動にのめり込んで集中し過ぎてしまう子など、それぞれ独自のこだわりや自分のペースがある子供たちがいました。そのような子供たちに合わせて、時間を決めて他の子どもたちと離して活動させたり、学習進度に合わせたプリントを用意したりと、先生方も工夫して学習を行っていました。

特に特別支援学級では、タブレットや本、植物といった子供の興味を引く教材を使用して、授業づくりの工夫を行っていたり、活動するときと休むときを決め、時間の切り替えを大事にしていたりしました。実際の学校現場に入ることで、タブレットを使用した授業や個に応じた学習の工夫を、より詳しく知ることができました。また、客観的に授業や学級を見ることができたり、教育現場で働く先生方から具体的な支援について話を聞いたりすることができたことも、とても勉強になりました。

活動を通して、やはり先生方の業務や求められているものは多様であると感じました。各学級や特別支援学級が少人数制になってきているとはいえ、先生1人で担当するのは負担が大きいだろとう感じる場面が多くありました。ボランティアのできることは限られていましたが、子どもたちの学校生活での安全や個々に合わせた指導を考えると、それを見守り、支援していくための人手は多い方がよいと強く感じました。

教職を目指す学生としても、教育実習や実際に働き始める前に学校現場を体験できるよい機会でもあり、子どもたちとの関わり合い方を学ぶ貴重な場であると感じました。学校支援ボランティアを通して、教職への意欲をさらに高める貴重な体験ができました。

学校支援ボランティア活動感想

2年 学校教育心理コース 養護教諭専攻 小林 綾乃

教職課程の授業が始まり、「学校ボランティア」があると聞き、説明会に参加した上で、「授業だけでなく憧れていた学校現場で実際に生徒や先生と活動したい」と思い前期は紫原小学校、後期は紫原中学校でボランティア活動に参加しました。自分の気持ちを思うように人に伝えることが出来ず、勉強や運動にも自信がなくて積極的になれなかった自分に「今のうちにたくさん色々なことに挑戦して自分ができることに自信を持って進めば未来輝く」と背中を後押ししてくれた担任の先生のような教師になりたいと思い始めた小学校時代。クラスでも部活でも人と上手くいかなくて学校自体が嫌になり何もかも投げやりになりかけていた自分に話しかけ、空いている時間に話や愚痴を聞いてくれ自身を取り戻すきっかけを作ってくれた支援員の先生や養護の先生のように身体的にも精神的にも安心できる環境で生徒一人ひとりを支える養護教諭になりたいと思い始めた中学校時代。そして、中2から高3まで保健委員会として保健活動に取り組んだことから「養護教諭」として学校で働き、過去にもらった勇気を生徒に与えたいと思い大学に進学した今の自分があります。ボランティア活動の日程が決まった当初は実際に学校で児童生徒と活動ができる喜びと上手く活動に参加できるか不安でした。

紫原小学校では担任の先生の授業の補助としてクラスに入ってボランティア活動に参加しました。教壇からは生徒一人ひとりの表情やしぐさがよく見え、様子がとても分かりやすかったです。大人数に注目されることに慣れなくて初めはとても緊張しました。「自ら積極的に話しかけることが大切だよ」とアドバイスをもらい、一緒に授業の時間を過ごすことができました。小学校で感じたことは、小学生は一見元気な児童が多い中、話したくても上手く話せなくてもどかしそうにしている児童が中にはいました。たくさんの児童に話しかけられましたが、その中でもっと私と話したそうにしていた児童もいました。ひとつのクラスでひとりひとりと向き合うことの難しさを感じました。それでも向き合い、一人ひとりのペースに合わせて授業を進めている先生を見て生徒と先生の信頼関係に惹かれました。同時に私も小学生の時に担任の先生からたくさんのことを学び教師に憧れたことを思い出し、このように1人1人と向き合い、一緒に歩むことができる教師になりたいと強く思いました。

紫原中学校では保健室や学習室で生徒と活動を共にしました。1人1人教室に行けない理由は様々ですが、授業が遅れていることで将来への不安がある様子でした。私も人間関係で悩んだことがあり人と関わることを怖く感じていた時期があったので痛いほど気持ちが伝わったのが印象に残りました。「どのように過ごして今があるのか」について聞かれたのでありのままの話をしたり、リフレッシュに遊んだり、勉強を教えたりして過ごしました。最初は緊張していた生徒もボランティアに来る度に自分のことについて色々な話を聞かせてくれました。「先生ともっと話したい」「今日は先生がいるから学校に来た」と言われた時は本当に嬉しかったです。身体的にも精神的にも安心して過ごせるように、自分を見つけられるように後押しができる養護教諭になりたいと思ったのは中学時代からであり、実際に保健室登校している生徒と活動したことでこの夢は2年後の教員採用試験で合格して叶えたいと強く思いました。

中学時代から目指していた養護教諭になるために進学した大学ですが、覚えることや単位のこと

も含め厳しい現実を感じる日々が今でも続いています。目の前の壁を乗り越えられない度に負の気持ちになる自分を支えてくれたのは間違いなく「学校ボランティア活動」です。どんなに勉強やテスト、実習が上手くいかなくて苦しくても小、中学校で実際に児童生徒や先生と関わったこの時間が「教師としてここで働きたい」と強く思わせてくれました。今も失敗ばかりで超えなければならぬ壁がたくさんあり、苦しく感じることもありますがこのボランティア活動のことを思いながら日々を乗り越えて行きたいと思います。このボランティア活動は自分の未来像を描くことができ、思いを強くさせてくれたとても貴重な経験になりました。

合格体験記

人間関係学部 心理臨床学科 4年 外山 聖那

1. 教員採用試験まで

私は、中学生の頃に養護教諭になりたいという夢を持った。鹿児島県で養護教諭の資格が取得できる大学は志學館大学だけでは無かったが、心理学にも興味があり、心理学は養護教諭になってからも生かすことができると考えたため、志學館大学に進学した。大学1年生の頃から養護教諭の専門教科があり、2年生になると、教職の教科も始まった。振り返ると、当時は単位を取得するのに精一杯で、知識として身に付いてはいなかったと思う。

その為、教員採用試験のための勉強は、1からのスタートだった。少しずつ勉強を始めても、何から取り組めばよいのか、どう勉強すればよいのか分からず、先生や先輩の話参考にしながら自分に合った勉強法を探していき、本格的に採用試験の勉強を始めたのは3年生の春休みであった。専門教科は、全国の過去問題集と県や国が出しているマニュアルで勉強した。全国過去問題集は、全ての問題を完璧に解けるようになるまで何度も繰り返し解き、よく間違える問題をノートにまとめたりしながら勉強した。教職一般教養は、鹿児島県の過去問題集と30日完成シリーズで勉強し、数学や理科の問題で解き方がわからない時は、YouTubeの解説動画を見たりしながら勉強した。そして、専門教科と教職一般教養の勉強で共通して行なったことは、1年ごとの問題を時間を計りながら解いたことである。実際に時間を計りながら解くことで、緊張感を持ち、集中しながら時間配分等を気にしながら、試験を意識して解くことができた。大学がない日は毎日家で勉強していた為、ストレスが溜まり嫌になることも多かったが、自分で1日のスケジュールを決めて息抜きをしながら取り組んだ。

2. 一次試験

一次試験は鹿児島中央高校で行われた。初めて行く場所だったが、東京アカデミーの模試を経験していた為、普段と違う環境でも動揺せずに、程よい緊張感を持ちながら取り組むことができた。しかし、教職一般教養の問題が配られ解いていく中で、例年の問題と傾向がガラリと変わっていた為、解きながら焦りが出たが、最後まで時間内に解き終わることができた。専門教科は、勉強できていなかった分野や得意な分野など多くの問題が出た。記述式の問題が多く出たため、「この答え方でいいのか」と迷いながら、時間一杯解くことができた。

結果発表の瞬間はとても緊張して、なかなか発表ページを開くことができなかった。しかし、自分の番号を見つけた時は、嬉しさと安心から涙が出た。

3. 二次試験

一次試験の結果発表があってから二次試験当日までの期間、毎日のように先生方が私たちのために時間を割いて指導して下さった。二次試験の内容は、面接、グループ討議、適性検査と一次試験の内容とは全く違うので、なかなか自分の思い通りに行かなくて悩むことも多かったが、一次試験の勉強とは違いみんなで協力しながら取り組んだため、乗り越えることができた。試験当日は、面接官に自分の考えや思いをしっかりと伝えることができた。

結果が発表され合格と知った時は、とても嬉しかったし、頑張った良かったと思うと同時に、「来年から教員になるんだ」という信じられない気持ちにもなった。

大学4年間での経験やこれまでの経験を糧に、これからの出会いを大切に自分が目指す養護教諭になれるよう頑張っていきたい。

合格体験記

人間関係学部 心理臨床学科 4年 山本 愛来

教員採用試験に向けて、3年生の夏過ぎから本格的に勉強を始めた。集中講義で先輩方に、採用試験に向けてのアドバイスや勉強の仕方を教えていただいたことがきっかけだった。まずは、受験する自治体の出題傾向を知るために、過去5年分くらいの採用試験過去問を解いた。過去問を解きながら、より多くの問題数をこなす必要があると感じたため、全国過去問題集などを何回も解いた。採用試験までの期間に何度か行われる模試にも挑戦し、初めは結果が全くついてこないことに焦りや不安を感じたが、客観的に自分に足りないところを知るための材料として結果に向き合った。1次試験勉強では、1日1時間でもいいから勉強することで全く勉強しない日を作らないことやドライヤーなどの隙間時間も活用して勉強を行った。

2次試験勉強では、先生方や先輩方、仲間の力を借りながら対策を行った。受験する自治体の2次試験では、模擬授業、個人面接、実技、グループワークがあったため、1次試験合格発表の前から対策ノートづくりを行った。項目ごとにノートを作成し、対策後にアドバイスを書き込んだり、見返したりした。2次試験の直前に受験自治体独自の緊急事態宣言が出たことにより、試験内容が例年と異なる形での出題になっていたため不安を抱えながらの対策となった。特に模擬授業の対策は、事前に題目が決まっていたため先生方や仲間のアドバイスをいただきながら10分間の授業を作り上げた。

教員採用試験勉強を通して、1次試験は自分と向き合うこと、2次試験は時間と向き合うことが多く、とても苦しいことばかりであった。しかし、一緒に頑張っている仲間や応援してくださる先生方、先輩方の存在があったおかげで、合格することができた。教員採用試験勉強に関わってくださったすべての方に感謝したい。

保育士・小幼教員養成校における音楽理論新テキストの有効性についてのアンケート分析—音楽理論教授法の改善に向けて—

佐藤慶治*、中村ますみ**、中村礼香*、水谷いつみ**

(所属) *鹿児島女子短期大学、**鹿児島国際大学

1. 研究の方法とテキストの概要

本論考においては、2022年5月に共同音楽出版社より刊行された養成校向けの音楽理論テキストである『奏でる、伝えるための楽典とソルフェージュ ～保育者・教育者をめざす人たちに～』（以下、本テキスト）について、学生に対して実施したアンケートを分析することによって、その有効性を考察し、更には今後の教授法改善やテキスト改訂についての検討を行いたい。本テキストの刊行後、執筆者の所属する鹿児島女子短期大学および鹿児島国際大学の関連科目「子どもと音楽Ⅰ・Ⅱ」（前・後期開講）および「音楽入門」（後期開講）にて、本テキストを使用した授業を行っており、その受講を終えた学生を対象として、主に音楽学習歴および本テキストの使用感を問うアンケート調査を実施した（アンケートの具体的内容については第2章で記述する）。

本テキストは、鹿児島国際大学の中村ますみが編集の中心となり、中村礼香、佐藤、水谷の4人で執筆を行った。執筆者が所属する2大学においては、どちらも保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の資格・免許を取得することができるが、これらの資格・免許取得においては、音楽科目の修得が必須となっており、特にピアノ演奏法と、その裏付けとなる音楽理論の学習が欠かせない。しかし、音楽理論のテキストは現在、数多く出版されているが、使用感において、①初学者と既修者が一緒に学習を進めづらい、②学習内容のみが掲載されているものが多く、内容の定着が困難、という二つの問題を解消できるテキストが見当たらなかった。

本テキストではまず①の問題点に対応すべく、見開きの左頁と右頁でそれぞれ基礎的な内容と、それに対応する発展的内容を掲載する形式での編集を行った。例として、以下に「第2章 音の長さを表すために～音符と休符～」の内容を記載する（図1）。左頁に基礎的な内容（絶対に覚えるべき内容）として、「音符の一覧」「音符の各部位の名称」を記し、更に右頁には発展的内容として「音符どうしの関係」「区別するためのポイント」「はたのある音符が並ぶ場合のつなげ方」を記載している。また、音楽理論に対する興味・関心が高まることをねらいとしたコラムも掲載している。実際に本テキストを使用した授業において、初学者にはまず左頁の基礎的内容をしっかりと覚えてもらい、また既修者には右頁の発展的内容やコラムを学習してもらうことによって、初学者と既修者が同時に学習を進めることのできるつくりとなっている。

そして先に挙げた、これまでの音楽理論テキストの問題点②についての対応として、本テキスト内に多くの練習問題を掲載することとし、学習者が練習問題を通じて音楽理論の実践的な使用方法を知り、ひいては理論的な定着にもつなげることができるようにした。本テキストのうち音楽理論に関する第1部は全62頁であるが、うち21頁が練習問題の頁であり、各章につき、平均2頁の練習問題を掲載している。ただし、このうち第10章は「小学校の音楽科で扱う内容」ということで、必ずしも音楽理論の内容ではないため、アンケートにおいては除外している。なお第1章から第9章までの各章のタイトルは次の通りである。

「1 音楽とは？～音・音楽の要素～」 「2 音の長さを表すために～音符と休符～」 「3 拍・拍子・

第2章 音の長さを表すために ～音符と休符～

音楽は音のある時間（音符）と音のない時間（休符）が組み合わさってできています。それぞれ音符や休符の名称と意味を覚え、楽譜の中でどのように使われるのか理解しましょう。そのことが、この先のリズムや拍子の学習につながっていきます。

♪ 覚えておきたい音符一覧

音符	名称	長さの割合 ※4分音符を1としたとき
	全音符	4
	付点2分音符	3
	2分音符	2
	付点4分音符	1.5 (1.5)
	4分音符	1
	付点8分音符	0.75 (0.75)
	8分音符	0.5 (0.5)
	16分音符	0.25 (0.25)

♪ 音符の各部位の名称
音のある時間を表す音符には、長さを示すために各部位の名称やルールが存在します。

② ぼう（符尾）

① たま（符頭）

③ はた（符幹）

④ 付点

※音符は①、②、③、④です。

♪ 音符が生まれた経緯

そもそも、なぜ音符が必要なのでしょう。音楽の伝承はかつて、聞いた人がその真似をし、それを聞いた人がまた真似をし、その形式に伝えられていきましたが、それでは正確に音楽を継承していくことが難しくなりました。そのため、音楽の規模が大きくなるにつれて、正確に音の長さや高さを書き表すことができる楽譜の必要性が高まってきた。音符という概念が生まれました。

♪ 音符どうしの関係

音符の名前には「分」の文字が使われているが、これは元になる音符の時間を分けたためである。名前を表すための元になる音符は「全音符」である。例えば最初の数字が大きくなるほど長さは短くなる。最初の数字が2倍になると、音符の長さは2分の1になり、逆に、最初の数字が2分の1になると、その音符の長さは2倍になる。同様に、最初の数字が4倍になると、その音符の長さは4分の1になる。

音符名	全音符	2分音符	4分音符	8分音符	16分音符
音符					
音符の長さの割合	4	2	1	1/2	1/4

♪ 音符どうしの関係を全体図にすると次のようになる。

全音符

全音符を2分割
→2分音符

2分音符を2分割
→4分音符

4分音符を2分割
→8分音符

8分音符を2分割
→16分音符

4 拍

↑

2 拍

↑

4分音符を1拍として数えたと

↑

1 拍

↑

4分の1拍

♪ 音符を区別するためのポイント

① たま（符頭）・・・高いか、低いか
② ぼう（符尾）・・・あるか、ないか
③ はた（符幹）・・・あるか、ないか、何個ついているか
④ 付点・・・あるか、ないか、何個ついているか

♪ 8分音符や16分音符が複数つながる場合

けた（拍）は、以下のようにはた（符幹）どうしをつなげて書くときに用いられ、1拍のまとまりでつなげることが多い。

この部分をつけたら、このように！

(図1、テキスト10～11頁)

リズム」「4 音の高さを表すために～譜表と音名～」「5 音の隔たり(1) ～全音と半音～」「6 音階と調」「7 音の隔たり(2) ～3度音程を中心に～」「8 和音とコードネーム」「9 いろいろな音楽記号」

また、第2部は「ソルフェージュ」、第3部は「基本のコード」として、1冊を通じて学習者が幼児曲伴奏を行うために必要な知識技能を身につけられる内容とした。

2. アンケートについて

第1章で述べたように、鹿児島女子短期大学および鹿児島国際大学の関連科目「子どもと音楽 I・II」および「音楽入門」にて、本テキストを使用した授業を行っており、その受講を終えた学生を対象として、主に音楽学習歴および本テキストの使用感を問うアンケート調査を実施した。受講者数について、「子どもと音楽 I・II」は152名、「音楽入門」は140名である。今回のアンケートについては、2大学合計で281名より有効回答を得ることができた。なお、アンケートを使用した本論考の執筆については、2大学の学生にアンケートを取る際に承諾を得ている。

アンケートの質問項目は以下の通りである。

- 1 高校で教科の音楽を選択しましたか（した or していない）
- 2 小中学校および高校で、音楽系の部活動の経験がありますか（ある or ない）
- 3 2であると答えた人のみ答えてください。どのくらいの期間、活動しましたか（半年以下～6年以上まで6段階）
- 4 2であると答えた人のみ答えてください。どのような部活動ですか（吹奏楽・金管バンドなど、合唱、軽音楽（バンド活動）、小アンサンブル（リコーダー・ギターなど）、和太鼓（邦楽系楽器）、その他）

- 5 学校の部活動ではなく、個人で習っていたり、学校外のサークル等での音楽経験がありますか（ある or ない）
- 6 5であると答えた人のみ答えてください。どのくらいの期間、活動しましたか（半年以下～6年以上まで6段階）
- 7 5であると答えた人のみ答えてください。どのような楽器を演奏していましたか。（複数回答可）（ピアノ・電子オルガン（エレクトーンなど）、管楽器、弦楽器、打楽器、声楽・合唱、ギター・ベース、島唄・民謡、三味線・邦楽器（尺八・箏など））
- 8 ①大学（短大）入学以前のあなたの読譜力についてお尋ねします（問題なく読める（自信がある）、まあまあ読める（何度か読めば/ゆっくり読めば）、ほとんど読めない、全く読めない、楽譜を読んだ経験がない、わからない）
- ②音楽テキストについて、全体的な印象を回答してください（音楽理論をとて理解しやすかった～全く理解できなかった、まで5段階）
- ③左頁が基礎、右頁が発展形というテキストの作りはhowでしたか（理解しやすくなって～特に意味がなかったまで3段階）
- ④第1章の内容について回答してください（右の頁を参考にしなくても十分理解し、覚えられた～右の頁は読まなかった or 左頁の内容がそもそもわからなかったまで、5段階）
（以下第2章～第9章まで同様の質問）
- ⑤第1章から第9章（6～59頁）までの中で、特に今後の音楽学習（ピアノ演奏を含む）に役に立つと思う頁を3頁程度、頁番号で教えてください
- ⑥第1章から第9章までの中で、特に理解しづらかった頁を3頁程度、頁番号で教えてください。
- ⑦第1～9章の練習問題について、印象を聞かせてください（とてもわかりやすかった～全然わからなかったまで、5段階）
- ⑧テキストが終わって、あなたの音楽基礎力はhowになりましたか（とても向上した～全然変わらないまで、5段階）
- ⑨テキストの改善について、意見をお聞かせください（自由記述）

3. アンケートにみる学生の音楽経験

本章では前章で示したアンケート調査の結果、学生の音楽経験について分析できたことを記す。まず、大学（短大）入学以前の学生の読譜力については以下のグラフの通りである。

8 大学（短大）入学以前のあなたの読譜力についてお尋ねします

281件の回答



(図2、アンケート問8-①)

「ほとんど読めない」「全く読めない」「楽譜を読んだ経験がない」という学生が全体の四分の一以上（27.3%）存在する。このような学生77名のうち、1～7までの音楽経験を問う質問において、すべて「ない」にしていた学生が50名存在する。逆に、すべて「ない」にしている楽譜が「問題なく読める」という学生はおらず、「まあまあ読める」という学生も166名中27名のみである。

また、上記77名のうちその他27名についても、ほとんどが高校の授業経験のみか、もしくは1年以下の習い事（ピアノ・電子オルガン、三味線・邦楽器）のみである。そうではない学生としては、「ほとんど読めない」と答えた学生のうち、1名が「ピアノ・電子オルガン」経験1～2年、1名が同経験2～3年、1名が同経験3～6年、「全く読めない」と答えた学生のうち、1名が「吹奏楽部」3～6年、1名が「和太鼓部」1～2年という5名が例外となった。この分析より、大学（短大）入学時点で読譜能力の低い学生については、それ以前における音楽系の部活動や習い事の経験が乏しい学生に集中しているということがいえる。

なお、「1 高校で教科の音楽を選択しましたか」という質問については、51.6%が音楽を選択、「2 小中学校および高校で、音楽系の部活動の経験がありますか」では、24.6%が経験あり、「5 学校の部活動ではなく、個人で習っていたり、学校外のサークル等での音楽経験がありますか」では、46.6%が経験ありという結果であった。また2、3それぞれの項目において、1年以上の経験がある学生は、2で94.2%、3で82.5%存在している。

2で経験ありを選択した学生のうち、「吹奏楽部」が88.4%で最も多く、次いで「合唱」が17.4%、「軽音楽」が8.7%である。また、5で経験ありを選択した学生のうち、「ピアノ・電子オルガン」が90.9%で最も多く、次いで「打楽器」が4.5%、「管楽器」が3%という結果であった。

4. テキストについてのアンケート分析

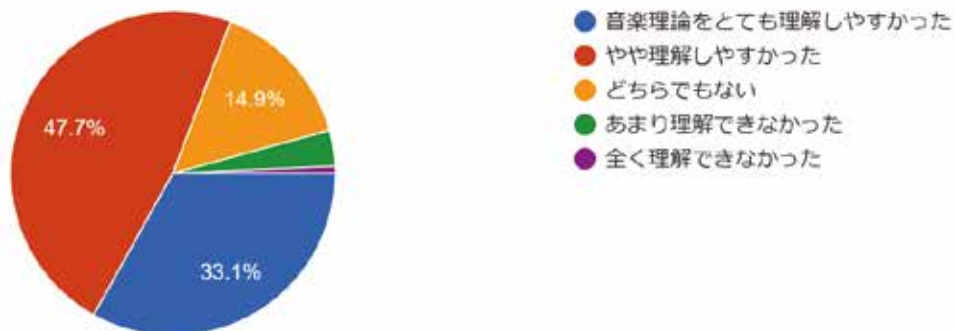
4-1. テキストの評価

本章では、アンケート結果より本テキストの有効性および課題について分析を行う。まず、本テキストの「全体的な印象（図3）」「右頁と左頁に関するつくり（図4）」「練習問題（図5）」について尋ねた三つの項目の結果を以下に掲載する。

本テキストの全体的な印象として、80.8%の学生が音楽理論を「とても理解しやすかった」「まあまあ理解しやすかった」としており、また「右頁と左頁に関するつくり」についても、80.1%の学生が「理解しやすくなっていた」と回答している。よって、本稿の第1章で示したこれまでの音楽理論テキストの問題点①について、本テキストはある程度の有効性を示せたといえる。

音楽テキストについて、全体的な印象を回答してください。

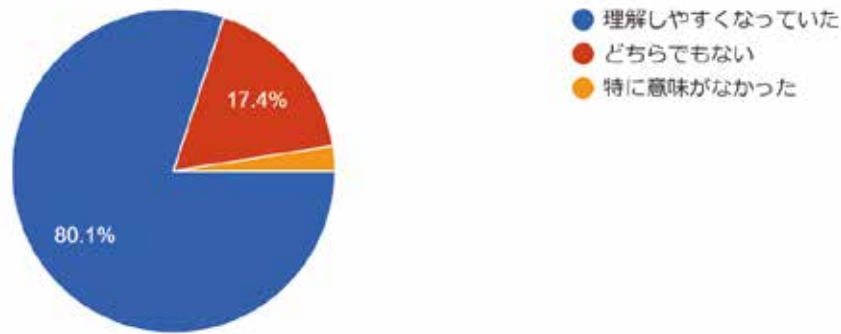
281 件の回答



（図3、アンケート問8-②）

左ページが基礎、右ページが発展形というテキストのつくりはどうか？

281 件の回答

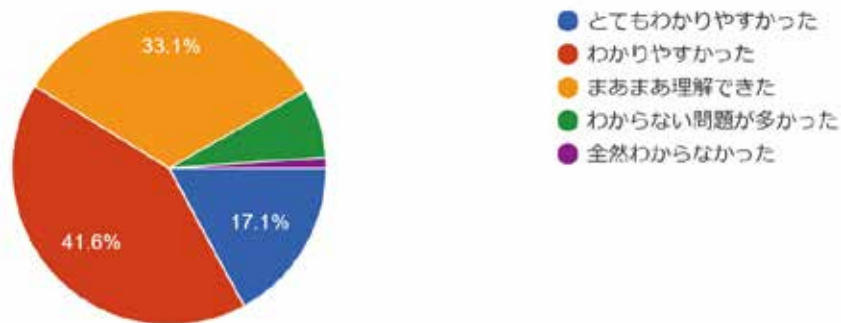


(図 4、アンケート問 8-③)

また、練習問題についても91.8%の学生が「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」「まあまあ理解できた」と回答しており、やはり本稿第1章で示した問題点②の解消においても有効性を示すことができたとみなせる。

第1～9章の練習問題について、印象を聞かせてください。

281 件の回答

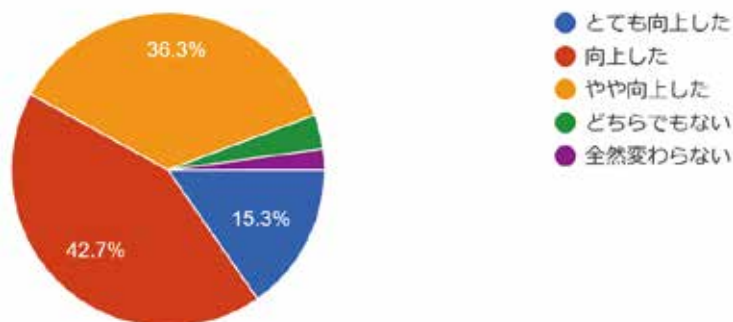


(図 5、アンケート問 8-⑦)

更に、8-⑧の質問で、最終的な音楽基礎力向上についての自己認識を尋ねたが(図6)、94.3%の学生が「とても向上した」「向上した」「やや向上した」と回答している。うち「とても向上した」「向上した」の二つだけをとっても、58%の学生が当てはまるため、全体として本テキストによる音楽理論の修得は、一定以上の成果をおさめたといえるだろう。

テキストが終わって、あなたの音楽基礎力はどうなりましたか？

281 件の回答



(図 6、アンケート問 8-⑧)

ただし、音楽基礎力の向上について「どちらでもない」とした学生が10名、「全然変わらない」とした学生も6名存在する。これらの学生について、問8の回答を見てみると、「楽譜を読んだ経験がない、わからない」「全く読めない」が8名、「ほとんど読めない」が1名、「まあまあ読める」5名、「問題なく読める」が2名であった。このうち「まあまあ読める」の学生は5名ともピアノ・電子オルガンの習い事経験もしくは吹奏楽部の在籍が3年以上であり、「問題なく読める」の2名と合わせて、元々の音楽基礎力が高く、本テキストに掲載の内容を、入学前にかんがりの部分で修得していたと考えられる。

また、それ以外の9名については、音楽に対する苦手意識が強いまま音楽授業に臨み、それを克服することができなかった様子が推察できる。この9名については、後述する自由記述のアンケート問8-⑨で多くがネガティブなコメントを書いており、「初心者には難しかったです」「もうちょっと初心者向けで作って欲しい」「コードがとても難しかった」「理解できる人もいるがあまり音楽のことがわからないので読んでも理解するのに時間がかかってしまった」等、本テキストの理解が難しかったという内容の記述がみられる。

4-2. 単元別の評価

ここから、本テキストにおける単元別の評価を行いたい。まずアンケート問8-④だが、第6章、第7章、第8章については「右の頁を読んだがあまり理解できなかった」「右の頁は読まなかったor左頁の内容がそもそもわからなかった」の割合がそれぞれ17.1%、18.2%、17%と、他の単元より定着率が悪かった（他は第2章の6%から第9章の14.2%までのレンジ）。これら3章は、それぞれ「調性」「3度音程」「和音とコード」をテーマとしている単元であるが、問8-⑨においても、「6, 7, 8, 章あたりが難しかった」「コードの理解がホーム全体的にあまりされていなかった」「コードや調号のところは音楽経験者じゃない人には理解しにくい分野だと思った」などの記述が目立った。

また、アンケート問8-⑥において、理解しづらかった頁を3頁ずつ学生に選んでもらっているが(図7)、10%を超えた選択肢としては、36, 37, 42, 46, 47, 48頁の合計6頁であり、全て第6, 7, 8章に属する頁であった。36, 37頁は調号と主音の関係についての説明およびまとめ一覧、42頁は長3度と短3度の見分け方および2度音程の説明、46, 47, 48頁は和音とコードネームについての説明である。

また、アンケート問8-⑤においては、学生が今後の音楽学習（ピアノ演奏を含む）に役に立つと思う頁を3頁ずつ選択してもらっている。この結果、15%を超えたのが10, 12, 29, 37, 46, 54頁の合計6頁であった。10, 12頁は第2章における音符と休符のまとめ一覧、29頁は第5章における変化記号の一覧および楽譜上におけるその使い方、37頁は問8-⑥でも挙げた調号と主音のまとめ一覧、46頁も問8-⑥で挙げられている和音とコードネームの仕組みの説明、54頁は第9章における強弱を表す記号、強弱の変化を表す記号、速度記号のまとめ一覧である。

上記の結果として、ピアノ演奏法における調性および和音とコードネームの大切さについては多くの学生が理解しているものの、その修得に困難を感じている状況があると分析できる。これらの単元および和音理解の前段階となる第7章については、特に問8-⑥で抽出された6頁について、より時間をとって丁寧に解説を行う必要があるだろう。

5. まとめと今後の展望

以上、本稿においては執筆者4名が共著を行った音楽理論テキストについて、学生よりとったアンケートを分析することにより、その有効性や単元別の評価を行った。本テキストの有効性を実証するとともに、学生が習得を難しく感じている単元および頁の抽出を行うことができた。

最後に、アンケート問8-⑨における自由記述をテキストマイニングした結果を以下に記載したい(表1)。「テキスト」や「音楽」等の単語は除去した。

(表1、問8-⑨自由記述のマイニング結果)

名詞	出現回数	説明	7
練習問題(問題)	34	復習	6
理解	29	コード	6
解説	13	初心者	6
色	9	基礎	5

「練習問題」や「解説」については、「もう少し練習問題が増えたらいいなと思いました」など、練習問題の増加を望む声に加え、「問題集の答えだけでなく、解説がついていたらもっと理解しやすくなる」という、解答の解説掲載を望む声が多くみられた。また「色」については「大事なところを赤で書いてほしかった」「大事な部分は太字じゃなくて色を変えるのはどうでしょうか」など、テキストの見やすさを改善してほしいという声が多く見られた。これらについては本テキストの改訂版を編集する際、改善点として検討を行いたいと考えている。

また「理解」については「音楽の用語をしっかりと覚えておかないと、理解できないことがあった」「説明する際に次々と音楽の用語が出てきて、一つひとつ理解するのが難しいところもあったので、もう少しわかりやすく説明してほしい」等、用語の難しさと理解が妨げられていたという声が見られた。これについては、本テキストを使用した授業の際、音楽用語については都度都度で意味を確認しながら進めることによって、初学者の学生でも授業を理解しやすくなると考えられる。特に前章で困難を感じている学生が多いことが判明した第6,7,8章については、可能な限り初学者の学生でもわかりやすい説明の言い方を検討していきたい。

そして今回のアンケートにおいては、本テキストに関することと併せて学生の音楽経験についても調査を行うことによって、本テキストを使用した授業の有効性を感じていない学生については、「元々の音楽基礎力が高い」学生と、「ほとんど音楽経験がない」学生の2パターンに分かれることが判明した。このことについても今後、本テキストにおける「見開きの工夫」を更に活用しながら、別課題を用意するなどの対応も加え、それぞれの学生の学びを深める授業の在り方を引き続き検討していきたい。

一般社団法人全国私立大学教職課程協会 第41回研究大会プログラム

主催：一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

日時：2022年5月28日(土) 10時～16時

開催方法：オンライン WEBEX

テーマ：教職課程自己点検評価の実施段階を迎えて

総合司会：滝沢和彦氏（育英大学）

〈プログラム〉

10：00 開会のことば

一般社団法人全国私立大学教職課程協会会長 小原芳明氏

関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会会長 石川正俊氏

10：10～10：50 基調講演

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方について

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課課長 小幡泰弘氏

(休憩)

11：00～12：30 シンポジウム：私立大学教職課程が直面する課題を考える

司会 原清治氏（佛教大学副学長） 鈴木麻里子氏（流通経済大学）

報告1：教職課程自己点検評価の実施 森田真樹氏（立命館大学）

報告2：教員免許更新制以後の教員研修 松木健一氏（福井大学副学長）

報告3：教員養成制度改革の課題 森山賢一氏（玉川大学）

12：30～13：30 昼休み

13：30～16：00 分科会

第1分科会 教職課程自己点検評価の実施及び教職課程運営の課題

特別委員会・研究委員会主催

司会 白石淳氏（北海道医療大学） 加島大輔氏（愛知大学）

1. 「教職課程運営に関するアンケート」結果の分析

田中泉氏（研究委員会委員長・広島経済大学）

2. 令和4年度版（改訂版）「『教職課程自己点検評価報告書』作成の手引き」解説

滝沢和彦氏（育英大学） 田子健氏（東京薬科大学）

3. 神戸女子大学の教職課程自己点検評価と教職支援センターの役割

－職員立場から－

多畑寿城氏（神戸女子大学・神戸女子短期大学 事務局長（教職改革担当））

第2分科会 教職課程の効果的な履修指導の在り方

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会主催

司会 田中保和氏（副会長、前大阪人間科学大学長） 三宅茂夫氏（神戸女子大学）

1. 大学における効果的な履修指導－阪神教協教職課程データベースの資料を中心に－

八木成和氏（桃山学院教育大学）

2. 教職志望者の自主的サークル「教職ナビ」の指導を通して

- 丸岡俊之氏（近畿大学）
3. 協同実践力の育成をめざした初年次教育
- 安永悟氏（久留米大学）

一般社団法人全国私立大学教職課程協会
2022年度教職課程運営に関する研究交流集会

主催：一般社団法人全国私立大学教職課程協会
日時：2022年11月5日（土） 13時30分～16時50分
会場：TKP ガーデンシティプレミアム札幌大通 ホール6D（先着80名）
オンライン ZOOM によるオンライン会議の併用
テーマ：進む教職課程自己点検評価と新たな教員養成制度改革
共催：北海道地区私立大学教職課程研究連絡協議会

〈プログラム〉

13：30～13：45 挨拶

一般社団法人全国私立大学教職課程協会会長 小原芳明氏（玉川大学学長）
北海道地区私立大学教職課程研究連絡協議会会長 蔵満保幸氏（札幌国際大学学長）

13：45～14：25 基調講演

演題 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方について
講師 檜原哲也氏（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室長）
総合司会 大鐘秀峰氏（北海道地区協議会事務局長、札幌国際大学）

14：25～14：40 休憩 14：40～16：40 シンポジウム

シンポジウムテーマ 進む教職課程自己点検評価－初年度の取りまとめに向けて－
司会 田原宏人氏（理事・札幌大学） 田中泉氏（常任理事・広島経済大学）

報告テーマ・シンポジスト

1. 会員大学における教職課程自己点検評価の進展状況と課題
森田真樹氏（立命館大学）
加島大輔氏（愛知大学）
2. 教職課程自己点検評価報告－取りまとめのポイント－
原清治氏（佛教大学副学長）
滝沢和彦氏（常任理事・育英大学）
田子健氏（専務理事・東京薬科大学）

16：40～16：50 終わりに 挨拶

一般社団法人全国私立大学教職課程協会副会長 田中保和氏（前大阪人間科学大学学長）

九州地区大学教職課程研究連絡協議会 2022年度定期総会・研究協議会

【定期総会等】 6月10日(金) 13:00~13:30

【研究協議会】 6月10日(金) 13:30~14:30

【会 場】 オンライン形式

I 【定期総会】 6月10日(金) 13:00~

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 開会のことば | |
| 2. 会長挨拶 | |
| 3. 議長選出 | |
| 4. 議 事 | |
| 1) 2021年度活動報告 | 前年度事務局校 (筑紫女学園大学) |
| 2) 全私教協2021年度活動報告 | |
| ・ 理事会 | 前年度事務局校 (筑紫女学園大学) |
| ・ 編集委員会 | 前年度事務局校 (筑紫女学園大学) |
| ・ 研究委員会 | 松山 隆志 (九州共立大学) |
| 3) 2021年度決算報告書承認の件 | |
| ・ 決算報告 | 前年度事務局校 (筑紫女学園大学) |
| ・ 監査報告 | 監査校 (久留米工業大学) |
| 4) 協議会への加盟について | 事務局 (西南学院大学) |
| 5) 2022年度活動方針(案)承認の件 | 事務局 (西南学院大学) |
| 6) 2022年度予算(案)承認の件 | 事務局 (西南学院大学) |
| 7) その他 | |
| 5. その他 | |
| 1) 研究連絡会の開催時期と場所について | 事務局 (西南学院大学) |
| 2) 加盟校一覧について | 事務局 (西南学院大学) |
| 3) その他 | |
| 6. 閉会のことば | |

II 【研究協議会】 13:30~14:30

演 題：大学の教職課程に期待すること

講 師：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
 教員免許企画室長 榎原哲哉

九州地区大学教職課程研究連絡協議会 2022年度研究連絡会

主 催：九州地区大学教職課程研究連絡協議会
日 時：11月25日(金) 全体司会：事務局（西南学院大学）
開催方法：オンライン形式

14：00【全体会】

1. 開会のことば 事務局（西南学院大学）
2. 会場県大学挨拶 熊本県（九州ルーテル学院大学）
3. 報告事項
 - ①九教協関係 事務局（西南学院大学）
 - (1)会費の納入について
 - (2)2023年度九教協定期総会・研究協議会の開催日程について
 - (3)2023年度以降の会報の電子化について
 - ②全私教協関係
 - (1)活動報告
 - ・理事会・研究委員会
 - ・2022年度教職課程運営に関する研究交流集会（11/5）
 - (2)その他
 - ③教職課程の自己点検・評価に関するアンケートについて

14：50（休憩10分）

15：00【講演】

4. 講演

講師紹介：九州ルーテル学院大学

演題：「教職課程における障がいのある学生に対する修学支援について」

講師：栗原和弘 氏（九州ルーテル学院大学 人文学部心理臨床学科 教授）

16：20 事務連絡・閉会

新入生オリエンテーション

1年生で履修・修得する必要がある教職課程の科目

令和4年4月8日(金) 11:00~11:40 1220教室

別表第12 人間関係学部、法学部 中一種免・高一種免・養教一種免 共通

「教育職員免許法施行規則第66条の6に指定する科目」(第8条第8項関係)

免許法施行規則に指定する科目及び単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備考
日本国憲法	2	日本国憲法 憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2 2	注記参照
体育	2	スポーツと現代社会 スポーツ&エクササイズA スポーツ&エクササイズB	2 1 1	必修 } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	} } いずれかの } 外国語(Ⅰ・Ⅱ) } 2科目(4単位) } 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報技術演習	2	必修

【履修上の注意】

- 1 日本国憲法は、「日本国憲法」(2単位)又は「憲法Ⅰ」・「憲法Ⅱ」(4単位)のいずれかを選択必修。
- 2 外国語コミュニケーションは、「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」(4単位)、「ドイツ語Ⅰ」・「ドイツ語Ⅱ」(4単位)、「フランス語Ⅰ」・「フランス語Ⅱ」(4単位)、「中国語Ⅰ」・「中国語Ⅱ」(4単位)、「韓国語Ⅰ」・「韓国語Ⅱ」(4単位)のいずれかを履修すること。
- 3 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳を有する者の「体育」は、「スポーツ&エクササイズA」又は「スポーツ&エクササイズB」(各1単位)の履修を免除する。

科目名	学期	曜日	時間
日本国憲法	前期	木曜日	2 限目
憲法Ⅰ	前期	水曜日	1 限目
憲法Ⅱ	後期	金曜日	1 限目
スポーツと現代社会	前期	木曜日	4 限目
スポーツと現代社会	後期	火曜日	4 限目
スポーツと現代社会	後期	木曜日	4 限目
スポーツ & エクササイズ A	前期	火曜日	2 限目
スポーツ & エクササイズ A	前期	木曜日	3 限目
スポーツ & エクササイズ A	前期	木曜日	4 限目
スポーツ & エクササイズ B	後期	木曜日	2 限目
スポーツ & エクササイズ B	後期	木曜日	3 限目
スポーツ & エクササイズ B	後期	木曜日	4 限目

司書教諭資格の修得に必要な科目

司書教諭(教諭の普通教員免許状が必要)					
本学で開講する科目	学年	学期	曜日	時間	備考
学校経営と学校図書館(2単位)	放送大学で2年生以降受講				必修
学校図書館メディアの構成(2単位)	放送大学で2年生以降受講				必修
学習指導と学校図書館(2単位)	放送大学で2年生以降受講				必修
読書と豊かな人間性(2単位)	1年	前期	水曜	2限	必修
情報メディアの活用(2単位)	1年	前期	水曜	4限	必修

司書資格の修得に必要な科目

司書					
本学で開講する科目	学年	学期	曜日	時間	備考
生涯開発論(生涯学習概論)(2単位)	1年	前期	木曜	3限	必修
図書館概論(2単位)	1年	前期	木曜	5限	必修
図書館制度・経営論(2単位)	2年	後期	木曜	5限	必修
情報技術論(2単位)	1年	前期	水曜	1限	必修
〃	1年	前期	水曜	5限	必修
〃	1年	後期	水曜	4限	必修
図書館サービス概論(2単位)	1年	後期	金曜	5限	必修
情報サービス論(2単位)	3年	前期	水曜	4限	必修
読書と豊かな人間性(2単位)	1年	前期	水曜	2限	必修
情報サービス演習Ⅰ(1単位)	3年	後期	水曜	4限	必修
情報サービス演習Ⅱ(1単位)	3年	後期	水曜	5限	必修
図書館情報資源概論(2単位)	2年	前期	水曜	5限	必修
情報資源組織論(2単位)	2年	後期	月曜	4限	必修
情報資源組織演習Ⅰ(1単位)	2年	後期	後期集中		必修
情報資源組織演習Ⅱ(2単位)	3年	後期	後期集中		必修
メディアと情報伝達(2単位)	1年	後期	木曜	1限	選択必修
図書館情報資源特論(1単位)	2年	後期(前半)	水曜	5限	選択必修
図書・図書館史(1単位)	2年	後期(後半)	水曜	5限	選択必修

2科目以上
選択必修

学芸員資格に関する科目

1. 博物館に関する科目（本学開講科目）

科目	開講期	備考
生涯開発論（生涯学習概論） 1年	前期 木曜3限	必修
博物館概論（民事法入門と重なる） 1年	前期 月曜2限	必修
博物館経営論 2年	前期 月曜3限	必修
博物館資料論 2年	後期 金曜2限	必修
博物館実習Ⅰ 3年	前期 月曜3・4限	必修
博物館実習Ⅱ 3年	夏季休暇期間	必修
考古学概論 2年	前期 火曜1限	選択必修
科学史 1年	前期 火曜4限	選択必修
生物の多様性 1年	後期 水曜2限	選択必修
民俗学概論 1年	前期 木曜2限	選択必修
自然環境のしくみ	後期 月曜2限	選択必修

※博物館概論は法学部必修の民事法入門（Aクラス）と時間割が被っているので注意すること

2. 博物館に関する科目（放送大学）

科目	開講期	備考
博物館資料保存論	前・後期	必修
博物館展示論	前・後期	必修
博物館教育論	前・後期	必修
博物館情報・メディア論	前・後期	必修

◆「養護教諭一種免許状」取得に必要な1年次履修科目

◆【2021年度 前期 時間割】

	月	火	水	木	金
1				学校保健	
2					
3					
4					
5					

◆【2021年度 後期 時間割】

	月	火	水	木	金
1			養護概説		
2					
3		栄養学			
4		解剖生理学 I			
5					

※1 「養護教諭一種免許状」取得のためには、1年次に上記4科目を必ず履修しておきましょう。（「養護教諭一種免許状」取得を考えている人は、上記4科目を必ず1年次に履修しておいてください。2年～3年では、「養護教諭一種免許状」取得のために必要な他科目と授業が重なるために単位修得ができなくなります。1年次から資格取得を目指して自分で計画的に履修してください。）

※2 「養護教諭一種免許状」取得のために必要な上記4科目は、卒業単位（心理臨床学科の専門科目）に含まれます。

■志學館大学「心理臨床学科」で取得できる教員免許：「養護教諭免許」について

(1) 志學館大学における「養護教諭免許」取得の目的

今日の学校保健室は、児童・生徒の身体面の健康管理だけでなく、子どもにとっての「心の拠り所」的機能も果たしています。

心理臨床学科では、保健室も心理臨床の現場の一つととらえ、心理学に強い養護教諭の養成を目指します。なお、養護教諭免許は、心理臨床学科の所属コースに関係なく取得することができます。（精神保健福祉コースは除く）

(2) 志學館大学での「養護教諭免許」の取得方法

科目	単位数	科目名				
教員免許の基礎資格科目 第66条の6の科目	11単位	日本国憲法	2単位	日本国憲法(2単位)		
				憲法Ⅰ(2単位)		
				憲法Ⅱ(2単位)		
		体育	3単位	スポーツと現代社会(2単位)		
				スポーツ & エクササイズ A(1単位)		
スポーツ & エクササイズ B(1単位)						
外国語 コミュニケーション	4単位	英語Ⅰ・英語Ⅱ、韓国語Ⅰ・韓国語Ⅱ 中国語Ⅰ・中国語Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・ドイツ語Ⅱ フランス語Ⅰ・フランス語Ⅱ いずれかの外国語(Ⅰ・Ⅱ)2科目(4単位)選択必修				
情報機器の操作	2単位	情報技術演習(2単位)				
す的教育の基礎 科目等	31単位	教育原理 発達心理学 総合的な学習の指導法 生徒指導の理論と方法 養護実習Ⅰ	教職概論 特別支援教育概論	教育行政概論 教育課程論 特別活動論 学校臨床と教育相談 教職実践演習(養護)	教育・学校心理学 道徳教育の指導法Ⅰ 教育の方法と技術	
科目 養護に 関する	33単位	1年	学校保健	養護概説	栄養学	解剖生理学Ⅰ
		2年	看護学Ⅰ 救急処置Ⅰ	微生物学 薬理概論	解剖生理学Ⅱ 衛生学	看護実習Ⅰ
		3年	看護実習Ⅱ 公衆衛生学	健康相談活動 精神保健Ⅰ	救急処置Ⅱ 看護学Ⅱ	臨床看護実習(学外) 臨床看護実習指導
す自大 に設学 科目が 定独	2単位	精神保健Ⅱ(必修) 学校インターンシップA(選択) 学校インターンシップB(選択)				

● 1年次履修科目(4科目)、2年次履修科目(7科目)、3年次履修科目(8科目)

※ 本学の「心理臨床学科」卒業単位数 : 124単位

※ 「養護教諭免許」取得に必要な総単位数 : 56単位

(3) 志學館大学における「養護教諭免許」取得に関する規則

- ① 1年次後期には、本学の「教職エントリー制度」に登録しておくこと。
※ 「教職に関する科目」履修は、2年生からスタート。（「教職エントリー」は辞退可）
- ② 3年次終わりまでには、4年前期の「教育実習」に備え上記表の「養護教諭免許状」に必要な単位（「養護実習Ⅰ」「養護実習Ⅱ」「教職実践演習」以外）の全てを取得しておくことが必要。
- ③ 「養護教諭免許」取得希望者は、1年次に、前期科目の「学校保健」と後期科目の「養護概説」「栄養学」「解剖生理学Ⅰ」の4科目は必ず単位を取得しておくこと。
（これら1年次4科目は全て卒業単位124単位に含まれる。）

在学学生オリエンテーション

2022年度 教職課程オリエンテーション

教職課程オリエンテーションⅡ (2021年9月登録者)

日 時：2022年3月29日(火) 11:40~13:10

場 所：1220教室

配 付：「教職課程の手引き (2021年度入学生用)」冊子

	【司会】	宗
1. はじめに (手引きの説明等)		新納
2. 取得方法について (教育の基礎的理解に関する科目等)		
中一種免、高一種免・・・p.4~8		新納
養教一種免・・・・・・・・・・p.18~20		野浪
3. 教科及び教科の指導法に関する科目の履修について		
①国語 (中学・高校) p.10		三浦
②英語 (中学・高校) p.11		入江
③社会 (中学) 人 p.12、法 p.14		宗
④地理歴史 (高校) p.13		宗
⑤公民 (高校) p.15		今井
⑥養護 p.21		野浪、米嶋
4. 教育実習受講資格について p.24~27		野浪
5. 教職課程のスケジュールについて p.28		新納
6. 履修カルテについて p.22~23		宗
7. その他		
・学校支援ボランティアについて		新納

教職課程オリエンテーション-実習校希望調査及び依頼について- [3年生対象]

日 時：2022年3月29日(火) 13:40~15:10

場 所：1220教室

教育実習の手続きについて

新納、学務課

1. 教育実習期間
2. 教育実習受講資格について
3. 教育実習校への依頼について
 - (1) 実習校について
 - (2) 依頼の流れ
4. 訪問の際に持参する書類の内容及び取扱いについて

教育実習 I ⑤実習事前オリエンテーション [4年生対象]

日 時：2022年3月29日(火) 15:20~16:50
場 所：1220教室

1. 教育実事前指導
 - (1) 教育実習の心得について
 - (2) 実習前の事務手続きについて
 - (3) 実習に関するお願い

講 話「教員採用試験に関する概要と鹿児島県が望む教師像」について

日 時：2022年5月13日(金) 13:40~14:50
講 師：鹿児島県教育庁教職員課 久徳 晋也 主査
対 象：2年生~4年生
場 所：1421教室

教職課程オリエンテーション I [2022年入学生対象]

日 時：2022年9月1日(木) 13:40~
場 所：6101教室

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. はじめに | 新納 |
| 2. 学芸員資格取得について【資料1】 | 山口 |
| 3. 司書資格取得について【資料2】 | 新納 |
| 4. 教職課程履修登録について【資料3】 | 新納 |
| 5. 教員免許状取得について【便覧参照】 | |
| (1) 志學館大学における教職課程 | 野浪 |
| (2) 教育の基礎的理解に関する科目の履修について | 野浪 |
| (3) 教科及び教科の指導法に関する科目の履修について | |
| ①国語(中学・高校) | 三浦 |
| ②英語(中学・高校) | 入江 |
| ③社会(中学)・地理歴史(高校) | 宗 |
| ④公民(高校) | 今井 |
| ⑤養護教諭【資料4】 | 米嶋 |
| (4) 次回オリエンテーションについて予告 | |
| 6. 司書教諭資格取得について【便覧参照】 | 新納 |
| 7. 質疑応答 | |

教育職員免許状申請説明会① [2023年3月卒業予定で免許状取得予定の4年生対象]

日 時：2022年11月14日(月) 11時20分～

場 所：1201教室

- ・教育職員免許状申請手続の日程について

教育職員免許状申請説明会② [2023年3月卒業予定で免許状取得予定の4年生対象]

日 時：2023年1月16日(月) 12時50分～

場 所：1201教室

- ・申請書類作成と申請手数料納入

2022年度 学校支援ボランティアオリエンテーション

2022年度【前期】「学校支援ボランティア」オリエンテーション

日 時：2022年5月24日(火) 12:55～ @1220教室

対 象：教職課程にエントリーしている2～4年生

- ・ボランティア活動の趣旨
- ・ボランティア活動の目的
- ・活動期間
- ・対象校
- ・活動内容
- ・申込について
- ・留意事項
- ・「学校インターンシップ」について

2022年度 介護等体験オリエンテーション

対 象：中一種免取得希望者の3年生

介護等体験オリエンテーション②（介護等体験代替措置について）

日 時：2022年7月14日（木） 14：30～

場 所：1220教室

(1) 令和4年度「介護等体験」の代替措置「レポート課題」について

- ①【課題1】：「視覚障害児の教育課程と指導法」についてのDVD視聴学修
- ②【課題2】：「聴覚障害児の教育課程と指導法」についてのDVD視聴学修

(2) 令和4年度「介護等体験」の代替措置「レポート内容」について

- ①【課題1】である「視覚障害児の教育課程及び指導法」のDVDを視聴して、「学修の成果」（学習を経て自らが学んだことや考えたこと）を800字程度、「将来の展望」（学修成果を教職に就くにあたってどのように活かしていくか）を800字程度で記述してください。
- ②【課題2】である「聴覚障害児の教育課程及び指導法」のDVDを視聴して、「学修の成果」（学習を経て自らが学んだことや考えたこと）を800字程度、「将来の展望」（学修成果を教職に就くにあたってどのように活かしていくか）を800字程度で記述してください。

(3) レポートのレイアウト

(4) レポートの提出期限と提出場所

2022年度 博物館実習オリエンテーション

博物館実習 オリエンテーション①（実習事前指導）

日 時：2022年4月11日（月） 17：00～

場 所：1203教室

1. 事務手続きについて
 - ・実習生調書
 - ・誓約書
2. 実習心得等について
 - ・博物館実習心得
 - ・博物館実習要項

博物館実習 オリエンテーション②（実習事前指導）

日 時：2022年6月17日（金） 11：20～

場 所：1201教室

1. 実習生名簿
2. 誓約書について
3. 実習におけるコロナ対策について
4. お礼状について
5. 実習費について

博物館実習 参加申込み説明会 [2～3年生対象]

日 時：2023年1月20日（金） 15時20分～

場 所：6101教室

- 内 容：1. 今年度博物館実習を終えた学生による「体験発表」を聴講と質疑応答
2. 来年度「博物館実習」の履修登録（参加申込み）について

■ 志學館大学「教職課程」のあゆみ

年度	志學館大学の課程認定の経緯	文部科学省の動向
昭和54年度	○志學館大学の前身となる 鹿児島女子大学の開学	
諸和54年度	○中学校1級普通免許状(国・英)認可 ○高等学校2級普通免許状(国・英)認可	※旧文部省より、開学と同時に 左記の教職課程の認定許可
昭和56年度	○中学校1級普通免許状(国・英・社)認可 ○高等学校2級普通免許状(国・英・社)認可	
平成元年度	○中学校1種普通免許状(国・英・社)認可 ○高等学校1種普通免許状(国・英・社)認可	※昭和63年 「教育職員免許法」改正 1級免→1種免へ
平成3年度	○中学校1種普通免許状(国・英・社)認可 ○高等学校1種普通免許状(国・英・公民)認可	※平成2年 高等学校の教育課程再編により 「社会科」⇒「地理歴史」「公民」
平成11年度	◆鹿児島女子大学から 志學館大学へ名称変更(同時に法学部設立)	
平成12年度	○中学校1種普通免許状(国・英・社)認可 ○高等学校1種普通免許状(国・英・公民)認可	
平成12年度	※「教職に関する科目」に「総合演習」を導入	※平成12年 教職課程に「総合演習」科目を「教 職に関する科目」に必修化 (3年次に位置づけること) →平成14年から、小・中学校に「総 合的な学習の時間」の科目導入の ため
平成15年度	○中学校1種普通免許せこく状(国・英・社)認可 ○高等学校1種普通免許状(国・英・公民 地理歴史)認可 ※人間関係学部・人間文化学科に地理歴史コース 開設のため「高校1種免(地理歴史)」の課程 認定許可。	
平成22年度	※「教職に関する科目」に「教職実践演習」を導入	※平成22年 教職課程に「教職実践演習」科目を 「教職に関する科目」に必修化(4 年後期) →教員養成段階での質向上のために 設置 →平成12年導入「総合演習」科目を 廃止
平成26年度	◆教職センター組織設置	
平成27年度	◆教職センター室を開設 ◆『志學館大学教職センター紀要創刊号』発刊	
平成28年度	◆養護教諭1種免許状認可 ◆『志學館大学教職センター紀要第2号』発刊	
平成29年度	◆教職課程「再課程認定」申請書を文部科学省に 提出(※平成31年「再課程認定」許可予定) ◆『志學館大学教職センター紀要第3号』発刊	※教職課程「再課程認定」申請は 「中1種免(国・英・社)」「高1 種免(国・英・地歴・公民)」「養 護1種免」

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆文部科学省より教職課程「再課程認定」の許可認定。※（平成31年1月25日文部科学省より認定） ◆『志學館大学教職センター紀要第4号』発刊 	<p>※教職課程「再課程認定」の認定免許種「中1種免（国・英・社）」、「高1種免（国・英・地歴・公民）」、「養護1種免」</p>
令和元年度 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成29年11月「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」により教職課程新法開始 ◆『志學館大学教職センター紀要第5号』発刊 	<p>※教職課程に「特別支援教育概論」と「総合的な学習の時間の指導法」を必修化</p>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆「養護教諭免許教職課程」の完成年度 ※（平成28年度に文部科学省より「養護教諭免許教職課程」の認定を許可され、平成29年度入学生から「養護教職課程」がスタートし、令和2年度に「養護教職課程」の完成年度を迎え、第1回の「養護教諭免許取得者」の卒業生を送り出す。 ◆『志學館大学教職センター紀要第6号』発刊 	<p>※令和2年度は、「コロナ禍」における「教育実習（養護実習を含む）」「臨床看護実習」「介護等体験」の特例措置を発令。</p>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆『志學館大学教職センター紀要第7号』発刊 ◆教職課程履修科目に令和3年度入学生から「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が必須科目となる。 	<p>※令和3年度は、「コロナ禍」における「臨床看護実習」「介護等体験」の特例措置を発令。</p>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆『志學館大学教職センター紀要第8号』発刊 ◆令和3年度までの『志學館大学教職課程自己点検評価』を実施し、令和4年度4月末に「教職センターHP」に掲載 ◆令和3年度までの『志學館大学教職課程自己点検評価』を「全国私立大学教職課程協会」に申請し「完了証」発行可として受理された。 	<p>※令和4年度は、「コロナ禍」における「臨床看護実習」「介護等体験」の特例措置を発令。</p>

教職センター運営会議（2022年度）

第1回 教職センター運営会議

日 時：2022年5月9日(金) 9：40～
場 所：第1会議室（会議棟2階）

確認事項 前回議事要旨確認
議 題

<審議事項>

1. 2022年度教育実習の代替措置について（資料1）
2. 2022年度介護等体験の代替措置について（資料1・2）
3. 教育実習・養護実習 実習校への訪問担当者について（資料3）
4. 教職センターの運営及び係分担について（資料4）
5. 新入生・在学生オリエンテーションについて（資料5）
6. その他

<報告事項>

1. 教職課程・学芸員資格・司書資格の登録者について（資料6）
2. 前期教職センターの在室当番について（資料7）
3. その他

第2回 教職センター運営会議

日 時：2022年7月13日(水) 15：20～
場 所：第3・4会議室（会議棟1階）

確認事項 前回議事要旨確認
議 題

<審議事項>

1. 2022年度教育実習について（資料1）
2. 2022年度博物館実習について（資料2）
3. その他

<報告事項>

1. 2022年度学校支援ボランティア（前期）申込者について（資料3）
2. 2022年度介護等体験の代替措置について（資料4）
3. 2022年度臨床看護実習（学外）の代替措置について（資料5）
4. 教職課程履修登録オリエンテーションについて
（9/1(水)・9/7(水) 11：20～ 1220 or 6101教室）
5. 前期教職センターの在室期間について
6. 後期教職センターの在室当番について（資料6）
7. その他

第3回 教職センター運営会議

日 時：2022年9月15日(木) 11:20～

場 所：第3・4会議室(会議棟1階)

確認事項 前回議事要旨確認

議 題

<審議事項>

1. 2023年度規程改正(案)について(資料1)
2. 2023年度カリキュラムについて(資料2)
3. 博物館実習について(資料3)
4. その他

<報告事項>

1. 教職センター在室当番について(後期)(資料4)
2. その他

第4回 教職センター運営会議

日 時：2022年12月23日(金) 11:20～

場 所：第3・4会議室(会議棟1階)

確認事項 前回議事要旨確認

議 題

<審議事項>

1. 教育実習及び養護実習の成績評価について(資料1)
2. 博物館実習の成績評価について(資料2)
3. 在学生教職課程オリエンテーションについて(資料3)
4. 2023年度カリキュラムについて(資料4)
5. 教職課程履修要項一部改正について(資料5)
6. その他
・養護教諭免許取得のための科目等履修生について(机上配布)

<報告事項>

1. 2022年度「教育実習I」の授業観察について
2. 2022年度「介護等体験代替措置」の完了について(資料6)
3. 教職課程・司書資格・学芸員資格の登録者について(資料7)
4. 放送大学学校図書館司書教諭講習の単位認定について(資料8)
5. 学校支援ボランティア活動(後期)について(資料9)
6. 後期教職センター在室期間について(年内:12/23、年度内:2/3まで)
7. 2023年度教職センターオリエンテーションについて(資料10)
8. 2022年度教員免許状授与申請予定者について(資料11)

9. その他

- ・教職センター紀要第8号について（資料12）

第5回 教職センター運営会議

日 時：2022年2月1日(水) 13:00～

場 所：第3・4会議室（会議棟1階）

確認事項 前回議事要旨確認

議 題

<審議事項>

1. 教職課程履修要項一部改正について（資料1）
2. 教育実習受講資格条件の変更について（資料2）
3. 「教育実習I」の成績評価について（資料3）
4. その他

<報告事項>

1. その他

第6回 教職センター運営会議

日 時：2023年2月27日(水) 13:40～

場 所：第3・4会議室（会議棟1階）

確認事項 前回議事要旨確認

議 題

<審議事項>

1. 保健室ボランティアについて（資料1）
2. 2023年度教育実習及び養護実習の受講資格判定について（資料2）
3. 2023年度博物館実習の受講資格判定について（資料3）
4. 博物館実習の受講要件について（資料4）
5. 在学生教職課程オリエンテーションについて（資料5）
6. 2023年度教職センターオリエンテーションについて（資料6）
7. 「教職課程履修要項」一部改正について（資料7）
8. その他

<報告事項>

1. 「教職センター紀要第8号」について（資料8）
2. 2023年度前期教職センター室在室当番について
3. その他

編 集 後 記

コロナ感染も4年目になり、オミクロン株の第8派の感染拡大が落ち着いたように見えるが、終息した訳ではなく、感染者数や死亡者数は毎日報道されている。しかし、3月13日からマスク着用は個人の判断にまかせることになった。コロナは5月から感染症法上の位置付けが5類から2類に変更になり、インフルエンザと同じ扱いになる。本当にそれで良いのか不安を感じる人も多いのではないだろうか。これからもwith coronaは続くので決して気を緩めることなく感染防止に努めていかなければならない。

教職課程の自己点検評価や新科目「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に続いて、文部科学省は、現在、教員採用や教員養成についての改革を推進している。例えば、教員不足の解消のために教員採用試験や教育実習の時期の早期化、教員の過剰労働に対し残業手当の検討や休日の部活動指導について地域社会やスポーツジム等の一般指導者の活用などを検討している。教員免許状の取得条件の緩和についても検討中である。しかし、これらの対策で、どれくらい教員希望者が増えるのだろうか。

なぜ、学生が教員を志望しなくなったのかを、しっかりと調査分析しその原因を解決しなければならないし、社会人になってからも年齢に関係なく教員になれる方法などもあって良いのではないだろうか。

さらに、他にも教員が直面している様々な課題はたくさんあるが、それらが次々に解決されていかなければ、簡単に志望者増に転換するのは困難であろう。

また、現場の教育関係者が教員という仕事の魅力を、次代を担う児童生徒や学生に自分の教育活動を通して伝えていくことも重要である。これは、まさに大学で教職課程を担当する我々の使命であると考えられる。

本学の教職センター紀要は、2016年（平成28年）の教職センター室の開室とともに創刊号を発刊し、この第8号の発刊となった。教職員が日々積み重ねた研究成果を論文、研究ノート、実践報告、研修報告、事業報告等にまとめて編集したものである。多忙な時期に「研究紀要」の執筆に取り組んでいただいた皆様をはじめ、校正、編集作業に全力を注いでいただいた関係者の皆様、関係各位に心から感謝の意を表させていただきます。

本学の教職センター紀要はまだ、第8号であるが今後、益々、日々の研究や実践の継続・深化を図りながら、研究紀要の発刊を積み重ねていきたいと考える。

教職センター紀要 編集委員一覧

志學館大学 教職センター	野 浪 俊 子
	宗 建 郎
	前 迫 勇 太
	新 納 雅 樹

志學館大学教職センター紀要第8号

2023(令和5)年3月発行

発行者 志學館大学教職センター

〒890-8504 鹿児島市紫原1丁目59-1

☎099-812-8501 FAX: 099-257-0308

印刷所 斯文堂株式会社

〒891-0122 鹿児島市南栄2-12-6

☎099-268-8211 FAX: 099-269-5198

